

かながわの青少年2019

神奈川県青少年白書〈令和元年版〉

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 かながわの青少年の現状 | 15 |
| 第1 青少年の成長と自立・参加・共生 | 15 |
| 1 人口 | 15 |
| (1) 人口 | 15 |
| ア 人口の推移 | 15 |
| イ 市町村別人口の割合 | 15 |
| (2) 世帯数 | 18 |
| (3) 児童・生徒数 | 19 |
| ア 在学者数 | 19 |
| イ 外国籍児童・生徒の状況 | 20 |
| 2 健康 | 20 |
| (1) 体格 | 20 |
| (2) 体力・運動能力 | 21 |
| ア 握力 | 21 |
| イ 持久走 | 22 |
| ウ 50m走 | 22 |
| エ ソフト・ハンドボール投げ | 23 |
| 3 生活習慣と意識 | 23 |
| (1) 基本的な生活習慣 | 23 |
| ア 朝食の摂取状況 | 23 |
| イ 睡眠時間 | 24 |
| ウ テレビ等視聴時間 | 24 |
| エ 家での勉強 | 25 |
| (2) 家庭でのコミュニケーション | 26 |
| (3) 青少年の意識 | 27 |
| ア 自己肯定感 | 27 |
| イ 人間関係 | 29 |
| ウ 「いのち」について | 30 |
| 4 地域との関わり | 31 |
| (1) 挨拶 | 31 |
| (2) 地域行事への参加 | 31 |
| (3) 運動部や地域スポーツクラブへの加入状況 | 32 |
| 5 青少年の就労 | 33 |
| (1) 新卒業者の進路 | 33 |
| (2) 新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況 | 34 |
| ア 高校新卒者の就職内定状況 | 34 |
| イ 大学卒業（予定）者の就職（内定）状況 | 34 |
| ウ 離職率 | 35 |
| 6 ライフキャリア・結婚 | 35 |
| 第2 困難を有する青少年 | 37 |
| 1 児童虐待の状況 | 37 |

| | | |
|------------|---|----|
| 2 | いじめ・暴力行為及び不登校の状況 | 38 |
| 3 | 問題行動等 | 39 |
| | (1) 非行少年の状況 | 39 |
| | (2) 薬物乱用の状況 | 40 |
| | (3) 不良行為少年の状況 | 41 |
| | (4) 福祉犯罪による被害の状況 | 42 |
| 4 | ひきこもりの状況 | 43 |
| | (1) ひきこもりの数 | 43 |
| | (2) ひきこもりの若者が抱える不安要素 | 43 |
| | (3) ひきこもりになったきっかけ | 44 |
| | (4) 小中学校時代の経験 | 44 |
| | (5) 相談実績からみたひきこもりの状況 | 45 |
| 5 | 若年無業者 | 47 |
| 6 | 子どもの貧困 | 47 |
| 7 | 自殺 | 48 |
| 第3 | 青少年をはぐくむ環境 | 49 |
| 1 | 情報化の急激な進展と青少年への影響 | 49 |
| | (1) 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率 | 49 |
| | (2) その他のインターネット接続機器のインターネット利用率 | 49 |
| | (3) 低年齢層の子どものインターネット利用率 | 50 |
| | (4) 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率 | 50 |
| | (5) その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率 | 51 |
| | (6) インターネット上のトラブル等の経験 | 51 |
| | (7) 生活面への影響 | 52 |
| | (8) 出会い系サイト等を巡る事件の被害状況 | 53 |
| 2 | 青少年と地域社会 | 54 |
| | (1) 大人の意識 | 54 |
| | (2) 保護者の意識 | 54 |
| | ア 家庭でのしつけ・教育 | 54 |
| | イ 家庭でのコミュニケーション | 55 |
| | (3) 地域と学校との関わり | 56 |
| | (4) 青少年団体 | 56 |
| | ア 子ども会 | 56 |
| | イ 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数 | 57 |
| 第2章 | 青少年施策の展開 | 58 |
| 第1 | かながわ青少年育成・支援指針の概要 | 58 |
| 第2 | 平成30年度における青少年施策の実施状況(令和元年度新規事業を含む) | 59 |
| 1 | すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援 | 59 |
| | (1) 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援 | 59 |

| | |
|--|----|
| ア 基本的な生活習慣と基本意識の形成 | 59 |
| (ア) 食の安全・安心確保事業..... | 59 |
| (イ) かながわ産食材を活用した学校給食の推進..... | 59 |
| (ウ) 食育推進事業..... | 59 |
| (エ) 学校における食育推進の取組..... | 59 |
| (オ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）..... | 59 |
| イ 基礎学力の確実な習得と体力の向上 | 60 |
| (ア) かながわ学力向上実践推進事業..... | 60 |
| (イ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進..... | 60 |
| (ウ) 子どもの遊び・運動推進事業..... | 60 |
| (エ) 3033運動の推進..... | 60 |
| (オ) 県民スポーツ月間の取組..... | 60 |
| (カ) 「かながわパラスポーツ」の推進..... | 60 |
| (キ) 障がい者スポーツの普及推進..... | 60 |
| ウ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援 | 61 |
| (ア) マグネット・カルチャー推進事業..... | 61 |
| (イ) 高校国際教育支援事業..... | 61 |
| (ウ) 三県省道スポーツ交流事業..... | 61 |
| (エ) 内閣府青年国際交流事業..... | 61 |
| (オ) 青少年科学活動推進事業..... | 61 |
| (カ) 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業..... | 63 |
| (キ) 私立学校国際バカロレア推進事業..... | 63 |
| (ク) 私立学校グローバル教育推進事業【新規】..... | 63 |
| (ケ) 英語資格検定試験活用促進支援事業..... | 63 |
| (コ) 神奈川県高校生留学促進事業..... | 63 |
| (サ) アスリートの育成及び指導者への支援..... | 63 |
| (シ) パラリンピアン育成及び指導者への支援..... | 63 |
| エ 命を大切に、思いやりをはぐくむ教育の充実 | 63 |
| (ア) 「いのちの授業」普及啓発事業..... | 63 |
| (イ) 人権教育研究推進事業..... | 64 |
| (ウ) 人権教育推進事業..... | 64 |
| (エ) 人権啓発事業（「こんな子いるよね」）..... | 64 |
| (オ) 「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育推進事業..... | 64 |
| (カ) いのちの大切さを学ぶ教室..... | 64 |
| オ 心と体の健康に関する教育の充実 | 65 |
| (ア) 学校保健安全の観点からの指導（心と体の健康相談等研修講座）..... | 65 |
| カ 子どもの未病対策の推進 | 65 |
| (ア) 子どもの未病対策推進事業..... | 65 |
| (イ) 子どもの未病対策応援プログラムの推進..... | 65 |
| (ウ) 高校における未病学習推進事業..... | 65 |
| (エ) 認知症未病改善推進強化事業..... | 65 |
| (オ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進..... | 65 |
| (2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進 | 66 |
| ア 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びの機会の提供 | 66 |
| (ア) 青少年支援・指導者育成推進事業..... | 66 |

| | |
|---|----|
| イ 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進 | 66 |
| (ア) 活動支援事業..... | 66 |
| (イ) 三県省道スポーツ交流事業..... | 66 |
| (ウ) あーすフェスタかながわ開催事業..... | 66 |
| (エ) 地球市民かながわプラザの運営..... | 66 |
| (オ) 高校国際教育支援事業..... | 66 |
| (カ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進）..... | 66 |
| (キ) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育の国際化）..... | 66 |
| (ク) 青少年支援・指導者育成推進事業..... | 67 |
| (ケ) 地域活動人材育成の取組..... | 67 |
| (コ) 内閣府青年国際交流事業..... | 67 |
| (サ) 小・中・高校生等の森林学習等の支援..... | 67 |
| (シ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業..... | 67 |
| (ス) 体験活動・ボランティア活動支援事業..... | 67 |
| (セ) 国際・英語教育活動..... | 67 |
| (ソ) 高校生国際交流支援事業..... | 67 |
| ウ 体験学習の支援、文化芸術、スポーツ活動の支援 | 67 |
| (ア) 食の安全・安心確保事業..... | 68 |
| (イ) 県立学校公開講座事業（親子ものづくり体験教室）..... | 68 |
| (ウ) （地独）神奈川県立産業技術総合研究所における理解増進事業の連携・協力..... | 68 |
| (エ) 科学技術理解増進事業..... | 68 |
| (オ) 科学技術人材共同参画事業（大学発・政策提案）..... | 68 |
| (カ) かながわ発・中高生のためのサイエンスフェアの開催..... | 68 |
| (キ) 水源地域を学ぶ体験学習の機会拡大事業..... | 69 |
| (ク) 青少年支援・指導者育成推進事業..... | 69 |
| (ケ) 青少年科学活動推進事業..... | 69 |
| (コ) 環境・エネルギー学校派遣事業..... | 69 |
| (サ) マグネット・カルチャー推進事業..... | 69 |
| (シ) 伝統芸能等普及振興事業..... | 69 |
| (ス) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助事業..... | 70 |
| (セ) 青少年舞台芸術活動推進事業..... | 70 |
| (ソ) 県立ふれあいの村指定管理事業..... | 70 |
| (タ) 文化芸術による子供育成総合事業..... | 70 |
| (チ) 県民スポーツ月間の取組..... | 70 |
| (ツ) スポーツ大会の支援..... | 70 |
| (テ) 「かながわパラスポーツ」の推進..... | 70 |
| (ト) 障がい者スポーツの普及推進..... | 71 |
| (ナ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進..... | 71 |
| (ニ) セーリング競技の機運醸成【新規】..... | 71 |
| (ヌ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進）..... | 71 |
| (ネ) とともに生きる社会推進事業【新規】..... | 71 |

| | |
|---|----|
| エ 県・市町村・青少年団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進 | 71 |
| (ア) 青少年支援・指導者育成推進事業 | 71 |
| (イ) 地域活動人材育成の取組 | 72 |
| (3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成 | 73 |
| ア 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底 | 73 |
| (ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進 | 73 |
| (イ) 未成年者等喫煙防止対策事業 | 73 |
| (ウ) 高校生等への喫煙防止教育の実施 | 73 |
| (エ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進 | 73 |
| イ 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底 | 73 |
| (ア) 薬物乱用防止対策 | 73 |
| (イ) 私学団体補助（薬物乱用防止研修） | 74 |
| (ウ) 私立学校への啓発事業 | 74 |
| (エ) 薬物乱用防止教室の開催 | 74 |
| ウ 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成 | 75 |
| (ア) エイズ予防啓発事業（青少年エイズ・性感染症予防講演会） | 75 |
| (イ) 思春期保健事業 | 75 |
| (ウ) 学校保健安全の観点からの指導（性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について） | 75 |
| エ その他被害防止に関する教育の推進 | 75 |
| (ア) 総合防災センター機能強化事業（若者防災講座） | 75 |
| (イ) 少年少女消防教育 | 75 |
| (ウ) 防犯人材育成事業 | 75 |
| (エ) 人権啓発事業（中学生向けデートDV防止啓発冊子作成） | 75 |
| (オ) 人権啓発事業（デートDV防止啓発事業） | 76 |
| (カ) 消費者教育推進事業（学校における消費者教育の推進） | 76 |
| (キ) 消費者教育啓発学習事業（消費生活出前講座） | 76 |
| (ク) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座） | 76 |
| (4) 社会的・経済的な自立の促進 | 77 |
| ア 社会参画、シチズンシップ教育の推進 | 77 |
| (ア) 神奈川県環境インターンシップ | 77 |
| (イ) 特命子ども地域アクタープロジェクト | 77 |
| (ウ) かながわ子ども合衆国事業 | 77 |
| (エ) 中学生の主張 | 77 |
| (オ) シチズンシップ教育 | 77 |
| (カ) 少年の社会参加活動 | 77 |
| イ ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成 | 78 |
| (ア) ライフキャリア教育支援事業 | 78 |
| (イ) 恋カナ！プロジェクト | 78 |
| ウ キャリア教育の推進と職業能力開発 | 78 |
| (ア) 高校生学習活動コンソーシアム事業 | 78 |
| (イ) 女性の活躍応援団支援事業（かながわりケジョ・エンカレッジプログラム） | 78 |
| (ウ) 学校と社会の架け橋プロジェクト | 78 |
| (エ) 仕事のまなび場事業 | 79 |

| | |
|--|----|
| (オ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進） | 79 |
| (カ) 大学生等就職促進委託訓練事業 | 79 |
| (キ) 専門課程訓練事業 | 79 |
| (ク) 普通課程訓練推進事業 | 79 |
| (ケ) 人材育成支援センター事業 | 79 |
| (コ) 企業コラボ型訓練事業 | 79 |
| (サ) 職業能力開発推進（かなテクカレッジ活用キャリア教育等推進事業） | 80 |
| エ 若者の就労支援の強化 | 80 |
| (ア) 漁業就業支援事業 | 80 |
| (イ) 就農支援活動事業（新規就農啓発事業） | 80 |
| (ウ) オープンカレッジ | 80 |
| (エ) 若年者就業支援 | 80 |
| (オ) 労働相談等事業（若年者労働教育支援） | 80 |
| 2 困難を有する青少年の社会的自立の支援 | 82 |
| (1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実 | 82 |
| ア かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援 | 82 |
| (ア) かながわ子ども・若者総合相談事業 | 82 |
| イ 少年相談活動の充実 | 82 |
| (ア) 少年相談活動 | 82 |
| ウ 医療、福祉、教育等の専門職による適切な相談・支援体制の充実 | 82 |
| (ア) 性的マイノリティ（LGBT等）交流相談事業 | 82 |
| (イ) 子ども人権相談室推進事業（国庫事業） | 82 |
| (ウ) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部） | 82 |
| (エ) こころの健康づくり専門相談事業 | 82 |
| (オ) 精神保健福祉普及相談事業 | 82 |
| (カ) 特定（依存症）電話相談 | 83 |
| (キ) SNSを活用したいじめ相談体制の構築【新規】 | 83 |
| (ク) スクールカウンセラー配置活用事業 | 83 |
| (ケ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業 | 83 |
| (コ) 教育相談事業 | 83 |
| エ 各相談機関・民間団体間の連携促進 | 83 |
| (ア) かながわ子ども・若者総合相談事業 | 83 |
| (イ) ひきこもり等相談関係事業 | 83 |
| (ウ) 教育相談事業 | 83 |
| (2) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援 | 84 |
| ア ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族への支援 | 84 |
| (ア) 地域若者サポートステーションの設置運営 | 84 |
| (イ) 学校と社会の架け橋プロジェクト | 84 |
| (ウ) ひきこもり支援サイト運営 | 84 |
| (エ) ひきこもり等相談関係事業 | 85 |
| (オ) ひきこもり等青少年自立支援事業 | 85 |
| (カ) ふれあい心の友訪問援助事業 | 85 |
| (キ) あすなろサポートステーションでの児童への支援事業 | 85 |

| | |
|--|----|
| イ 発達障害等のある青少年とその家族への支援 | 85 |
| (ア) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部） | 85 |
| (イ) 高校通級実践事業 | 85 |
| ウ ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族に対するNPO等 民間団体への支援 | 85 |
| (ア) ひきこもり等相談関係事業 | 85 |
| (イ) フリースペース等事業補助 | 85 |
| エ NPO等との協働による自立支援 | 86 |
| (ア) ひきこもり等青少年自立支援事業 | 86 |
| (イ) 性的マイノリティ（LGBT等）研修事業 | 86 |
| (ウ) 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業 | 86 |
| (エ) 精神疾患や発達障がい狭間にいる若者の就学・就労を目指した自立支援 | 86 |
| (3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進 | 87 |
| ア 非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成 | 87 |
| (ア) 交通安全県民運動事業 | 87 |
| (イ) 薬物乱用防止対策 | 87 |
| (ウ) 少年柔道・剣道活動の推進 | 87 |
| (エ) 非行防止教室の開催 | 87 |
| (オ) 薬物乱用防止教室の開催 | 88 |
| (カ) いのちの大切さを学ぶ教室 | 88 |
| イ 地域連携による非行防止対策の充実 | 88 |
| (ア) 非行・被害防止サミット | 88 |
| (イ) 少年サポートチーム活動 | 88 |
| (ウ) スクールサポーターの活動 | 89 |
| (エ) 少年補導員の活動 | 89 |
| ウ 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止 | 89 |
| (ア) サイバー補導の推進 | 89 |
| (イ) 街頭補導活動 | 89 |
| (ウ) 少年補導員の活動 | 89 |
| エ 少年サポートチーム、地域のボランティア等による非行少年の立ち直り 支援 | 90 |
| (ア) 更生保護事業への支援 | 90 |
| (イ) 少年サポートチーム活動 | 90 |
| (ウ) 大学生少年サポーターの活動 | 90 |
| (4) 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実 | 91 |
| ア 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組への支援 | 91 |
| (ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒対策） | 91 |
| (イ) 私学団体補助（いじめ・暴力行為防止関連研修） | 91 |
| (ウ) SNSを活用したいじめ相談体制の構築【新規】 | 91 |
| (エ) いじめ問題対策推進 | 91 |
| (オ) 支えあう学校づくり協働推進事業 | 91 |
| (カ) NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業 | 91 |
| (キ) 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導 | 91 |
| (ク) 少年サポートチーム活動 | 91 |
| イ 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応 | 92 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (ア) ふれあい心の友訪問援助事業 | 92 |
| (イ) 少年補導員の活動 | 92 |
| ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・ | |
| 支援体制の充実 | 92 |
| (ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育相談体制の整備） | 92 |
| (イ) スクールカウンセラー配置活用事業 | 92 |
| (ウ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業 | 92 |
| (エ) 教育相談事業 | 92 |
| (5) 子どもの貧困問題への対応 | 93 |
| ア 就学や学資の援助等の教育支援 | 93 |
| (ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | 93 |
| (イ) 私立高等学校等生徒学費補助 | 93 |
| (ウ) 私立学校生徒学費緊急支援補助 | 93 |
| (エ) 被災児童生徒就学支援補助 | 93 |
| (オ) 外国人学校生徒等学費補助 | 93 |
| (カ) 高校生等奨学給付金制度 | 93 |
| (キ) 高等学校等就学支援金制度 | 93 |
| (ク) 小中学校等就学支援金制度 | 93 |
| (ケ) 高等学校奨学金制度 | 93 |
| (コ) 地域未来塾推進事業費補助 | 93 |
| イ 相談や交流機会の提供等の生活支援 | 94 |
| (ア) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 | 94 |
| (イ) かながわ子ども支援協議会の設置・開催 | 94 |
| (ウ) ポータルサイト「カナ・カモミール」の運営 | 94 |
| (エ) ひとり親家庭夜間休日相談の実施 | 94 |
| (オ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業補助 | 94 |
| (カ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業 | 94 |
| ウ 職業訓練等の保護者に対する就労支援 | 95 |
| (ア) 高等職業訓練促進給付金等支給 | 95 |
| (イ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助 | 95 |
| (ウ) 短期課程訓練推進事業 | 95 |
| (エ) 離職者等委託訓練事業 | 95 |
| (オ) 介護福祉士養成委託訓練事業 | 95 |
| (カ) 保育士養成委託訓練事業 | 95 |
| (キ) 技術校生等就職促進事業 | 95 |
| (ク) 職業訓練手当支給 | 96 |
| (ケ) 障害者就職促進委託訓練事業 | 96 |
| (コ) 障害者職業能力開発事業 | 96 |
| エ 各種手当の支給等の経済的支援 | 96 |
| (ア) 児童扶養手当 | 96 |
| (6) 被害防止・保護活動の推進 | 97 |
| ア 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実 | 97 |
| (ア) 人権教育研究推進事業 | 97 |
| (イ) 人権教育推進事業 | 97 |
| (ウ) 地域子育て支援人材育成事業 | 97 |

| | |
|--|-----|
| (エ) 虐待防止対策推進事業 | 97 |
| (オ) 児童相談所一時保護所への心理職員の配置 | 98 |
| (カ) 子ども安全110番の設置 | 98 |
| (キ) 児童虐待対策班の設置 | 98 |
| イ 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進 | 98 |
| (ア) 児童ポルノは絶対に許されないという広報啓発活動の推進 | 98 |
| ウ 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進 | 98 |
| (ア) 被害少年の保護活動 | 98 |
| エ 自殺対策の取組 | 98 |
| (ア) こころといのちのサポート事業 | 98 |
| (イ) かながわ自殺対策推進センター事業 | 98 |
| (ウ) こころといのちを守る自殺対策推進事業 | 98 |
| (エ) こころ・つなげよう電話相談事業 | 98 |
| オ 犯罪被害者等への支援 | 98 |
| (ア) 犯罪被害者等理解促進事業 | 98 |
| (イ) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業 | 99 |
| (ウ) 犯罪被害者サポートステーション運営 | 99 |
| (エ) 犯罪被害者等支援 | 99 |
| (オ) 犯罪被害者等支援事業補助 | 99 |
| 3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり | 100 |
| (1) 社会環境の健全化へ向けた取組の一層の推進 | 100 |
| ア 青少年保護育成条例の取組の推進（青少年保護育成条例に基づく取組） | 100 |
| (ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進 | 100 |
| イ 青少年喫煙飲酒防止条例の取組の推進（青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組） | 100 |
| (ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進 | 100 |
| ウ 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進 | 101 |
| (ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進 | 101 |
| エ 業界による自主規制の徹底 | 101 |
| (ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進 | 101 |
| (イ) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進 | 101 |
| オ 新たに出現する多様な業態への対応 | 101 |
| (ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進 | 101 |
| (2) 急激に進展する情報化社会への対応 | 102 |
| ア スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組 | 102 |
| (ア) サイバー防犯ボランティアによる啓発活動 | 102 |
| (イ) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座） | 102 |
| (ウ) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進 | 102 |
| (エ) 携帯電話教室 | 103 |
| イ 情報モラル・メディアリテラシーに関する教育やメディア技術を活用した学習の機会づくり | 103 |
| (ア) メディアリテラシー講座（中高生向け） | 103 |
| (イ) 情報モラルの育成 | 103 |

| | |
|--|-----|
| (ウ) 携帯電話教室 | 103 |
| ウ ネットいじめへの対応 | 103 |
| (ア) 情報モラルの育成 | 103 |
| (イ) 携帯電話教室 | 103 |
| (ウ) サイバー教室の開催等 | 104 |
| エ 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組の推進 | 104 |
| (ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進 | 104 |
| オ インターネット上の有害情報対策の推進 | 104 |
| (ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進 | 104 |
| (イ) インターネット利用による少年サポート活動 | 104 |
| (3) 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり | 105 |
| ア 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進 | 105 |
| (ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携 | 105 |
| (イ) 青少年支援・指導者育成推進事業 | 105 |
| (ウ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成） | 105 |
| (エ) 子ども支援フォーラム | 105 |
| イ 家庭・地域の教育力の向上 | 105 |
| (ア) 家庭教育推進事業（学習資料の作成） | 105 |
| (イ) 生涯学習推進事業 | 105 |
| ウ 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進 | 105 |
| (ア) 特命子ども地域アクタープロジェクト | 105 |
| (イ) 社会環境健全化を進める県民運動との連携 | 106 |
| (ウ) 地域学校協働活動推進事業（県立学校） | 106 |
| (エ) 地域学校協働活動推進事業費補助 | 106 |
| (オ) 地域貢献活動・ボランティア活動・手話教育推進事業 | 106 |
| (カ) スポーツ大会の支援 | 106 |
| (キ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進 | 106 |
| (ク) 総合型地域スポーツクラブのネットワークの構築 | 106 |
| エ 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり | 106 |
| (ア) 放課後児童健全育成事業費補助 | 106 |
| (イ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業補助 | 106 |
| (ウ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業 | 107 |
| (エ) フリースペース等事業補助 | 107 |
| (オ) 青少年支援・指導者育成推進事業 | 107 |
| (カ) 地域活動人材育成の取組 | 107 |
| (キ) 民生委員児童委員活動費補助 | 107 |
| (ク) 民生委員児童委員研修事業 | 107 |
| (ケ) 地域未来塾推進事業費補助 | 107 |
| (コ) 放課後子ども教室推進事業費補助 | 107 |
| (サ) 放課後子ども教室等推進事業運営 | 107 |
| (シ) 土曜日の教育活動支援事業費補助 | 108 |
| (ス) 少年補導員の活動 | 108 |
| (セ) スクールサポーターの活動 | 108 |
| オ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり | 108 |

| | |
|--|------------|
| (ア) 安全・安心まちづくり県民運動推進事業 | 108 |
| (イ) 防犯人材育成事業 | 108 |
| (ウ) 地域防犯力強化支援事業（安全・安心まちづくりに向けた地域防犯力の強化を支援） | 108 |
| (エ) 私立学校への啓発事業 | 109 |
| (オ) 受動喫煙防止対策等促進事業 | 109 |
| (カ) 暴力団排除条例に基づく取組の推進 | 109 |
| (キ) スクールサポーターの活動 | 109 |
| (ク) 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業 | 109 |
| (ケ) ピーガルくん子ども安全メールの運用 | 109 |
| カ 青少年育成団体、青少年指導員等の活動支援 | 110 |
| (ア) 民生委員児童委員活動費補助 | 110 |
| (イ) 民生委員児童委員研修事業 | 110 |
| (ウ) 地域活動人材育成の取組 | 110 |
| (エ) 青少年支援・指導者育成推進事業 | 111 |
| (オ) 更生保護事業への支援 | 111 |
| (カ) スポーツ指導者等の養成及びスポーツ情報の提供 | 111 |
| (キ) 総合型地域スポーツクラブ等人材の育成 | 111 |
| (ク) 障がい者スポーツの普及推進 | 111 |
| (ケ) 青少年行政総合推進（青少年育成表彰事業） | 111 |
| | |
| ・ 基本目標ごとの数値目標の達成状況 | 112 |
| | |
| 第3 子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開 | 115 |



お知らせ

| | |
|---|-----|
| ・ 「インターネット上の有害情報の氾濫について」～スマートフォン等へのフィルタリング設定の必要性～ | 116 |
|---|-----|

図・表 目 次

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成長と自立・参加・共生

1 人口

| | | |
|--------|----------------------------|----|
| 図1-1-1 | 人口の推移（神奈川県） | 15 |
| 表1-1-1 | 市町村別青少年人口の割合（神奈川県） | 16 |
| 図1-1-2 | 一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県） | 18 |
| 図1-1-3 | 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県） | 18 |
| 図1-1-4 | 在学者数の推移（神奈川県） | 19 |
| 表1-1-2 | 外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県） | 20 |

2 健康

| | | |
|--------|-----------------------------|----|
| 図1-2-1 | 身長の平均値の年次推移（神奈川県） | 20 |
| 図1-2-2 | 体重の平均値の年次推移（神奈川県） | 21 |
| 図1-2-3 | 握力の平均値の年次推移（神奈川県） | 21 |
| 図1-2-4 | 持久走の平均値の年次推移（神奈川県） | 22 |
| 図1-2-5 | 50m走の平均値の年次推移（神奈川県） | 22 |
| 図1-2-6 | ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県） | 23 |

3 生活習慣と意識

| | | |
|---------|-----------------------------------|----|
| 図1-3-1 | 朝食の摂取状況（神奈川県） | 23 |
| 図1-3-2 | 睡眠時間（神奈川県） | 24 |
| 図1-3-3 | テレビ等視聴時間（神奈川県） | 24 |
| 図1-3-4 | 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県） | 25 |
| 図1-3-5 | 家の人と学校での出来事について話をしますか（神奈川県） | 26 |
| 図1-3-6 | 家の人と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか（神奈川県） | 26 |
| 図1-3-7 | 家の手伝いをしていますか（神奈川県） | 27 |
| 図1-3-8 | 自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県） | 28 |
| 図1-3-9 | 将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県） | 28 |
| 図1-3-10 | 人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか（神奈川県） | 29 |
| 図1-3-11 | 人の役に立つ人間になりたいと思いますか（神奈川県） | 29 |
| 図1-3-12 | 学校で友達に会うのは楽しいと思いますか（神奈川県） | 30 |
| 図1-3-13 | 自分の「いのち」を大切に思うか（神奈川県） | 30 |

4 地域との関わり

| | | |
|--------|-----------------------------|----|
| 図1-4-1 | 近所の人に会ったときは、挨拶をしていますか（神奈川県） | 31 |
| 図1-4-2 | 今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県） | 31 |
| 図1-4-3 | 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県） | 32 |

5 青少年の就労

| | | |
|--------|--------------------------|----|
| 図1-5-1 | 高等学校卒業者の進路別割合（神奈川県） | 33 |
| 図1-5-2 | 大学卒業者の進路別割合（全国） | 33 |
| 図1-5-3 | 高校新卒者の就職内定率の推移（全国） | 34 |
| 図1-5-4 | 大学卒業（予定）者の就職（内定）率の推移（全国） | 34 |

| | | |
|--------|-------------------------|----|
| 図1-5-5 | 平成27年3月卒業者の在職期間別離職率（全国） | 35 |
|--------|-------------------------|----|

6 ライフキャリア・結婚

| | | |
|--------|------------------|----|
| 図1-6-1 | 生涯未婚率の推移（神奈川県） | 35 |
| 図1-6-2 | 未婚者の生涯の結婚意思（全国） | 36 |
| 図1-6-3 | 独身にとどまっている理由（全国） | 36 |

第2 困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

| | | |
|--------|-------------------------------|----|
| 図2-1-1 | 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県） | 37 |
| 表2-1-1 | 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県） | 37 |
| 図2-1-2 | 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県） | 37 |

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

| | | |
|--------|--------------------------|----|
| 図2-2-1 | いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県） | 38 |
| 図2-2-2 | いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県） | 38 |

3 問題行動等

| | | |
|--------|-----------------------------------|----|
| 表2-3-1 | 非行少年の推移（神奈川県） | 39 |
| 図2-3-1 | 非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県） | 39 |
| 表2-3-2 | 再犯者率の推移（神奈川県） | 40 |
| 表2-3-3 | 薬物乱用少年の推移（神奈川県） | 40 |
| 表2-3-4 | 平成30年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県） | 40 |
| 表2-3-5 | 不良行為少年の推移（神奈川県） | 41 |
| 図2-3-2 | 不良行為少年の行為別状況（神奈川県） | 41 |
| 図2-3-3 | 不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県） | 41 |
| 表2-3-6 | 福祉犯罪（刑法犯を含む）の推移（神奈川県） | 42 |
| 図2-3-4 | 平成30年中における福祉犯罪による被害少年の法令別状況（神奈川県） | 42 |

4 ひきこもりの状況

| | | |
|--------|-----------------------------------|----|
| 表2-4-1 | ひきこもり群の推計数（全国） | 43 |
| 図2-4-1 | ひきこもりの若者が抱える不安要素（全国） | 43 |
| 図2-4-2 | ひきこもりになったきっかけ（全国） | 44 |
| 図2-4-3 | 小中学校時代の学校での経験（全国） | 44 |
| 図2-4-4 | 小中学校時代の家庭での経験（全国） | 45 |
| 図2-4-5 | 相談実績(平成16～30年度)から見たひきこもりの状況（神奈川県） | 46 |
| 図2-4-6 | 相談実績(平成30年度)から見たひきこもりの状況（神奈川県） | 46 |

5 若年無業者

| | | |
|--------|-------------------|----|
| 図2-5-1 | 年齢階級別若年無業者の推移（全国） | 47 |
|--------|-------------------|----|

6 子どもの貧困

| | | |
|--------|-------------|----|
| 図2-6-1 | 子どもの貧困率（全国） | 47 |
|--------|-------------|----|

7 自殺

| | | |
|--------|----------------|----|
| 図2-7-1 | 若者の自殺者数の推移（全国） | 48 |
|--------|----------------|----|

| | | |
|--------|-----------------------------|----|
| 表2-7-1 | 19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県） | 48 |
|--------|-----------------------------|----|

第3 青少年をはぐくむ環境

1 情報化の急激な進展と青少年への影響

| | | |
|---------|---|----|
| 図3-1-1 | 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率（全国） | 49 |
| 図3-1-2 | その他のインターネット接続機器のインターネット利用率（全国） | 50 |
| 図3-1-3 | 低年齢層の子どものインターネット利用率（全国） | 50 |
| 図3-1-4 | 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率（全国） | 50 |
| 図3-1-5 | その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率（全国） | 51 |
| 図3-1-6 | インターネット上の経験（全国） | 51 |
| 図3-1-7 | インターネットの利用ルール設定と利用時間の関係 | 52 |
| 図3-1-8 | 睡眠時間とインターネットの利用時間の関係 | 52 |
| 図3-1-9 | 朝食とインターネットの利用時間の関係 | 52 |
| 図3-1-10 | 出会い系サイト等を利用した事件の被害児童の推移（神奈川県） | 53 |
| 図3-1-11 | コミュニティサイトに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの加入状況（全国） | 53 |

2 青少年と地域社会

| | | |
|--------|---|----|
| 図3-2-1 | 青少年をめぐる昨今の問題は親や地域住民など大人の責任が大きいかと思いますか（神奈川県） | 54 |
| 図3-2-2 | 今後10年くらいの間にどうなっていくと思いますか（神奈川県） | 54 |
| 図3-2-3 | 「家庭で子どもに十分しつけをしない・できない保護者が増えている」との声を聞くことがありますか、あなたはどのように感じていますか（全国） | 55 |
| 図3-2-4 | あなたは、一週間のうちで子どもと過ごす時間はどれくらいですか | 55 |
| 図3-2-5 | 保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか（神奈川県） | 56 |
| 表3-2-1 | 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県） | 56 |
| 図3-2-6 | 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数の推移（神奈川県） | 57 |

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成長と自立・参加・共生

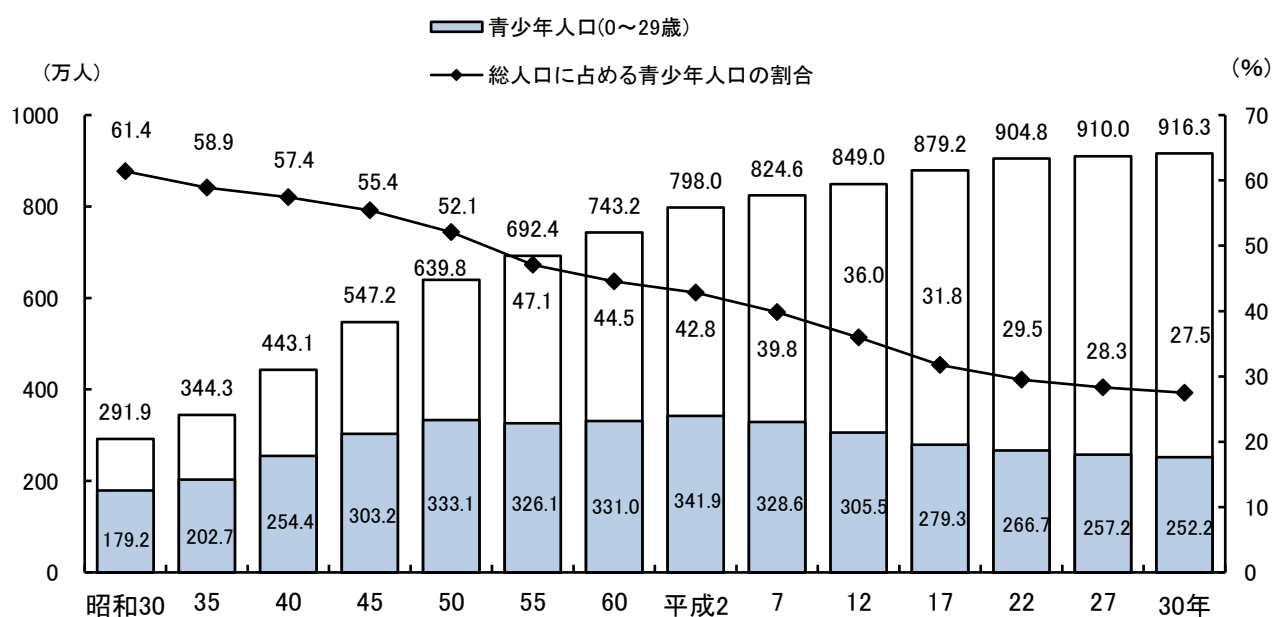
1 人口

(1) 人口

ア 人口の推移

本県の総人口は平成30年1月1日現在で916万3,279人（男457万0,674人、女459万2,605人）であり、0～29歳の青少年は252万2,521人（男130万1,833人、女122万0,688人）で総人口の27.5%になります。昭和30年には61.4%と過半数を占めていましたが、その後減少を続けています。

<図1-1-1 人口の推移（神奈川県）>



出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

※平成30年は、神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター：平成30年1月1日現在のものを加算）

イ 市町村別人口の割合

本県の青少年の人口を地域別で見ると、横浜市が102万9,355人と最も多く、県全体の青少年人口の40.8%を占めています。政令市を除く各市町村の人口総数に占める青少年人口の割合は、厚木市が29.0%と最も高く、最も低い真鶴町の17.5%とは、11.5%の差があります。

<表1-1-1 市町村別青少年人口の割合（神奈川県）>

| 地域・市区町村名 | 人口総数① | 青少年人口 | | |
|----------------|------------------|------------------|--------------|-----------------------|
| | | 0～29歳② | 構成比 | 青少年人口の割合 (②/①×100) |
| 県 計 | 9,163,279 | 2,522,521 | 100.0% | 27.5% |
| 横浜・川崎地域 | 5,238,441 | 1,469,003 | 58.2% | 28.0% |
| 横 浜 市 | 3,733,084 | 1,029,355 | 40.8% | 27.6% |
| 横浜市 鶴見区 | 288,966 | 83,158 | 3.3% | 28.8% |
| 横浜市 神奈川区 | 241,606 | 69,007 | 2.7% | 28.6% |
| 横浜市 西区 | 100,048 | 26,093 | 1.0% | 26.1% |
| 横浜市 中区 | 149,155 | 35,485 | 1.4% | 23.8% |
| 横浜市 南区 | 194,974 | 48,851 | 1.9% | 25.1% |
| 横浜市 保土ヶ谷区 | 206,515 | 56,000 | 2.2% | 27.1% |
| 横浜市 磯子区 | 166,515 | 42,899 | 1.7% | 25.8% |
| 横浜市 金沢区 | 200,033 | 52,749 | 2.1% | 26.4% |
| 横浜市 港北区 | 348,737 | 101,667 | 4.0% | 29.2% |
| 横浜市 戸塚区 | 277,016 | 77,019 | 3.1% | 27.8% |
| 横浜市 港南区 | 213,956 | 54,363 | 2.2% | 25.4% |
| 横浜市 旭区 | 245,756 | 63,140 | 2.5% | 25.7% |
| 横浜市 緑区 | 181,215 | 52,067 | 2.1% | 28.7% |
| 横浜市 瀬谷区 | 123,545 | 33,822 | 1.4% | 27.4% |
| 横浜市 栄区 | 120,887 | 30,496 | 1.2% | 25.2% |
| 横浜市 泉区 | 152,984 | 40,515 | 1.6% | 26.5% |
| 横浜市 青葉区 | 309,880 | 93,285 | 3.7% | 30.1% |
| 横浜市 都筑区 | 211,296 | 68,739 | 2.7% | 32.5% |
| 川 崎 市 | 1,505,357 | 439,648 | 17.4% | 29.2% |
| 川崎市 川崎区 | 229,953 | 65,278 | 2.6% | 28.4% |
| 川崎市 幸区 | 166,182 | 44,888 | 1.8% | 27.0% |
| 川崎市 中原区 | 254,414 | 78,951 | 3.1% | 31.0% |
| 川崎市 高津区 | 230,893 | 69,189 | 2.7% | 29.7% |
| 川崎市 多摩区 | 216,475 | 67,494 | 2.7% | 31.2% |
| 川崎市 宮前区 | 230,080 | 62,338 | 2.5% | 27.1% |
| 川崎市 麻生区 | 177,360 | 51,510 | 2.0% | 29.0% |
| 横須賀三浦地域 | 705,364 | 172,785 | 6.9% | 24.5% |
| 横須賀市 | 400,221 | 102,535 | 4.1% | 25.6% |
| 鎌倉市 | 172,129 | 40,467 | 1.6% | 23.5% |
| 逗子市 | 57,361 | 13,240 | 0.5% | 23.1% |
| 三浦市 | 43,723 | 9,120 | 0.4% | 20.9% |
| 葉山町 | 31,930 | 7,423 | 0.3% | 23.2% |
| 県央地域 | 1,572,147 | 438,637 | 17.4% | 27.9% |

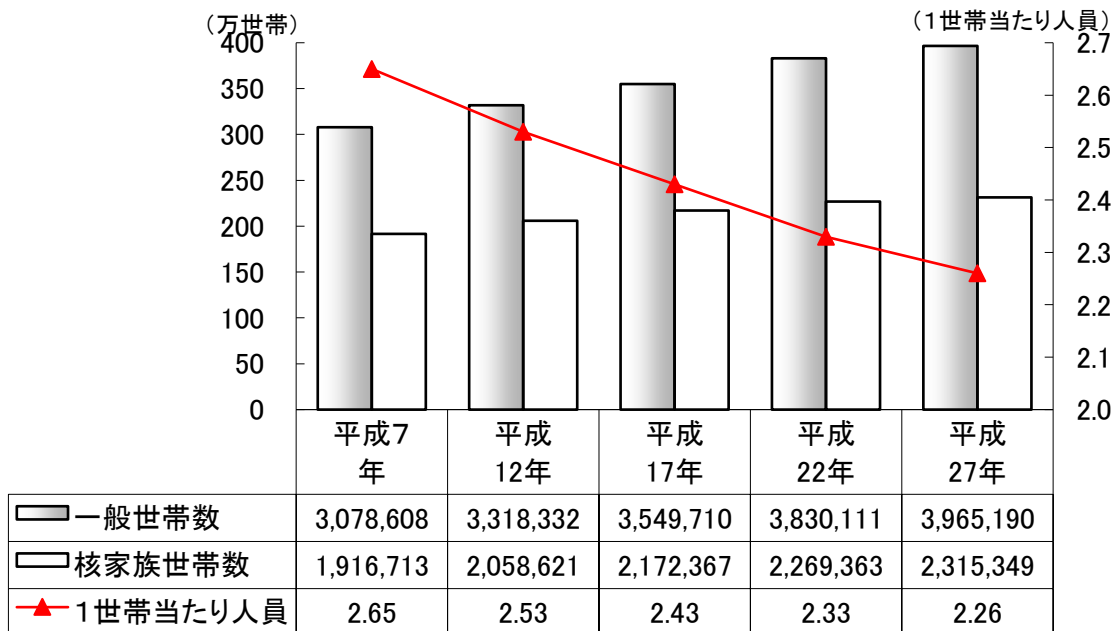
| | | | | |
|-------------|------------------|----------------|--------------|--------------|
| 相模原市 | 722,688 | 201,777 | 8.0% | 27.9% |
| 相模原市 緑区 | 172,347 | 46,757 | 1.9% | 27.1% |
| 相模原市 中央区 | 271,644 | 78,468 | 3.1% | 28.9% |
| 相模原市 南区 | 278,697 | 76,552 | 3.0% | 27.5% |
| 厚木市 | 225,812 | 65,390 | 2.6% | 29.0% |
| 大和市 | 235,378 | 65,705 | 2.6% | 27.9% |
| 海老名市 | 131,412 | 36,828 | 1.5% | 28.0% |
| 座間市 | 129,467 | 34,729 | 1.4% | 26.8% |
| 綾瀬市 | 84,250 | 23,453 | 0.9% | 27.8% |
| 愛川町 | 40,008 | 10,151 | 0.4% | 25.4% |
| 清川村 | 3,132 | 604 | 0.02% | 19.3% |
| 湘南地域 | 1,304,459 | 357,498 | 14.2% | 27.4% |
| 平塚市 | 258,381 | 69,221 | 2.8% | 26.8% |
| 藤沢市 | 429,249 | 121,934 | 4.8% | 28.4% |
| 茅ヶ崎市 | 240,951 | 64,970 | 2.6% | 27.0% |
| 秦野市 | 166,064 | 45,350 | 1.8% | 27.3% |
| 伊勢原市 | 102,143 | 29,093 | 1.2% | 28.5% |
| 寒川町 | 48,153 | 13,378 | 0.5% | 27.8% |
| 大磯町 | 31,530 | 7,109 | 0.3% | 22.5% |
| 二宮町 | 27,988 | 6,443 | 0.3% | 23.0% |
| 県西地域 | 342,868 | 84,598 | 3.3% | 24.7% |
| 小田原市 | 192,116 | 48,769 | 1.9% | 25.4% |
| 南足柄市 | 42,613 | 10,731 | 0.4% | 25.2% |
| 中井町 | 9,525 | 2,227 | 0.1% | 23.4% |
| 大井町 | 16,970 | 4,649 | 0.2% | 27.4% |
| 松田町 | 10,950 | 2,536 | 0.1% | 23.2% |
| 山北町 | 10,115 | 2,123 | 0.1% | 21.0% |
| 開成町 | 17,536 | 4,915 | 0.2% | 28.0% |
| 箱根町 | 11,599 | 2,761 | 0.1% | 23.8% |
| 真鶴町 | 7,051 | 1,237 | 0.04% | 17.5% |
| 湯河原町 | 24,393 | 4,650 | 0.2% | 19.1% |

出典：神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター 平成30年1月1日現在）を基に青少年課作成

(2) 世帯数

一般世帯総数、そのうちの核家族世帯数ともに増加傾向にあり、一般世帯の1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。また、一般世帯の家族類型の割合の推移では、夫婦と子どもからなる世帯が減少傾向にあります。

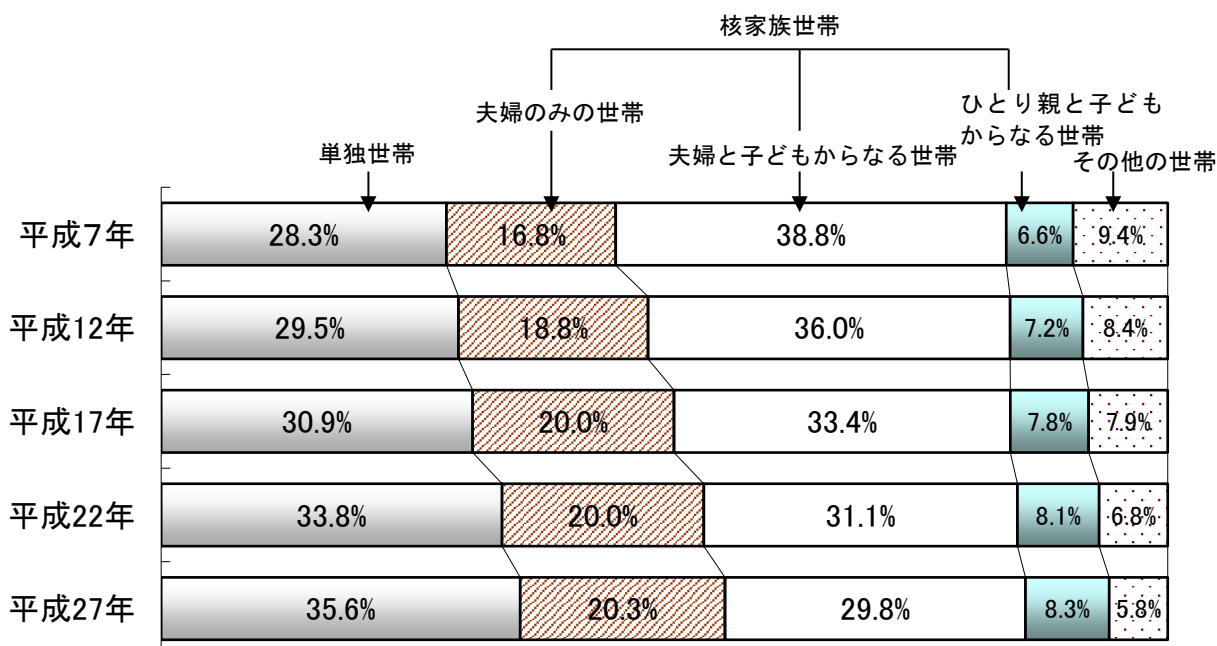
<図1-1-2 一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県）>



- (注) 1 ここでいう一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいう。
 2 核家族世帯とは、一般世帯のうち①夫婦のみ ②夫婦と子供からなる世帯 ③ひとり親と子供からなる世帯 をいう。

出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

<図1-1-3 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）>



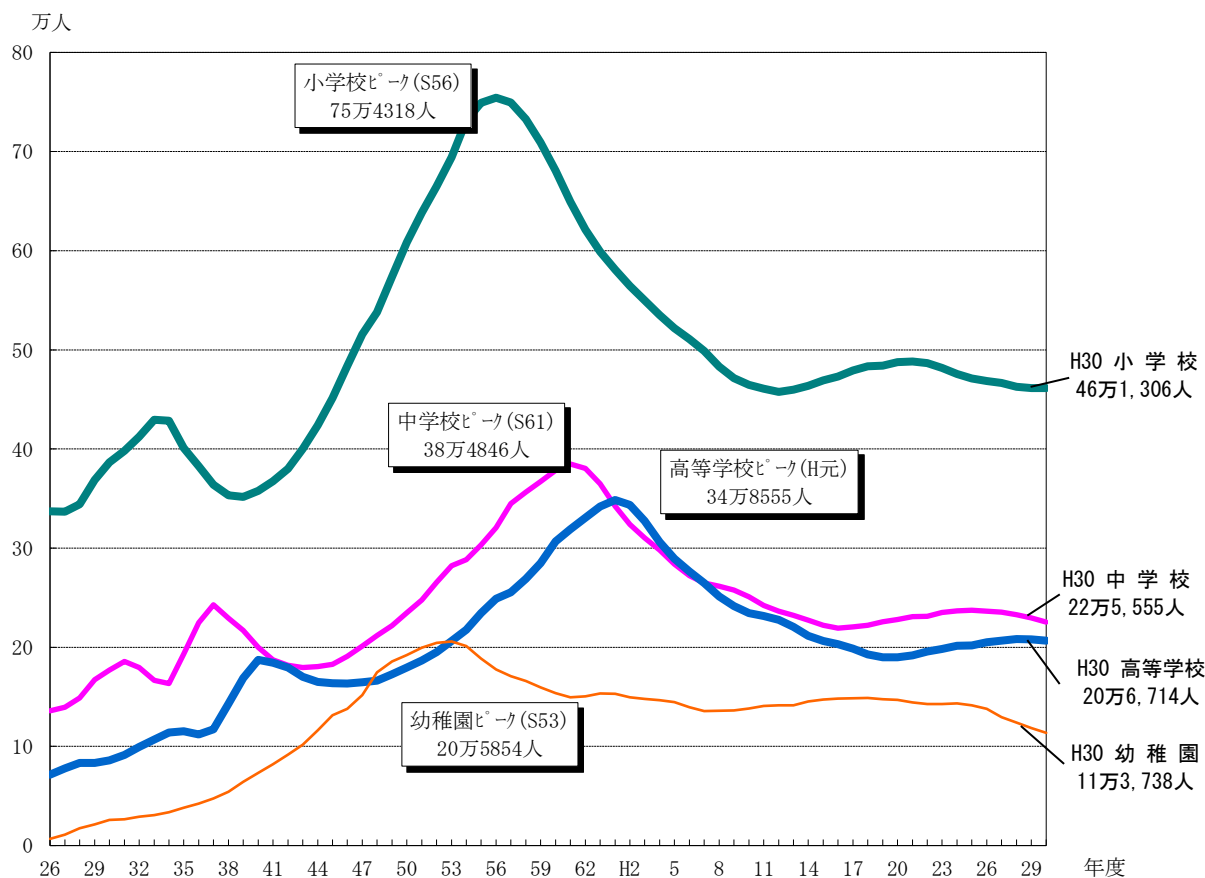
出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

(3) 児童・生徒数

ア 在学者数

- (ア) 幼稚園は11万3,738人で、前年度より4,740人（4.0%）減少
- (イ) 幼保連携型認定こども園は、1万5,780人で、前年度より3,519人（28.7%）増加
- (ウ) 小学校は46万1,304人で、前年度より249人（0.1%）減少
平成13年度から9年連続で増加していたが、平成22年度から9年連続で減少
- (エ) 中学校は22万5,555人で、前年度より4,086人（1.8%）減少
平成17年度から9年連続で増加していたが、平成26年度から5年連続で減少
- (オ) 義務教育学校は1,524人で、前年度より51人（3.2%）減少
- (カ) 高等学校は20万6,716人で、前年度より1,148人（0.6%）減少
平成20年度から9年連続で増加していたが、平成29年度から2年連続で減少
- (キ) 高等学校（通信制）は4,836人で、前年度より50人（1.0%）減少
- (ク) 中等教育学校は3,691人で、前年度より99人（2.6%）減少
- (ケ) 特別支援学校は8,373人で、前年度より115人（1.4%）増加
- (コ) 専修学校は2万6,540人で、前年度より12人（0.0%）減少
- (サ) 各種学校は3,387人で、前年度より113人（3.5%）増加

<図1-1-4 在学者数の推移（神奈川県）>



出典：平成30年度神奈川県学校基本統計（統計センター）

イ 外国籍児童・生徒の状況

平成29年度には、世界75カ国から7,404名の外国籍児童・生徒が公立の小・中学校に在籍し、そのうち、全体の約48.3%に当たる3,578名が日本語の指導を必要としています。

<表1-1-2 外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県）>

（単位：人）

| | 平成 21 年度 | 平成 23 年度 | 平成 25 年度 | 平成 27 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校 | 4,316 | 3,981 | 3,999 | 4,599 | 5,191 |
| 中学校 | 2,122 | 2,100 | 2,071 | 2,218 | 2,213 |
| 計 | 6,438 | 6,081 | 6,070 | 6,817 | 7,404 |

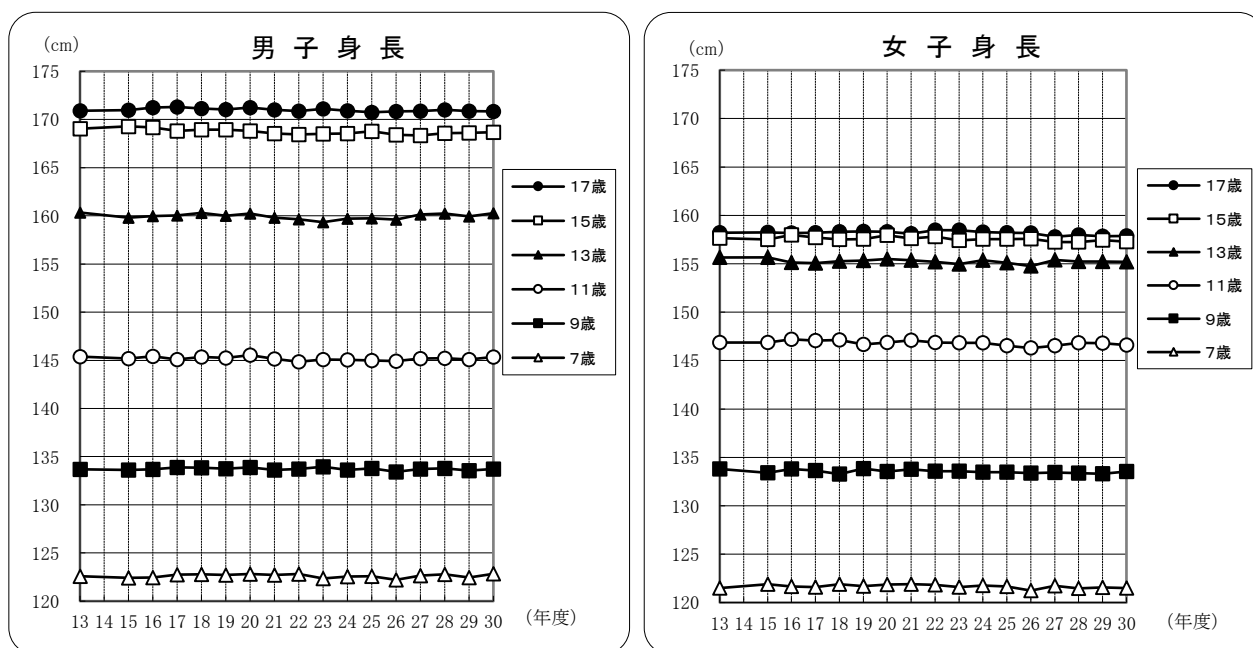
出典：公立小・中学校における外国につながるのある児童・生徒在籍状況調査（子ども教育支援課）

2 健康

(1) 体格

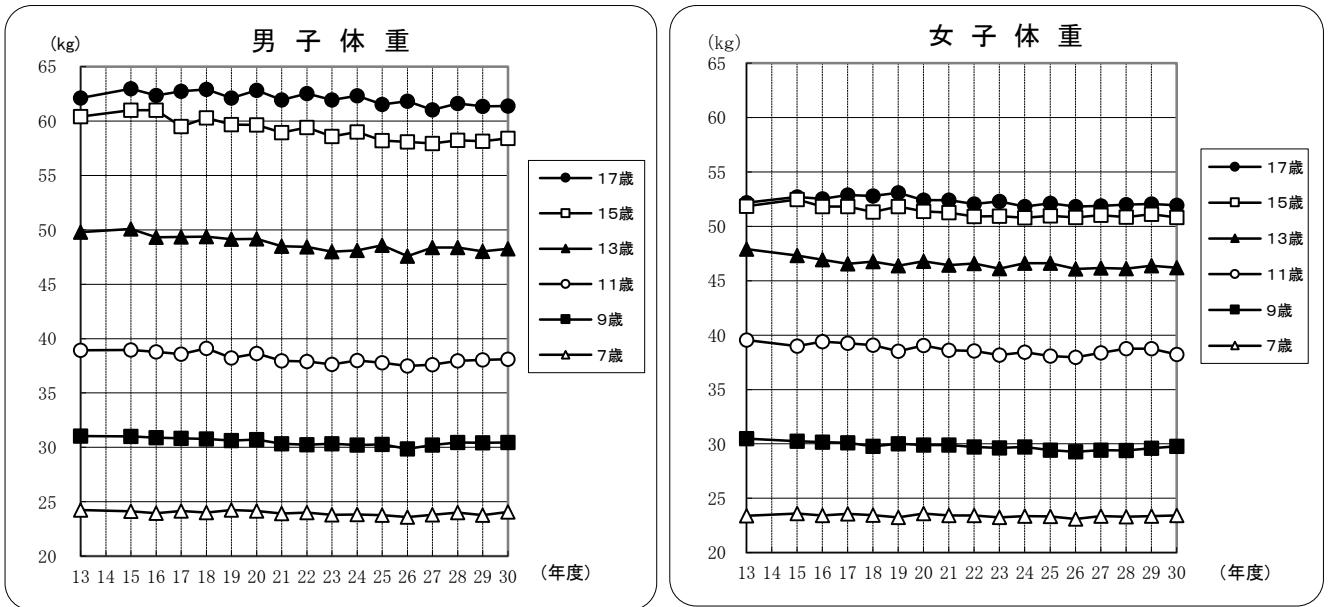
本県の「男子身長」及び「女子身長」平均値の年次推移は増減を繰り返しながら横ばいです。「男子体重」及び「女子体重」平均値の年次推移は、ともに13歳においてゆるやかながら減少傾向にあります。

<図1-2-1 身長平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：平成30年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

<図1-2-2 体重の平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：平成30年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

(2) 体力・運動能力

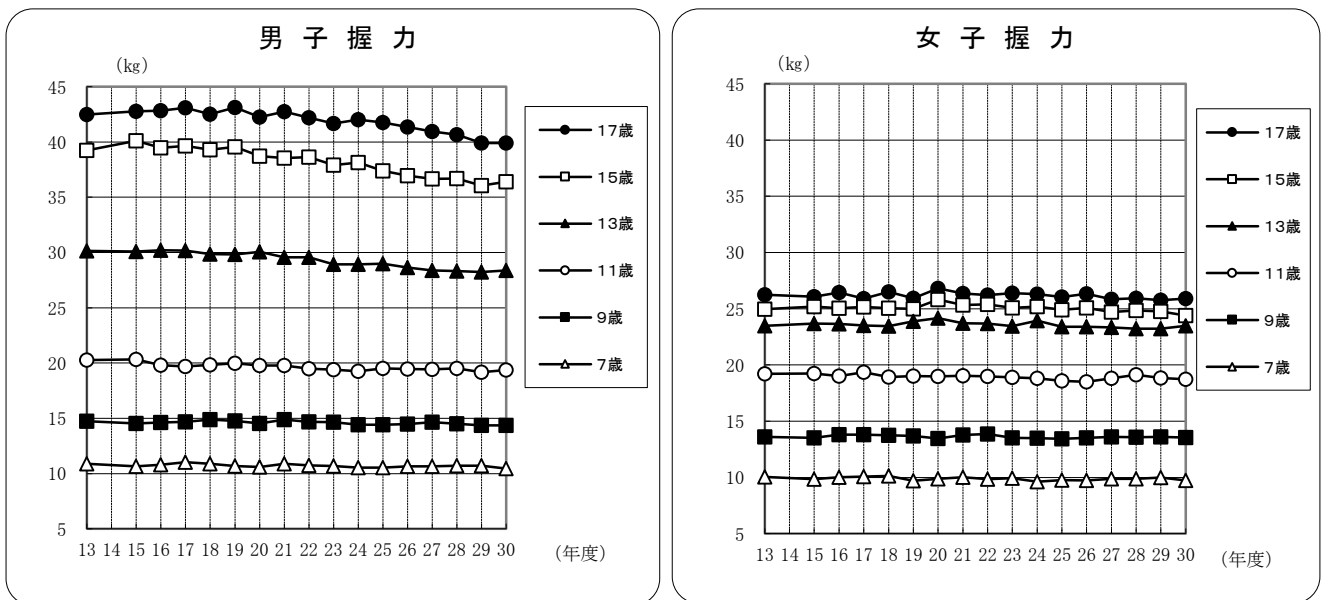
ア 握力

「握力」は、運動を発現する多数の筋群の力（筋力）の代表として取り上げられているテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は男子で横ばい又は減少傾向にあります。特に17歳は平成24年度から減少傾向にあります。また、女子は全ての年齢において横ばいです。

平成30年度は、男子7歳、17歳、女子15歳で最も低い値となりました。

<図1-2-3 握力の平均値の年次推移（神奈川県）>



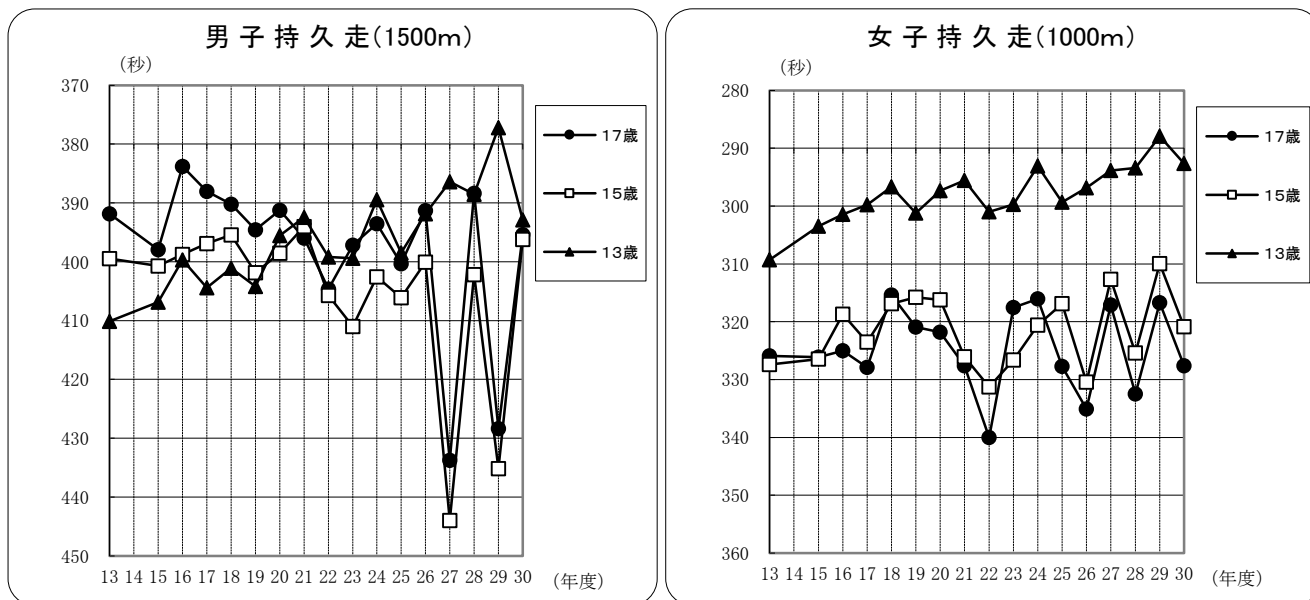
出典：平成30年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 持久走

「持久走」は、走の運動能力と健康に関連した体力要素でもある全身持久力の指標となるテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、多種目と比較して母数が少ないため、年度により増減が大きくなっています。

<図1-2-4 持久走の平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：平成30年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

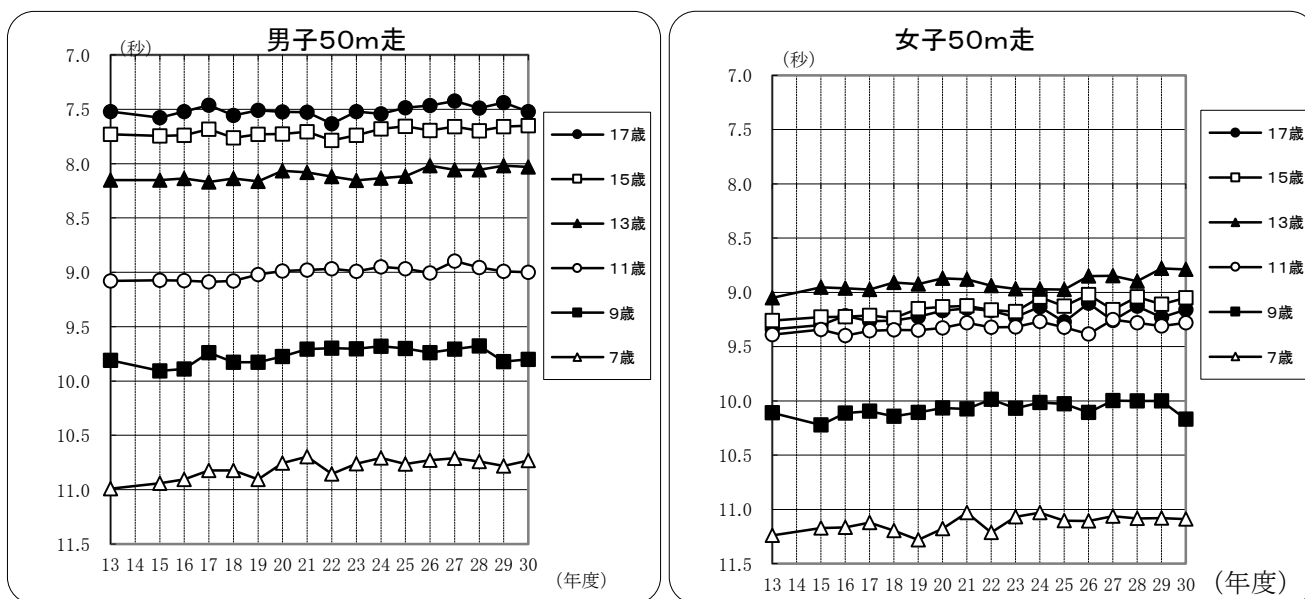
ウ 50m走

「50m走」は、走の運動能力と全身の移動スピードを測定するテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、男女ともに横ばい又は増加傾向にあります。

平成30年度は、男子15歳で最も高い値となりました。

<図1-2-5 50m走の平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：平成30年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

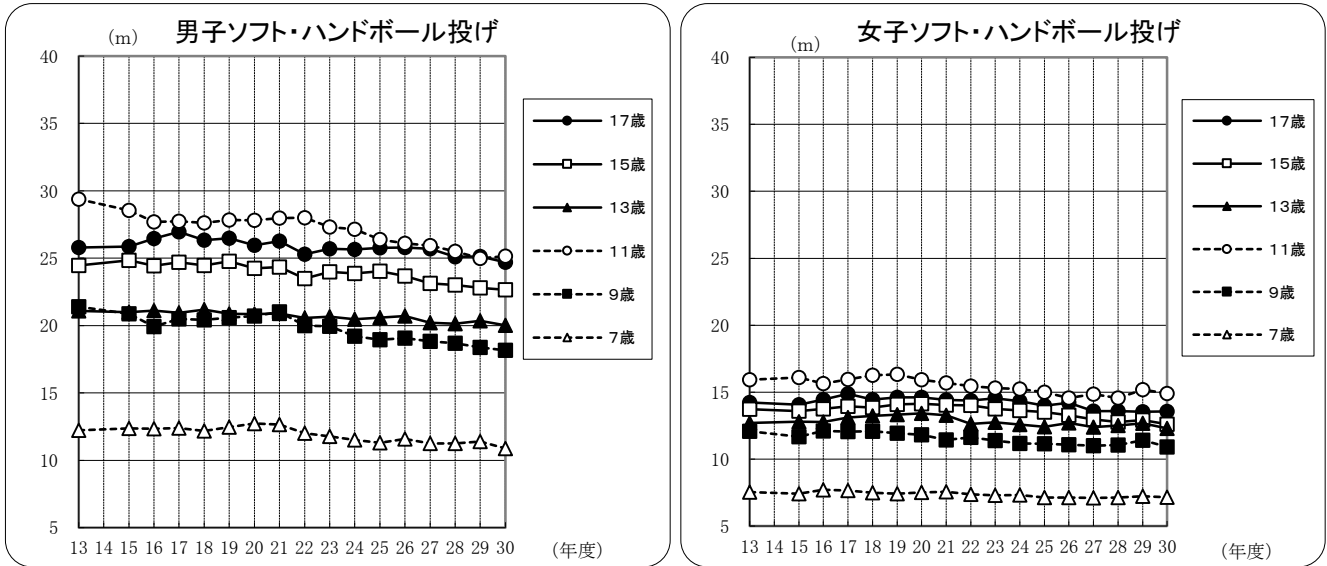
エ ソフト・ハンドボール投げ

「ソフトボール投げ」及び「ハンドボール投げ」は巧緻性に係る、投の運動能力と筋パワー（瞬発力）を測定するテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、男子は全ての年齢において減少傾向にあり、女子も全ての年齢においてゆるやかながら減少傾向にあります。

平成30年度は、男子7歳、9歳、13歳、15歳、17歳、女子9歳、13歳、15歳で最も低い値となりました。

＜図1-2-6 ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：平成30年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

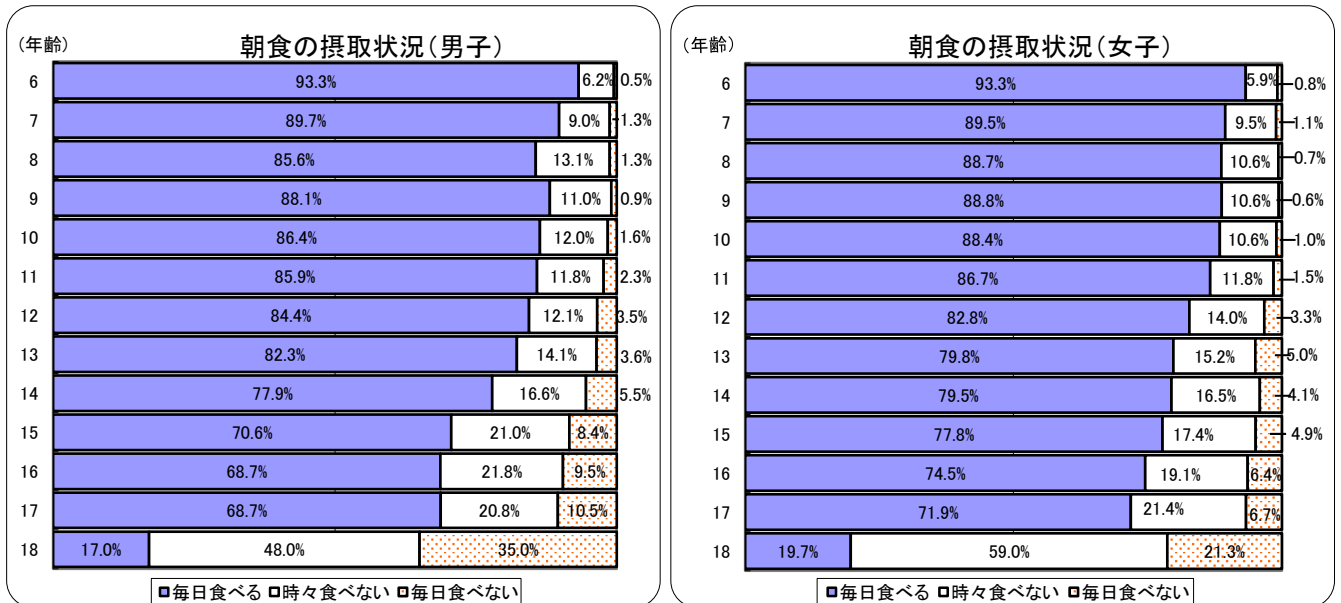
3 生活習慣と意識

(1) 基本的な生活習慣

ア 朝食の摂取状況

男女ともに年齢が上がるにつれて、朝食を毎日食べる割合が減少傾向にあります。また、男女ともに10歳あたりから朝食を毎日食べない割合が増加傾向にあります。

＜図1-3-1 朝食の摂取状況（神奈川県）＞

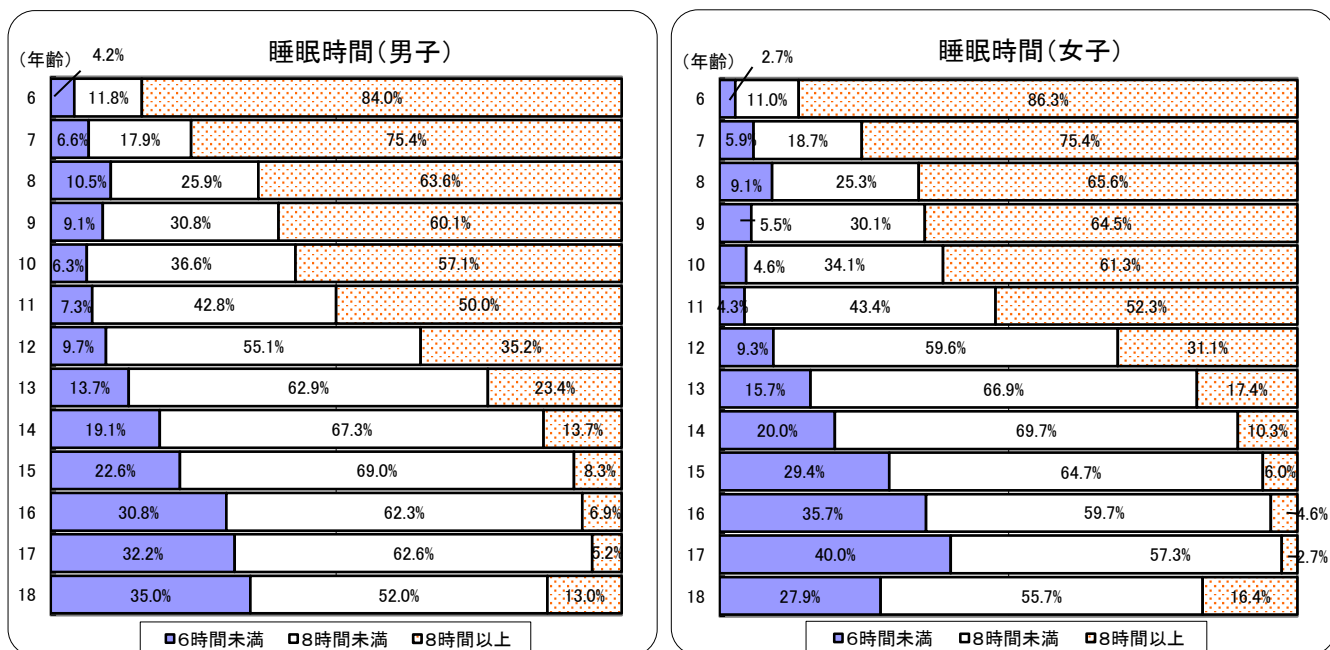


出典：平成30年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 睡眠時間

睡眠時間が6時間未満の割合は、女子18歳を除き、男子11歳、女子12歳以降増加し、8時間以上の割合は、男女ともに18歳を除き、年齢が上がるにつれて減少傾向にあります。

<図1-3-2 睡眠時間（神奈川県）>

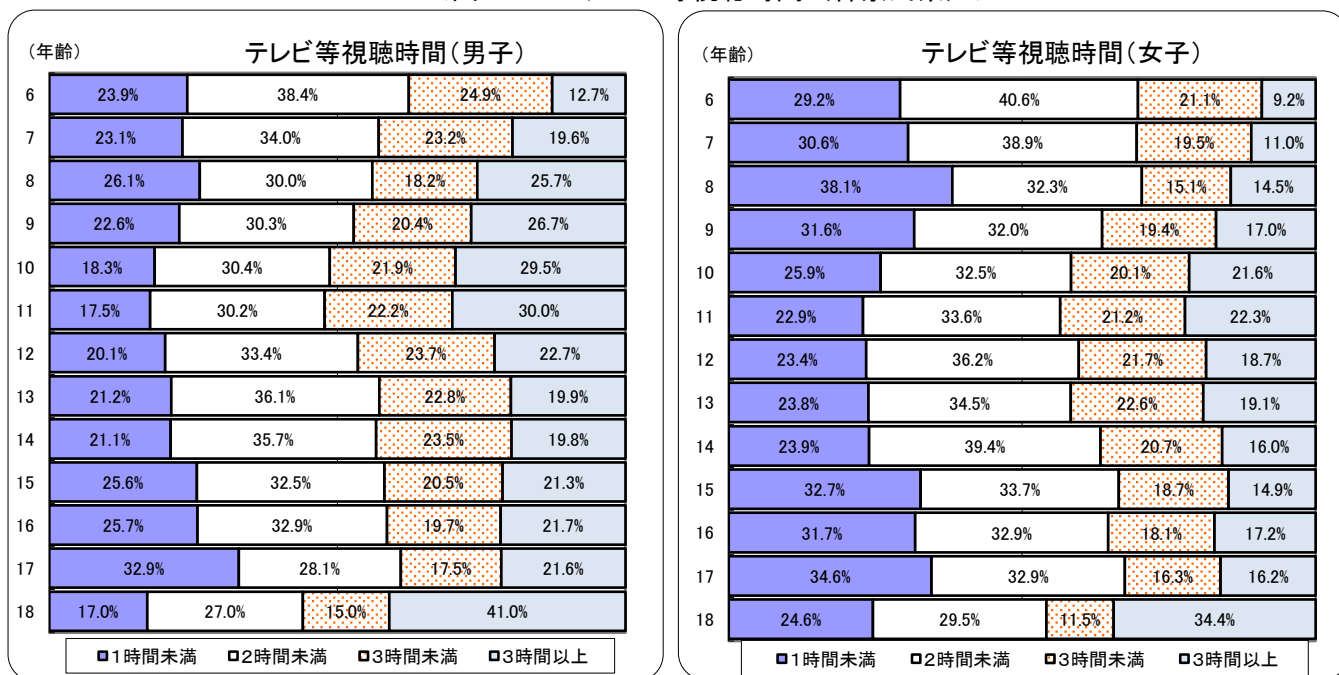


出典：平成30年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ テレビ等視聴時間

テレビ等視聴時間が2時間以上3時間未満と3時間以上を合わせた割合は、男女ともに小学校（6歳～11歳）において、年齢が上がるにつれて増加傾向にあります。

<図1-3-3 テレビ等視聴時間（神奈川県）>



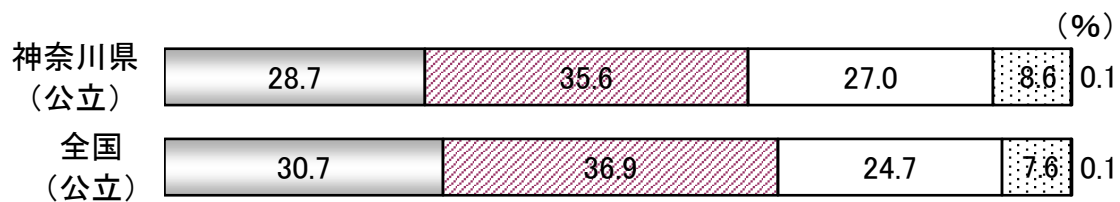
出典：平成30年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

エ 家での勉強

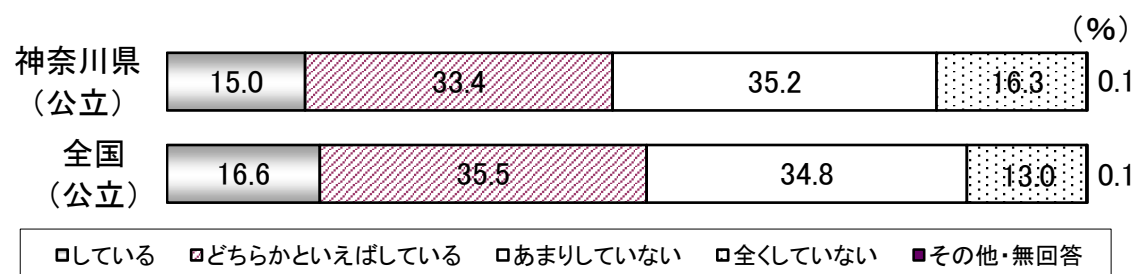
家で自分で計画を立てて勉強をしている小学生の割合は64.3%、中学生の割合は48.4%となっています。

<図1-3-4 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



□している □どちらかといえばしている □あまりしていない □全くしていない ■その他・無回答

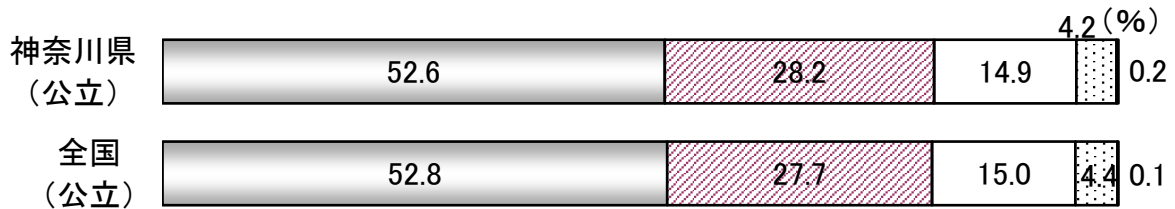
出典：平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 家庭でのコミュニケーション

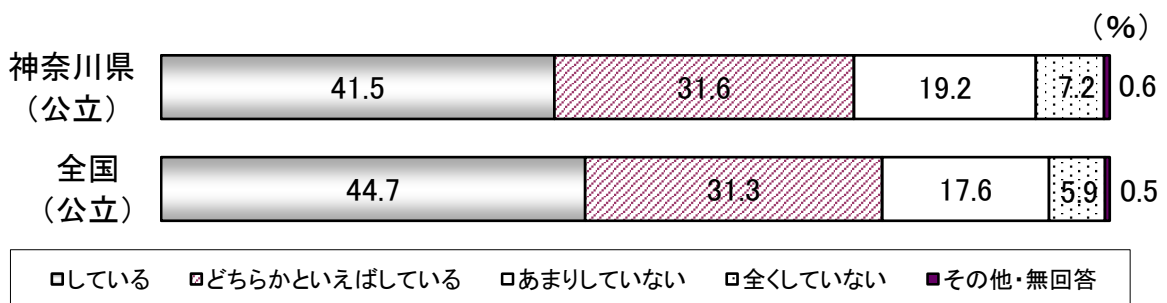
家の人と学校での出来事について話をしていると答えた小学生の割合が80.8%、中学生の割合が73.1%となっています。

<図1-3-5 家の人と学校での出来事について話をしますか（神奈川県）>

【小学生】



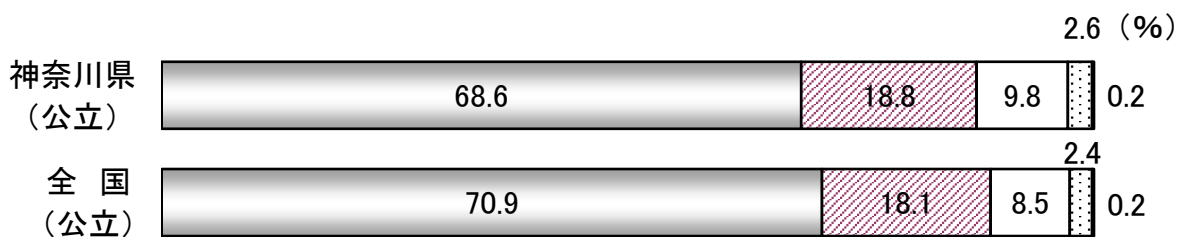
【中学生】



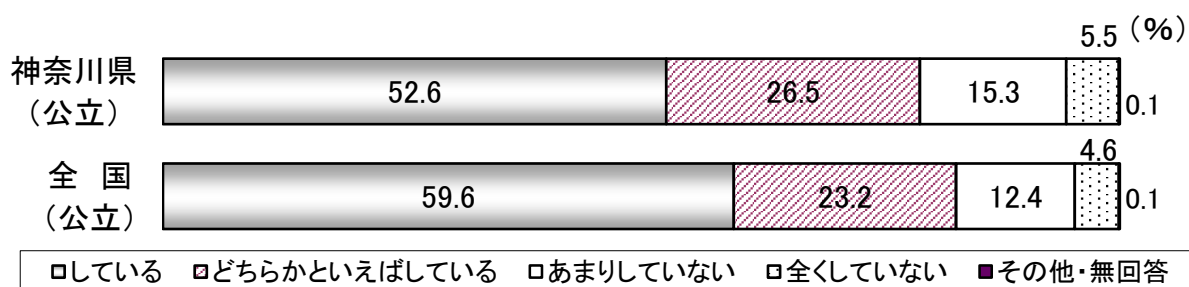
出典：平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-6 家の人と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか（神奈川県）>

【小学生】



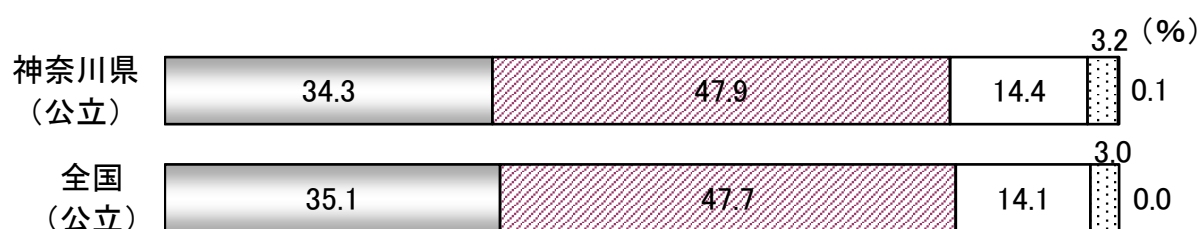
【中学生】



出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-7 家の手伝いをしていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



出典：平成28年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

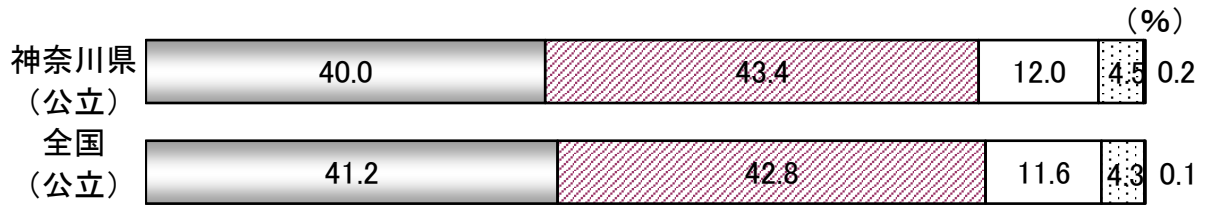
(3) 青少年の意識

ア 自己肯定感

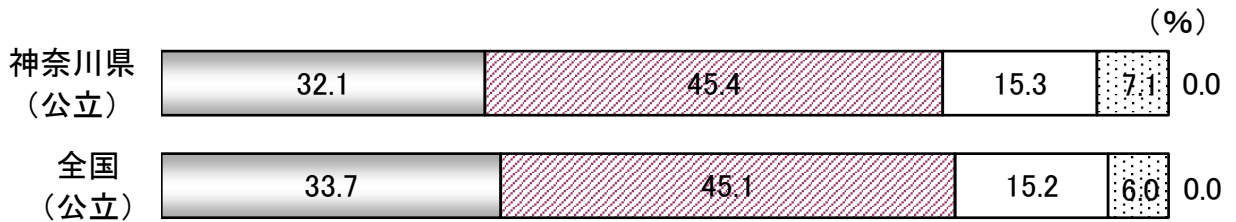
自分にはよいところがあると思うと答えた小学生は83.4%、中学生は77.5%であり、将来の夢や目標を持っていると答えた小学生は83.7%、中学生は70.4%となっています。

<図1-3-8 自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

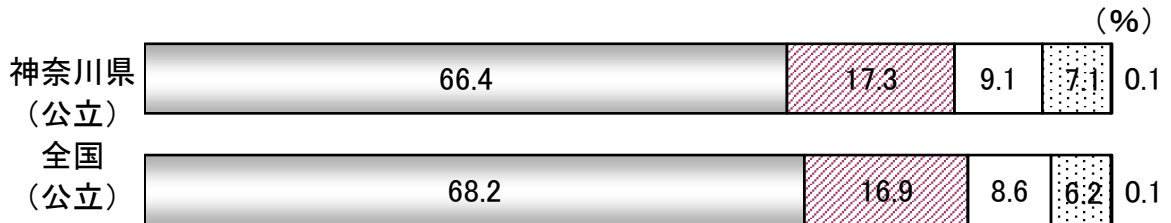


□当てはまる □どちらかといえば、当てはまる □どちらかといえば、当てはまらない □当てはまらない ■その他・無回答

出典：平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-9 将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



□当てはまる □どちらかといえば、当てはまる □どちらかといえば、当てはまらない □当てはまらない ■その他・無回答

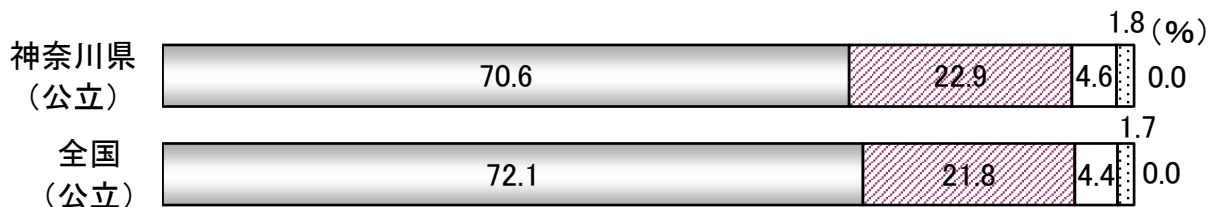
出典：平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

イ 人間関係

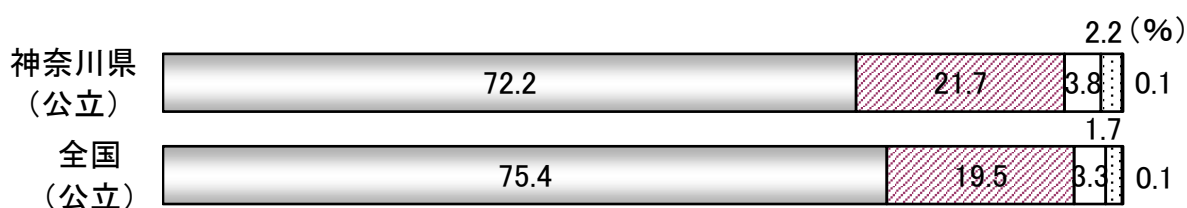
人の気持ちが分かる人間になりたいと思うと答えている割合は、小学生・中学生ともに90%を超えています。

<図1-3-10 人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



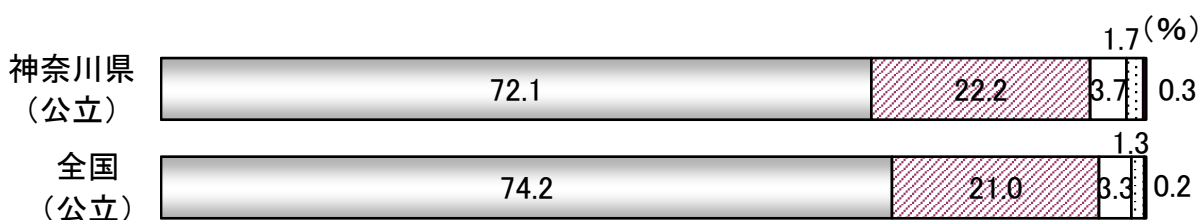
当てはまる
 どちらかといえば、当てはまらない
 その他・無回答

どちらかといえば、当てはまる
 全く当てはまらない

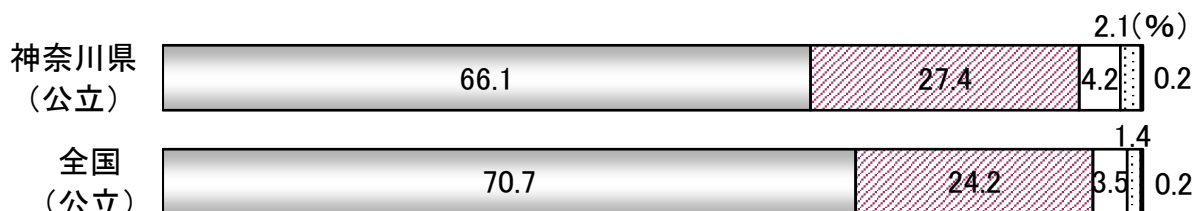
出典：平成27年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-11 人の役に立つ人間になりたいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



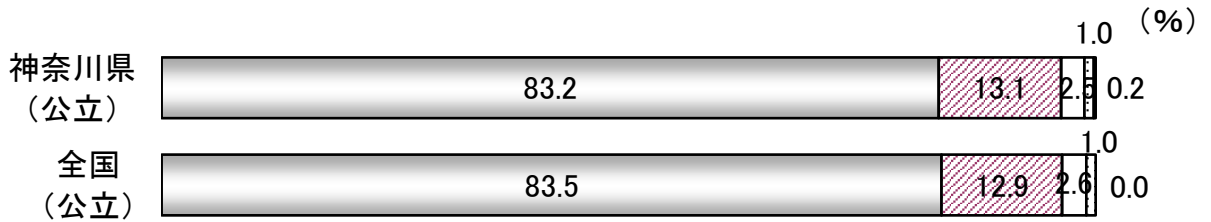
当てはまる
 どちらかといえば、当てはまらない
 その他・無回答

どちらかといえば、当てはまる
 全く当てはまらない

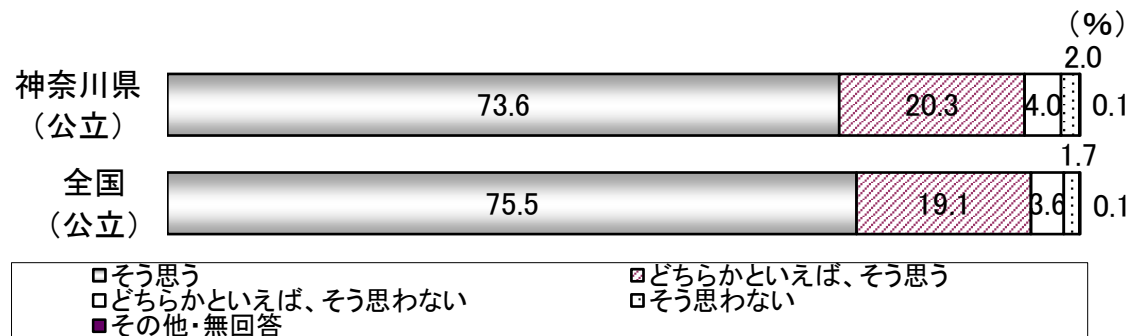
出典：平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-12 学校で友達に会うのは楽しいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

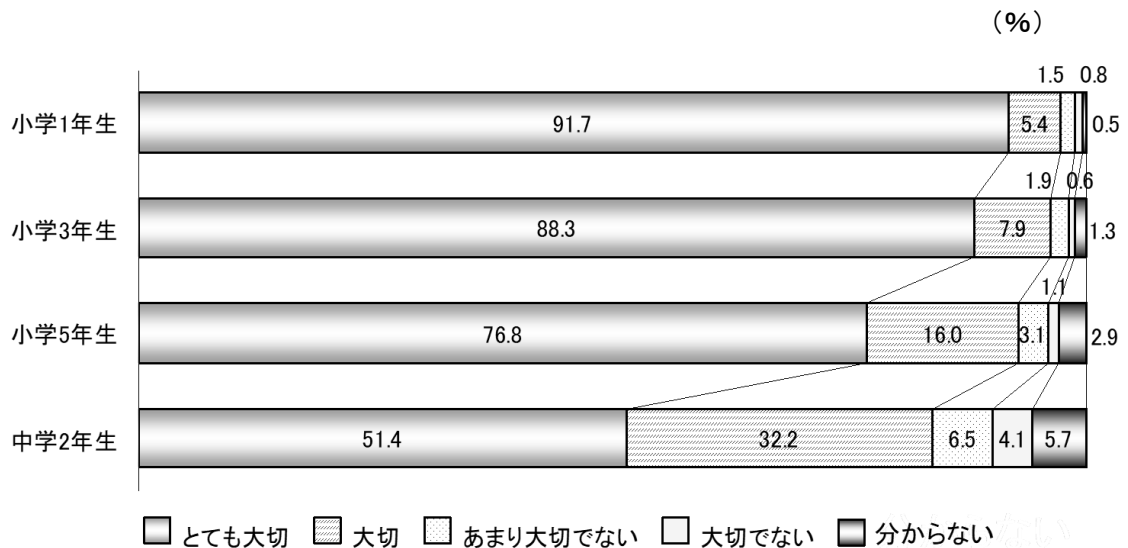


出典：平成29年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

ウ 「いのち」について

県教育委員会が、県内の公立学校の児童・生徒を対象に行った「『いのち』についてのアンケート調査」によると、「自分の『いのち』は大切ですか」という設問に対し、「とても大切」と答えた割合は、小学1年生91.7%、小学3年生88.3%、小学5年生76.8%、中学2年生51.4%と、年齢を追うごとに割合が減少し、中学2年生では、「あまり大切でない」、「大切でない」という回答が全体の約1割を占めるという結果が出ています。

<図1-3-13 自分の「いのち」を大切に思うか（神奈川県）>



出典：「『いのち』についてのアンケート調査」（子ども教育支援課 平成20年3月）

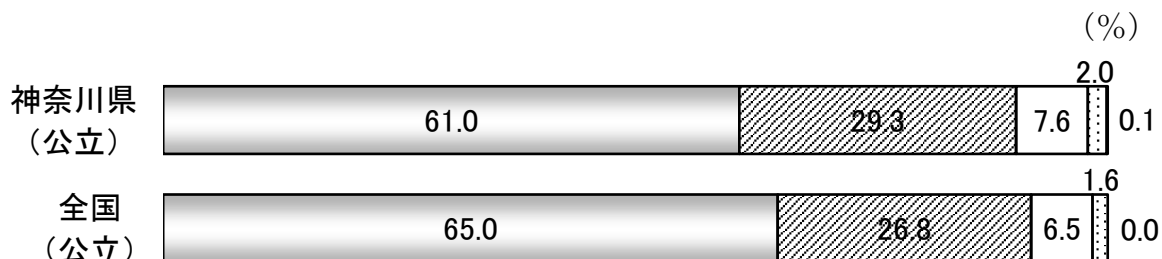
4 地域との関わり

(1) 挨拶

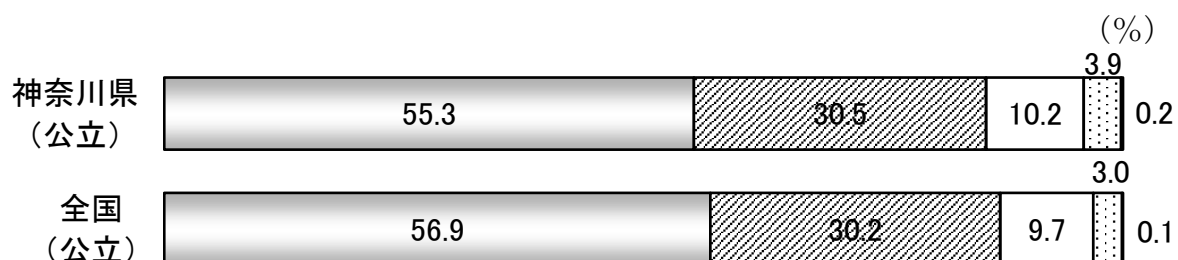
近所の人に出会ったときは、挨拶をしていると答えた割合は、小学生が90.3%、中学生が85.8%です。

<図1-4-1 近所の人に出会ったときは、挨拶をしていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



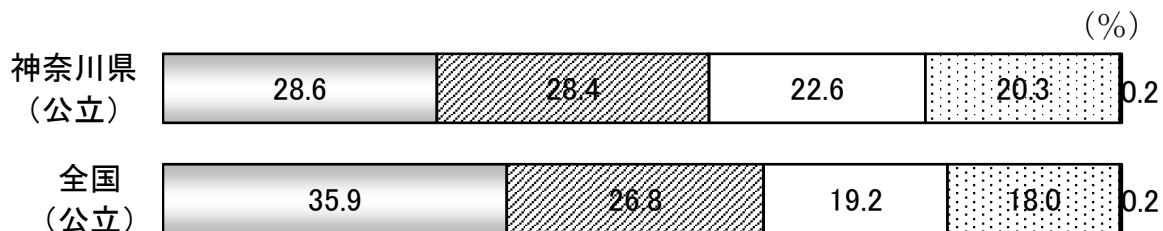
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 地域行事への参加

今住んでいる地域の行事に参加していると答えた割合は、小学生が57.0%、中学生が39.2%です。

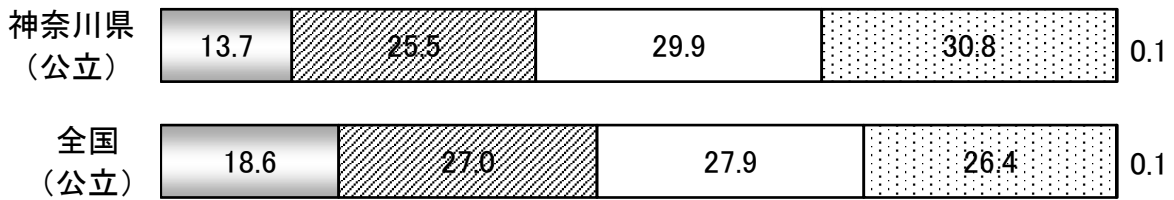
<図1-4-2 今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

(%)



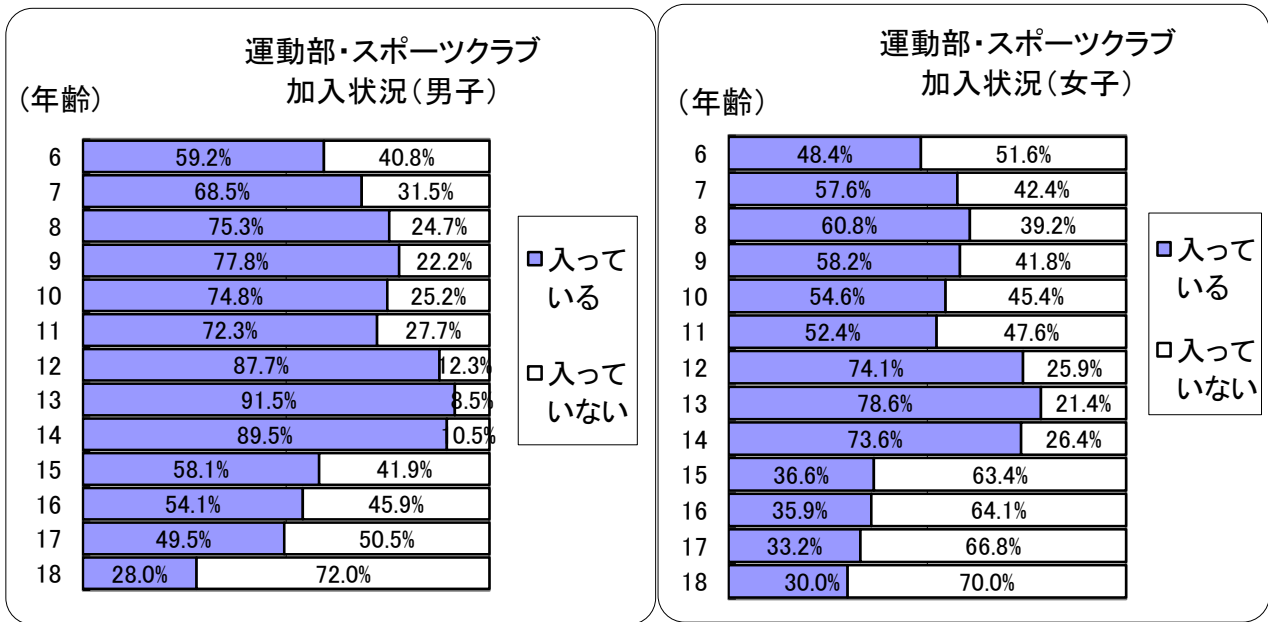
当てはまる
 どちらかといえば、当てはまらない
 その他・無回答
 どちらかといえば、当てはまる
 当てはまらない

出典：平成30年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(3) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況

18歳を除き、6歳～17歳で、男子の加入率が女子よりも高い傾向にあります。男女ともに中学生(12歳～14歳)の加入率が他校種と比較して高く、各校種においては、小学生(6歳～11歳)では男子9歳、女子8歳、中学生(12歳～14歳)では男女ともに13歳、高校生(15歳～18歳)では男女ともに15歳が最も高くなっています。

<図1-4-3 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況(神奈川県)>



出典：平成30年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書(保健体育課)

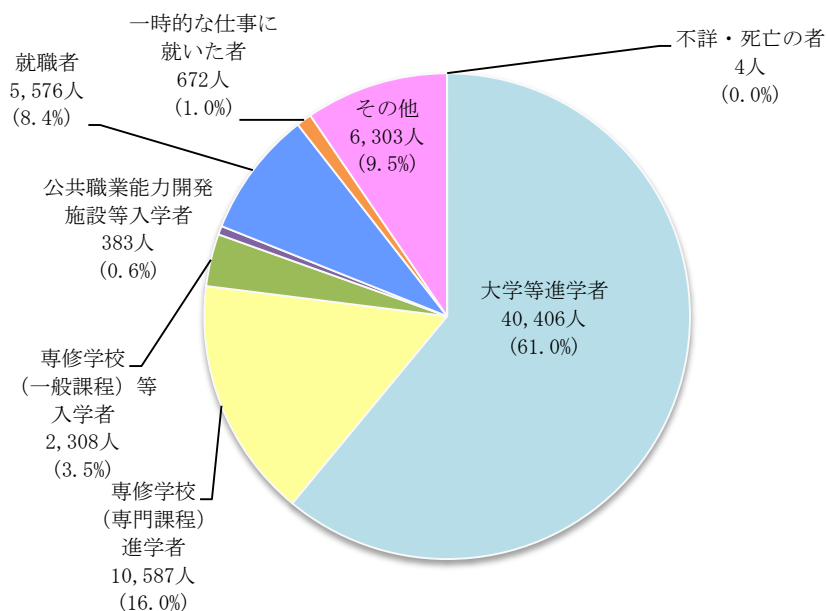
5 青少年の就労

(1) 新卒業者の進路

高等学校（本科）卒業生数は、6万6,239人であり、そのうち、大学等に進学した者が61.0%、就職した者が8.4%となっている。

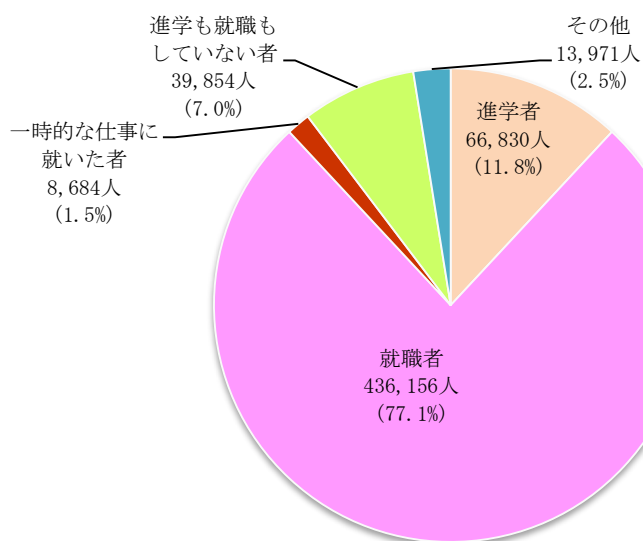
また、全国の大学卒業生は、56万5,436人であり、そのうち、大学院等に進学した者が11.8%、就職した者が77.1%である一方、進学も就職もしていない者が7.0%となっている。

<図1-5-1 高等学校卒業生の進路別割合（神奈川県）>



出典：平成30年度神奈川県学校基本統計（統計センター）を基に青少年課作成

<図1-5-2 大学卒業生の進路別割合（全国）>



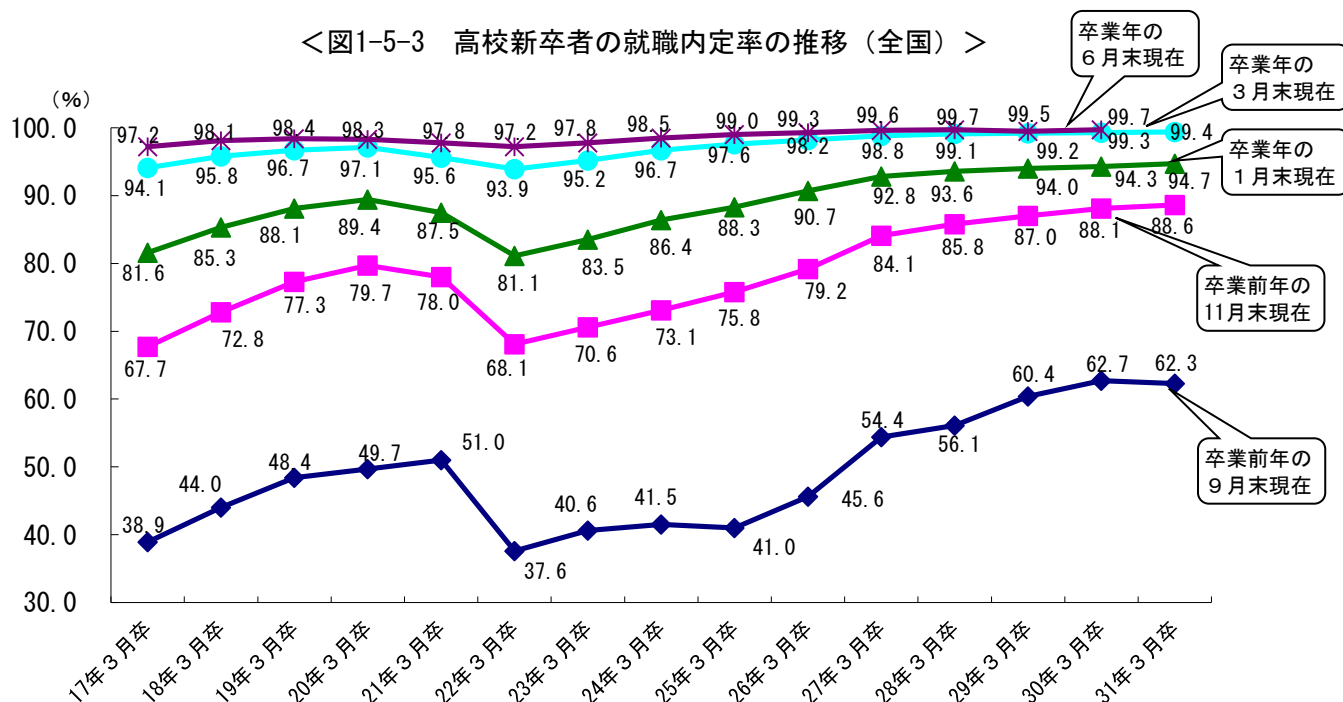
出典：平成30年度学校基本調査（文部科学省）を基に青少年課作成

(2) 新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況

ア 高校新卒者の就職内定状況

平成31年3月に高校を卒業する生徒について、厚生労働省が平成31年3月末現在の内定状況を取りまとめた結果、全国の高校生の就職内定率は、99.4%（前年同期比0.1ポイント増）と前年度より上昇しています。

<図1-5-3 高校新卒者の就職内定率の推移（全国）>

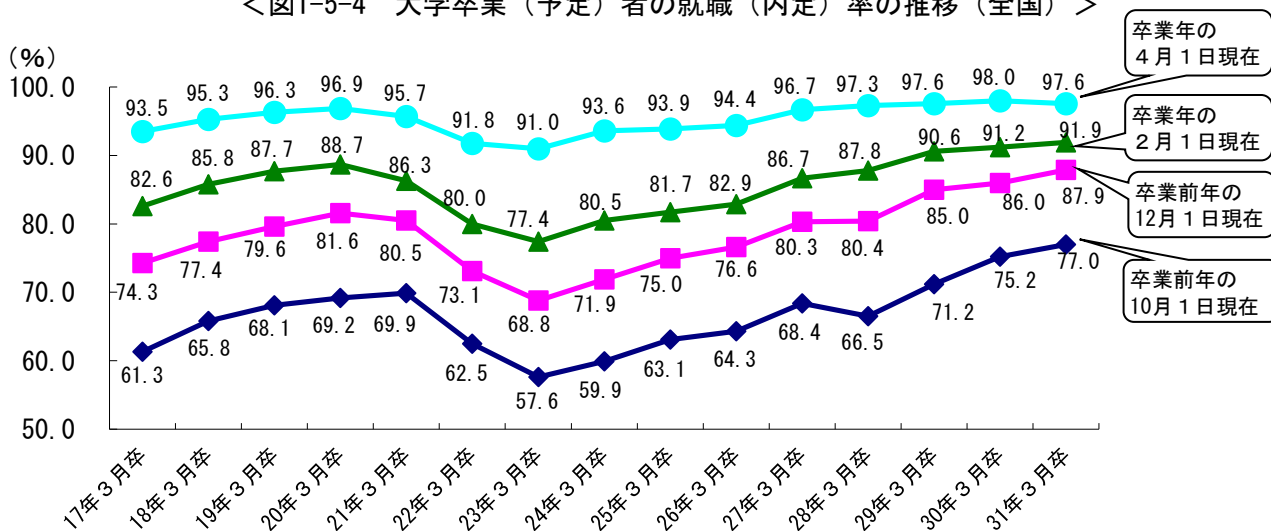


出典：平成30年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」取りまとめ（厚生労働省）

イ 大学卒業（予定）者の就職（内定）状況

平成31年3月に大学を卒業する全国の学生の就職状況などを厚生労働省と文部科学省が共同で調査した結果、平成31年4月1日現在、就職率は、97.6%（前年同期比0.4ポイント減）と前年度より低下しています。

<図1-5-4 大学卒業（予定）者の就職（内定）率の推移（全国）>

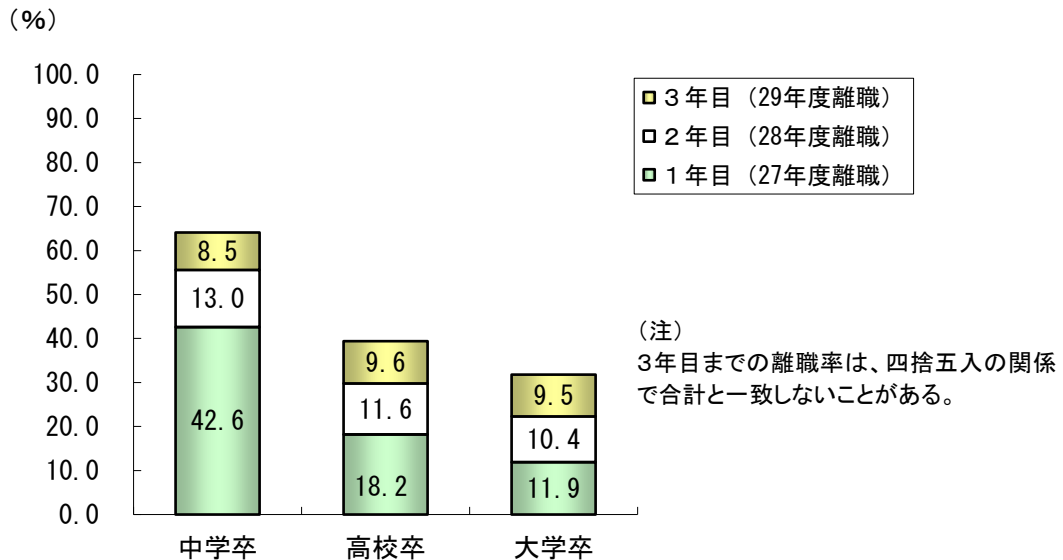


出典：平成30年度「大学等卒業者の就職状況調査」（厚生労働省、文部科学省）

ウ 離職率

中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、中学卒が64.1%、高校卒が39.3%、大学卒が31.8%となっています。

<図1-5-5 平成27年3月卒業者の在職期間別離職率（全国）>

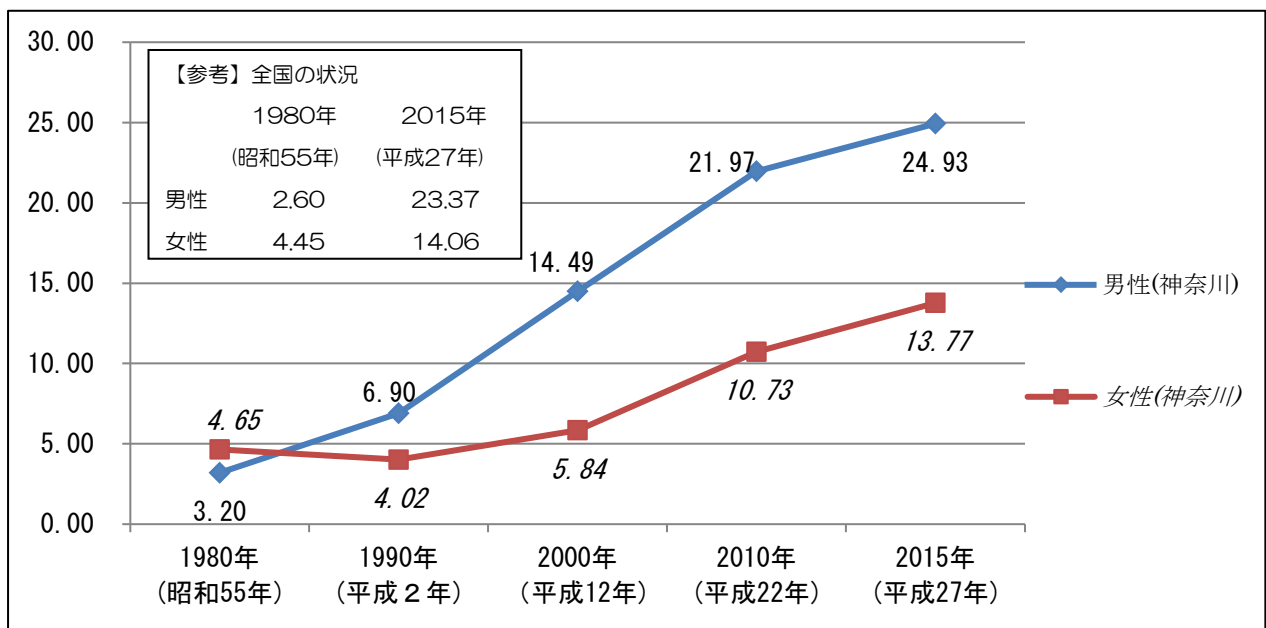


出典: 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移(厚生労働省)

6 ライフキャリア・結婚

全国的に未婚率が高まる中、本県の生涯未婚率は、1980年（昭和55年）から2015年（平成27年）の35年間で、男性は約8倍に、女性は約3倍に増えています。全国調査の結果によると、18～34歳の未婚者の約9割が「いずれ結婚するつもり」と考えており、独身に止まっている理由として、25～34歳の未婚者の約5割が「適当な相手にめぐり合わない」と回答しています。

<図1-6-1 生涯未婚率の推移（神奈川県）>



※生涯未婚率は、45歳～49歳と50歳～54歳の未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017年版」を基に青少年課作成

<図1-6-2 未婚者の生涯の結婚意思（全国）>

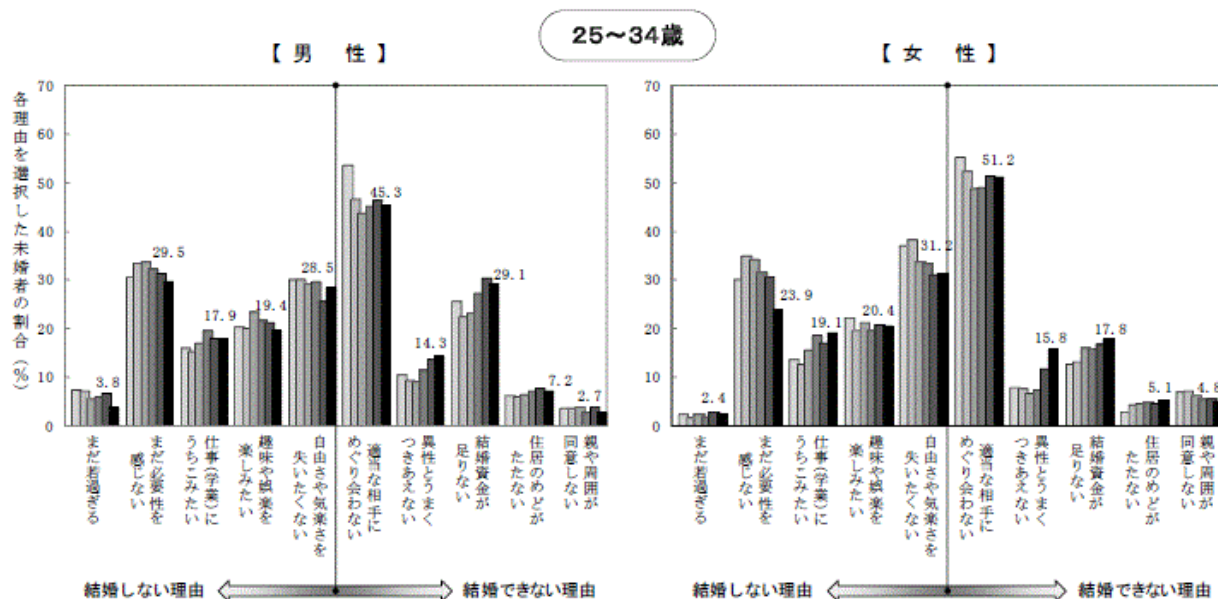
| 生涯の結婚意思 | | 第9回調査 (1987年) | 第10回 (1992年) | 第11回 (1997年) | 第12回 (2002年) | 第13回 (2005年) | 第14回 (2010年) | 第15回 (2015年) |
|----------|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 【男 性】 | いずれ結婚するつもり | 91.8 % | 90.0 | 85.9 | 87.0 | 87.0 | 86.3 | 85.7 |
| | 一生結婚するつもりはない | 4.5 | 4.9 | 6.3 | 5.4 | 7.1 | 9.4 | 12.0 |
| | 不詳 | 3.7 | 5.1 | 7.8 | 7.7 | 5.9 | 4.3 | 2.3 |
| | 総数（18～34歳） （客体数） | 100.0 (3,299) | 100.0 (4,215) | 100.0 (3,982) | 100.0 (3,897) | 100.0 (3,139) | 100.0 (3,667) | 100.0 (2,706) |
| 【女 性】 | いずれ結婚するつもり | 92.9 % | 90.2 | 89.1 | 88.3 | 90.0 | 89.4 | 89.3 |
| | 一生結婚するつもりはない | 4.6 | 5.2 | 4.9 | 5.0 | 5.6 | 6.8 | 8.0 |
| | 不詳 | 2.5 | 4.6 | 6.0 | 6.7 | 4.3 | 3.8 | 2.7 |
| | 総数（18～34歳） （客体数） | 100.0 (2,605) | 100.0 (3,647) | 100.0 (3,612) | 100.0 (3,494) | 100.0 (3,064) | 100.0 (3,406) | 100.0 (2,570) |

注：対象は18～34歳の未婚者。

設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちのどちらですか。」(1.いずれ結婚するつもり、2.一生結婚するつもりはない)。

出典：第15回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

<図1-6-3 独身にとどまっている理由（全国）>



注：対象は18～34歳の未婚者。何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択)として挙げているかを示す。グラフ上の数値は第15回調査のもの。

設問「あなたが現在独身でいる理由は、次の中から選ぶとすればどれですか。ご自分に最もあてはまると思われる理由を最高3つまで選んで、右の回答欄に番号を記入してください(すでに結婚が決まっている方は、「最大の理由」の欄に12を記入してください)。」

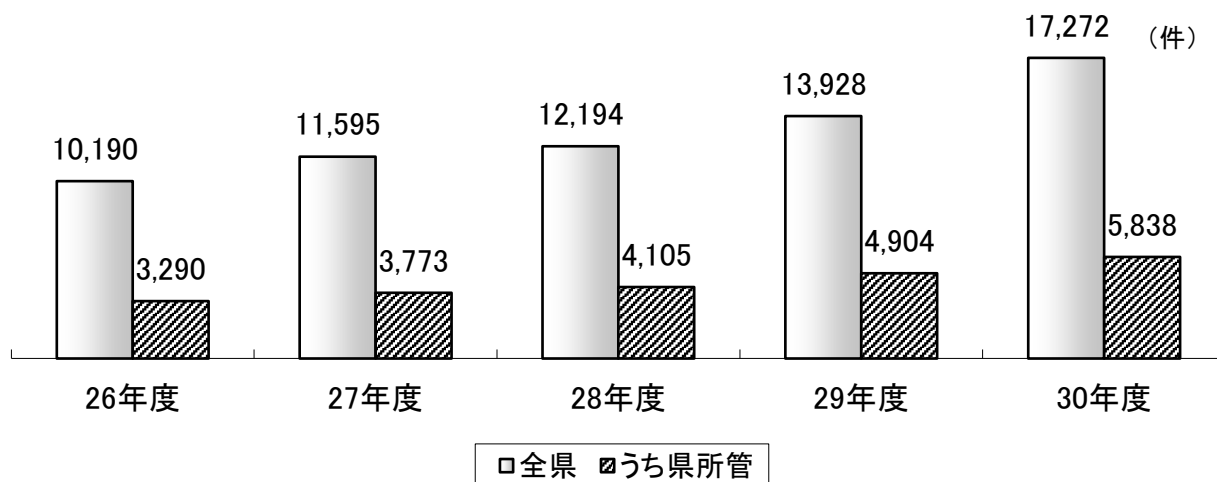
出典：第15回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

第2 困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

平成30年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多となる17,272件でした。件数増加の要因として、警察からのDVによる虐待通告の増加と泣き声通報等の比較的軽微な段階での通告件数の増加があげられます。また、児童虐待に対する県民や関係機関の認識の高まりや、全県的な広報啓発による通告義務や早期相談について周知されたことが大きな要因であると考えられます。

＜図2-1-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）＞



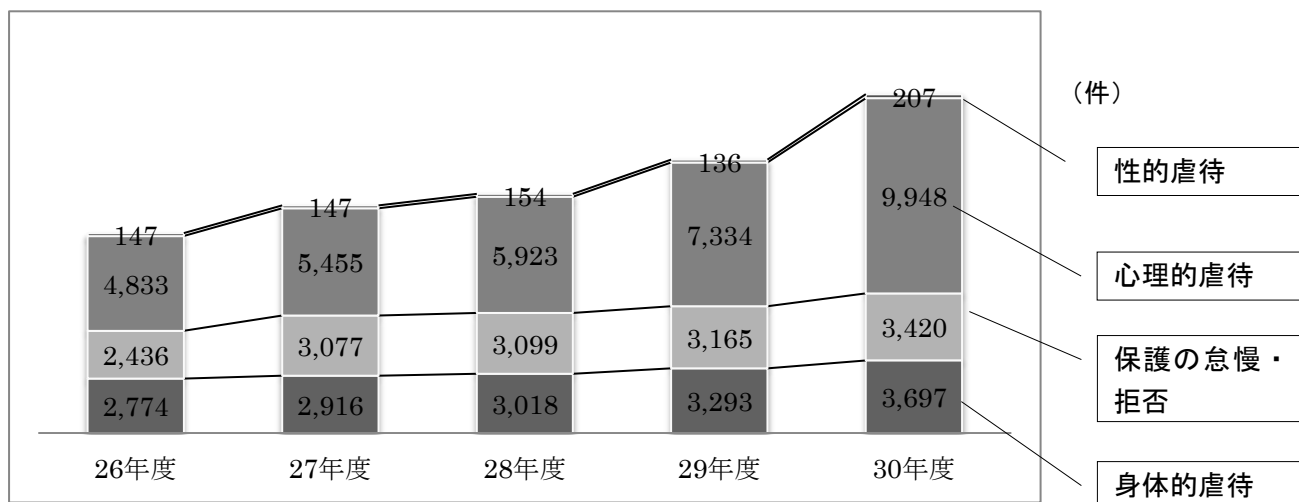
出典：子ども家庭課資料

＜表2-1-1 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県）＞

| 区分 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 保護の怠慢・拒否 (ネグレクト) | 身体的虐待 | 総数 |
|--------|------|--------|---------------------|--------|---------|
| 平成30年度 | 207件 | 9,948件 | 3,420件 | 3,697件 | 17,272件 |

出典：子ども家庭課資料

＜図2-1-2 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）＞



出典：子ども家庭課資料

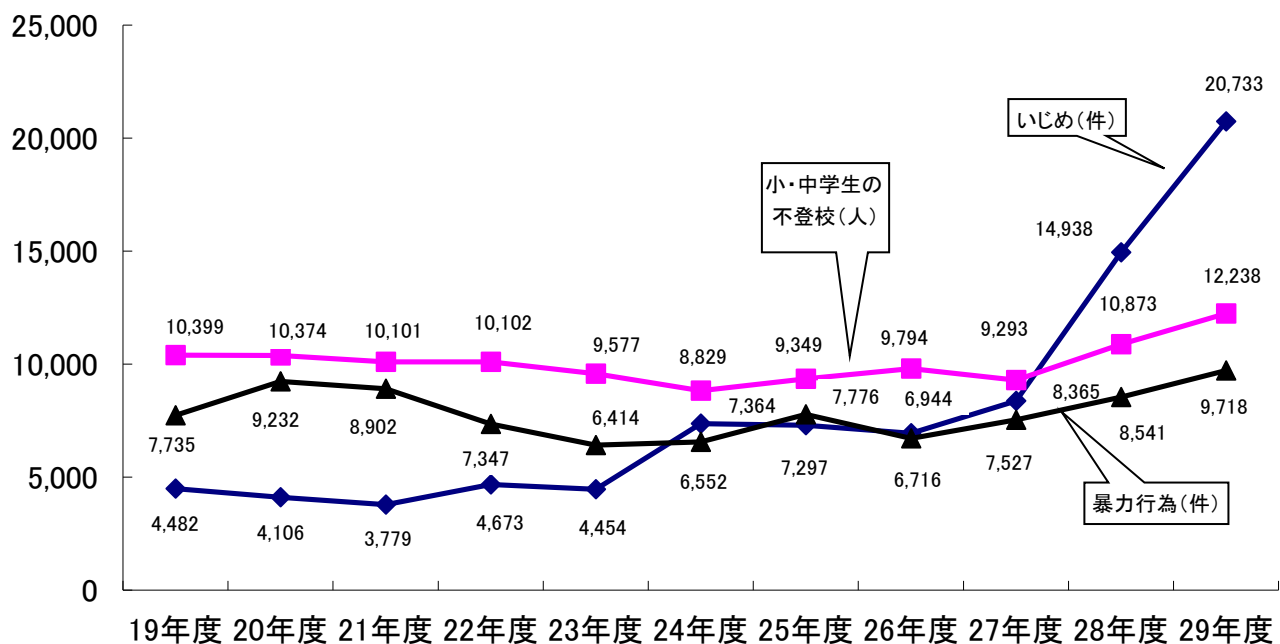
2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

国公立学校で認知されたいじめの認知件数は、前年度比5,795件増加の20,733件で、全国で5番目に多い件数となりました。国公立学校において発生した暴力行為の件数は、前年度比1,177件増の9,718件で、全国で1番目となっています。

国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は12,238人で、前年度に比べ1,365人増加し、全国で2番目となっています。

なお、いじめの認知件数の増加要因の一つとして、いじめ防止対策推進法に示されているいじめの定義に基づき、各学校が、いじめられたとする児童・生徒の立場に立ち、積極的ないじめの認知が進んだためと考えられます。

＜図2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）＞



出典：平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

＜図2-2-2 いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）＞

| | | |
|--|--|---|
| <p>■ いじめの認知件数 (国公立小・中・高・特別支援学校)</p> <p>1位 千葉県 37,283件 2位 東京都 32,406件 3位 大阪府 27,416件</p> <p>5位 神奈川県 20,733件</p> <p>※1,000人あたりの認知件数は、 22.6件(全国28位)</p> | <p>■ 暴力行為の発生件数 (国公立小・中・高等学校)</p> <p>1位 神奈川県 9,718件 2位 大阪府 6,593件 3位 千葉県 4,425件</p> <p>※1,000人あたりの発生件数は、 10.7件(全国2位)</p> | <p>■ 不登校の児童・生徒数 (国公立小・中・高等学校)</p> <p>小・中学校</p> <p>1位 東京都 13,274人 2位 神奈川県 12,238人 3位 大阪府 10,811人</p> <p>※1,000人あたりの不登校生徒数 17.6人(全国3位)</p> <p>高等学校</p> <p>1位 大阪府 5,973人 2位 東京都 4,433人 3位 神奈川県 3,113人</p> <p>※1,000人あたりの不登校生徒数 14.9人(全国22位)</p> |
|--|--|---|

出典：平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

3 問題行動等

(1) 非行少年の状況

県内で検挙・補導された非行少年は2,352人で、前年に比べ462人（16.4%）減少しています。内訳をみると、刑法犯で検挙・補導された少年は13年連続で減少しており、過去13年で最も多かった平成18年（9,923人）と比べ7,571人（76.3%）減少しています。

また、刑法犯の再犯者率は、約3割で推移しています。

<表2-3-1 非行少年の推移（神奈川県）>

（単位：人）

| 区分 | | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 非行少年 | 合計 | 4,589 | 3,942 | 3,276 | 2,814 | 2,352 | |
| | 刑法犯 | 犯罪少年 | 3,605 | 3,091 | 2,577 | 2,135 | 1,704 |
| | | 触法少年 | 330 | 266 | 154 | 171 | 146 |
| | | 計 | 3,935 | 3,357 | 2,731 | 2,306 | 1,850 |
| | 特別法犯 | 犯罪少年 | 637 | 566 | 518 | 500 | 494 |
| | | 触法少年 | 7 | 8 | 14 | 2 | 4 |
| | | 計 | 644 | 574 | 532 | 502 | 498 |
| ぐ犯少年 | 10 | 11 | 13 | 6 | 4 | | |
| 不良行為少年 | 41,666 | 36,584 | 37,572 | 37,559 | 37,412 | | |

※非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

※犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

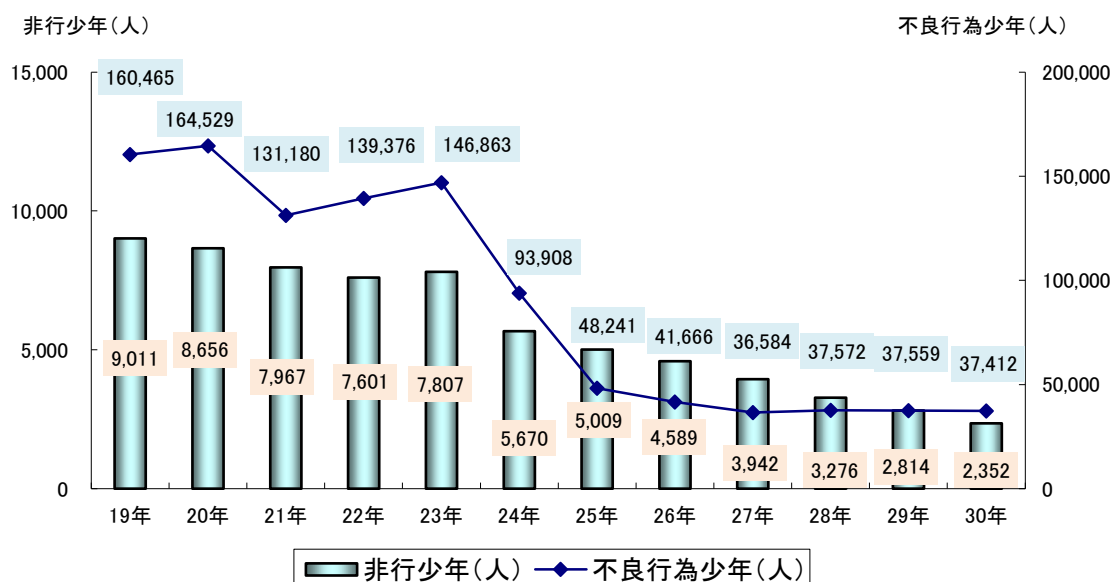
※触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

※ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

※不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-1 非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

＜表2-3-2 再犯者率の推移（神奈川県）＞

(単位：人)

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 刑法犯 | 3,605 | 3,091 | 2,577 | 2,135 | 1,704 |
| 再犯者 | 1,183 | 1,094 | 880 | 729 | 617 |
| 再犯者率 (%) | 32.8 | 35.4 | 34.1 | 34.1 | 36.2 |
| 凶悪犯 | 26 | 48 | 36 | 26 | 23 |
| 再犯者 | 14 | 33 | 24 | 19 | 11 |
| 再犯者率 (%) | 53.8 | 68.8 | 66.7 | 73.1 | 47.8 |
| 粗暴犯 | 382 | 370 | 289 | 205 | 277 |
| 再犯者 | 200 | 190 | 140 | 110 | 162 |
| 再犯者率 (%) | 52.4 | 51.4 | 48.4 | 53.7 | 58.5 |
| 窃盗犯 | 2,191 | 1,878 | 1,589 | 1,321 | 954 |
| 再犯者 | 669 | 619 | 539 | 437 | 300 |
| 再犯者率 (%) | 30.5 | 33.0 | 33.9 | 33.1 | 31.4 |
| その他 | 1,006 | 795 | 663 | 583 | 450 |
| 再犯者 | 300 | 252 | 177 | 163 | 144 |
| 再犯者率 (%) | 29.8 | 31.7 | 26.7 | 28.0 | 32.0 |

(備考) 1 触法少年を除く

2 再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいい、過去の罪種は問わない。

出典：警察本部少年育成課資料

(2) 薬物乱用の状況

平成30年中に薬物乱用で検挙・補導された少年は61人で、学校・職業別では有職、無職少年が38人と、全体の62.3%を占めています。

＜表2-3-3 薬物乱用少年の推移（神奈川県）＞

(単位：人)

| 区 分 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 毒物及び劇物取締法違反 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 覚せい剤取締法違反 | 13 | 8 | 11 | 3 | 11 |
| 大麻取締法違反 | 4 | 12 | 15 | 18 | 47 |
| 麻薬及び向精神薬取締法違反 | 2 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| 合 計 | 23 | 22 | 29 | 23 | 61 |

出典：警察本部少年育成課資料

＜表2-3-4 平成30年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）＞

(単位：人)

| | 総数 | 生徒・学生 | | | | 有職少年 | 無職少年 |
|---------------|----|-------|-----|--------|----|------|------|
| | | 中学生 | 高校生 | その他の学生 | 小計 | | |
| 毒物及び劇物取締法違反 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 覚せい剤取締法違反 | 11 | 0 | 3 | 0 | 3 | 2 | 6 |
| 大麻取締法違反 | 47 | 3 | 13 | 2 | 18 | 20 | 9 |
| 麻薬及び向精神薬取締法違反 | 3 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 合 計 | 61 | 3 | 17 | 3 | 23 | 23 | 15 |

出典：警察本部少年育成課資料

(3) 不良行為少年の状況

平成30年中に不良行為少年として補導された少年は3万7,412人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年89.5%を占めています。

学校・職業別では、高校生が2万1,046人で全体の56.3%、中学生が3,683人で全体の9.8%を占めています。

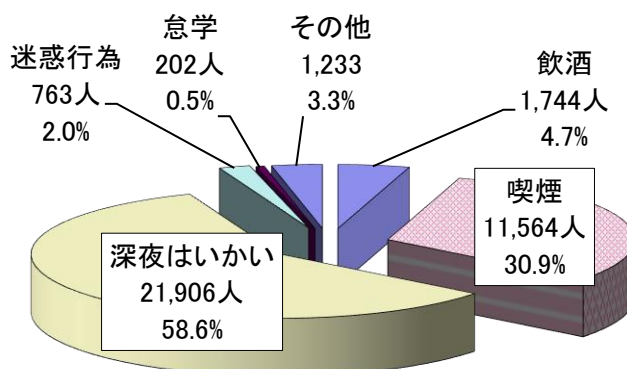
<表2-3-5 不良行為少年の推移（神奈川県）>（単位：人）

| 区 分 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 飲酒 | 960 | 1,163 | 1,449 | 1,606 | 1,744 |
| 喫煙 | 12,822 | 11,181 | 11,551 | 12,058 | 11,564 |
| 深夜はいかい | 26,734 | 22,892 | 22,902 | 21,876 | 21,906 |
| 迷惑行為 | 497 | 366 | 595 | 823 | 763 |
| 怠学 | 216 | 148 | 179 | 210 | 202 |
| その他 | 437 | 834 | 896 | 986 | 1,233 |
| 合計 | 41,666 | 36,584 | 37,572 | 37,559 | 37,412 |

（備考）その他の主な行為は、不健全娯楽、家出、粗暴行為等

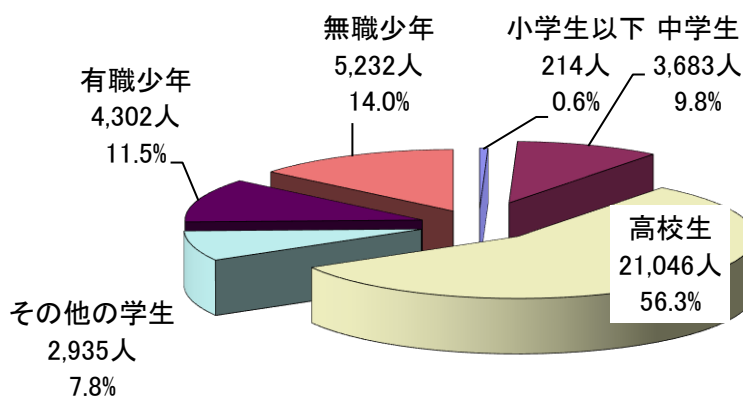
出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-2 不良行為少年の行為別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-3 不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

(4) 福祉犯罪による被害の状況

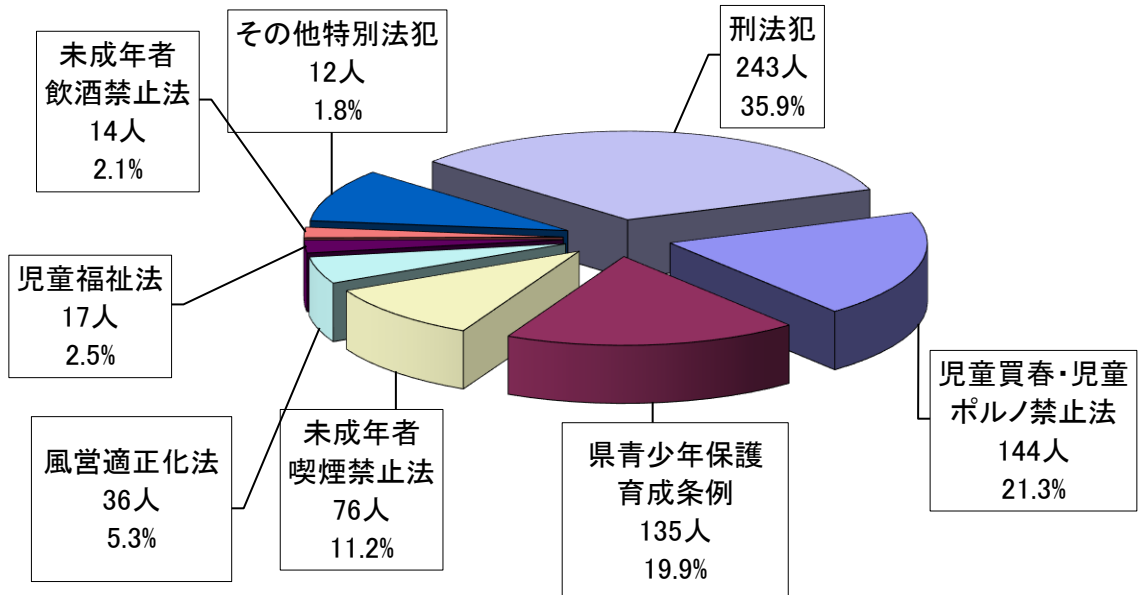
少年の福祉を害する犯罪（福祉犯罪）の被害に遭った少年は677人となっています。法令別では、刑法犯が243人（35.9%）（うち強制わいせつが191人）と最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ禁止法違反が144人（21.3%）、県青少年保護育成条例違反が135人（19.9%）となっています。

<表2-3-6 福祉犯罪（刑法犯を含む）の推移（神奈川県）>

| 区 分 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検挙件数（件） | 1,189 | 1,075 | 1,033 | 1,034 | 1,018 |
| 検挙人員（人） | 974 | 945 | 899 | 829 | 844 |
| 被害少年（人） | 865 | 734 | 696 | 736 | 677 |

出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-4 平成30年中における福祉犯罪による被害少年の法令別状況（神奈川県）>



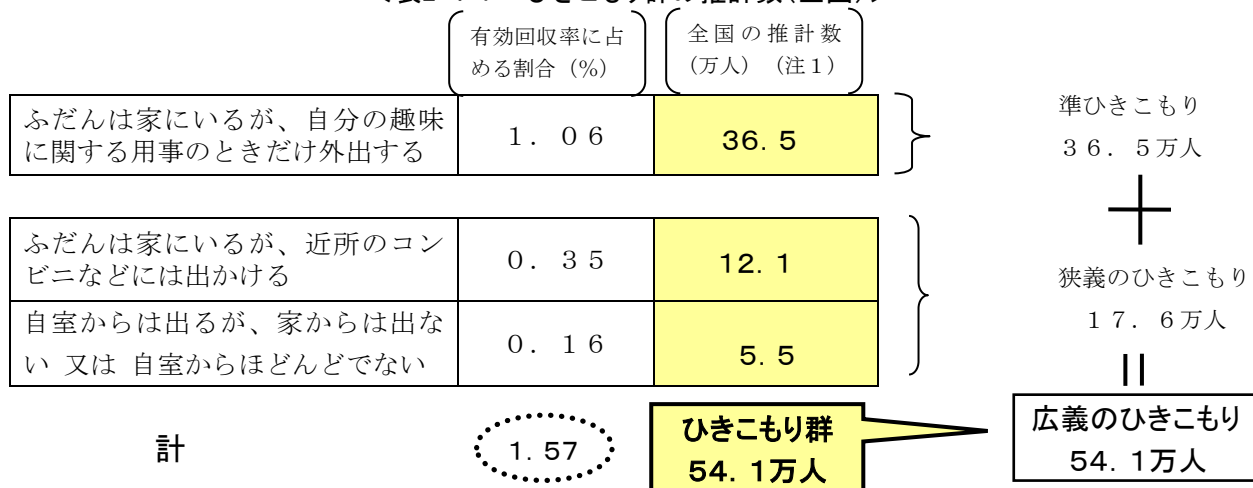
出典：警察本部少年育成課資料

4 ひきこもりの状況

(1) ひきこもりの数

内閣府が平成27年12月に全国5,000人の若者（15歳から39歳）を対象に実施した調査「若者の生活に関する調査報告書」（平成28年9月）によると、ひきこもり群（以下「ひきこもり」という。）は全国で約54万1,000人と推計され、その割合を基に推計した県内のひきこもりは、約4万1,000人になります。

＜表2-4-1 ひきこもり群の推計数(全国)＞



ただし、ア) 現在の状態となつて6ヶ月以上の者のみ
 イ) 「現在の状態のきっかけ」で、「病気(病名:)」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他()」に自宅で仕事をしていると回答した者を除く
 ウ) 「ふだん自宅にいるときによくしていること」で、「家事・育児をする」と回答した者を除く

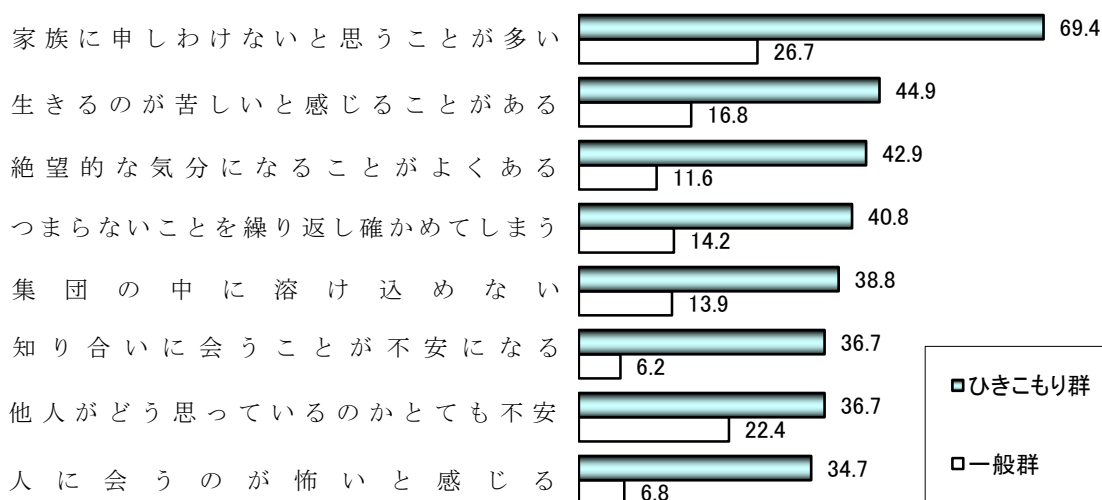
(注1) 総務省「人口推計」(2015年)によると、15~39歳人口は3,445万人。よつて、有効回収率に占める割合(%)×3,445万人=全国の推計数(万人)

出典:平成27年度「若者の生活に関する調査」(内閣府)

(2) ひきこもりの若者が抱える不安要素

不安などの項目ではまるものを聞いたところ、ひきこもり群の若者は一般群に比べ、不安なことをあげる者が多くなつています。

＜図2-4-1 ひきこもりの若者が抱える不安要素(全国)＞



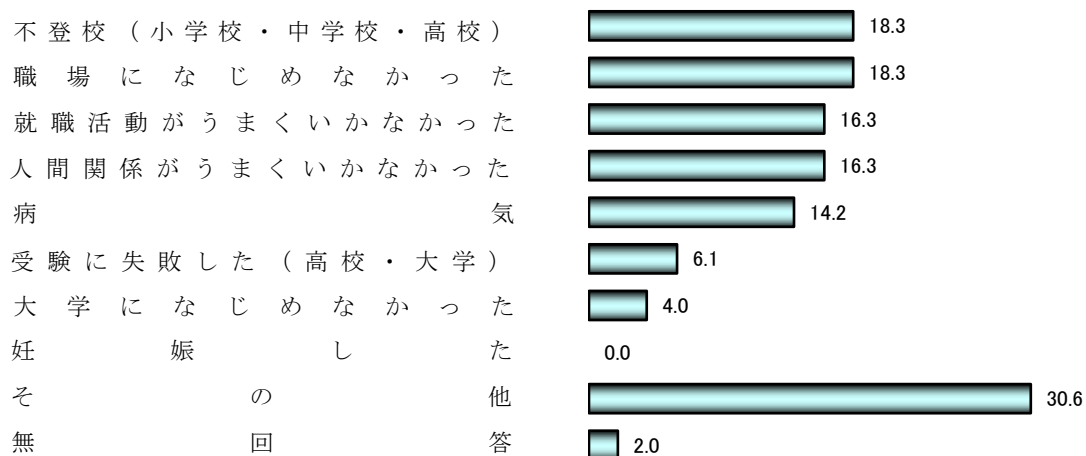
出典:平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)

(3) ひきこもりになったきっかけ

不登校、仕事又は人間関係等をきっかけにひきこもった若者が多くなっています。

<図2-4-2 ひきこもりになったきっかけ（全国）>

(%)



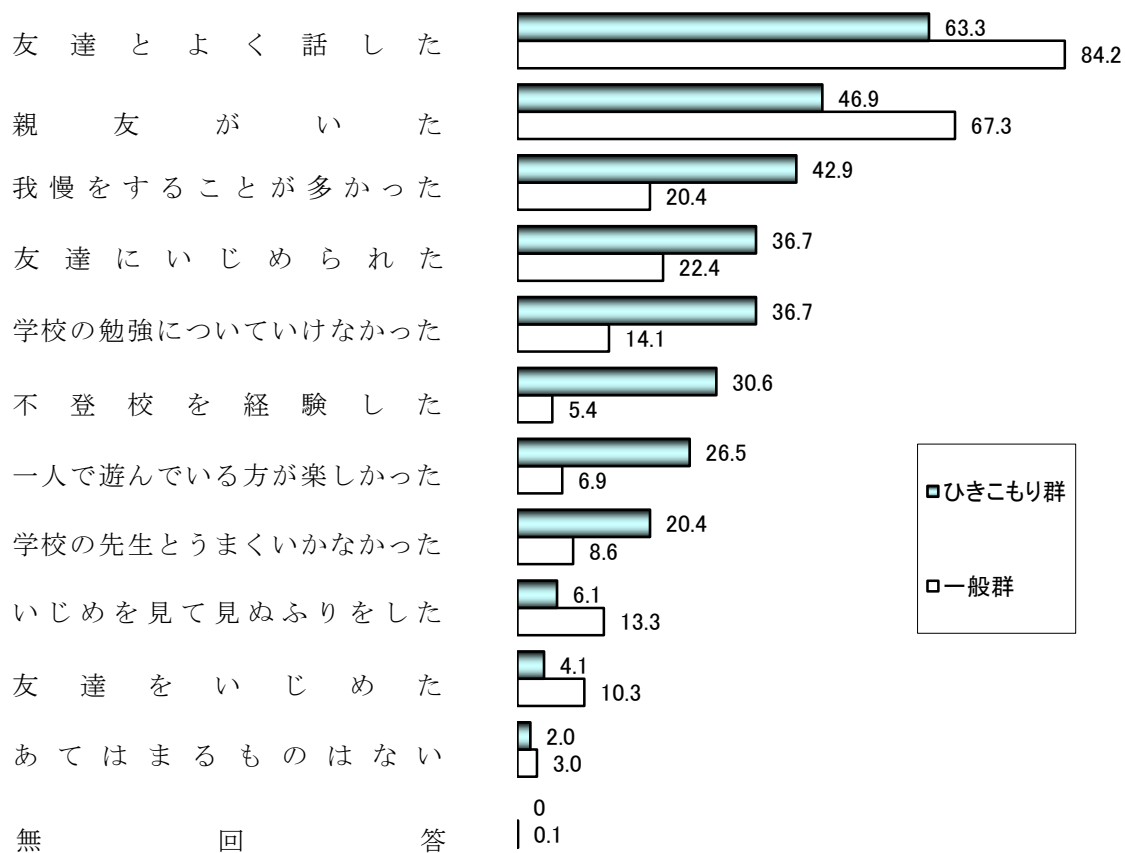
出典：平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)

(4) 小中学校時代の経験

ひきこもりの若者は小中学校時代の学校や家庭で、必ずしもうまくいかなかった様子がうかがえます。

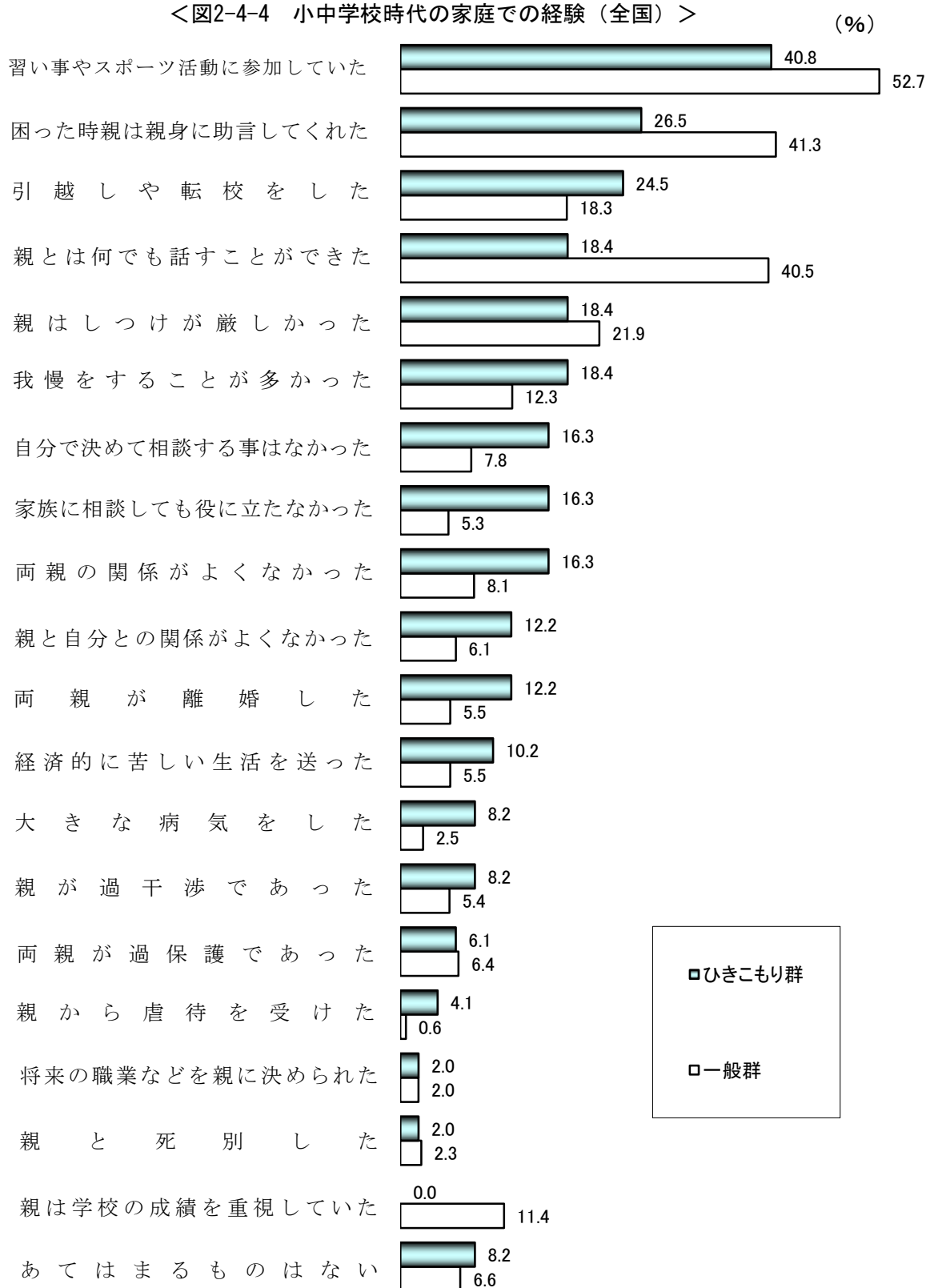
<図2-4-3 小中学校時代の学校での経験（全国）>

(%)



出典：平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)

＜図2-4-4 小中学校時代の家庭での経験（全国）＞



出典：平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)

(5) 相談実績からみたひきこもりの状況

県立青少年センターでの電話相談の統計(平成16～30年度)では、ひきこもりに関する相談は5,328件で、相談全体(37,832件)の約14.1%を占めています。

その内訳を見ると、年齢構成では、20歳代は51%となっており、30歳以上の相談者の割合

は29%となっています。

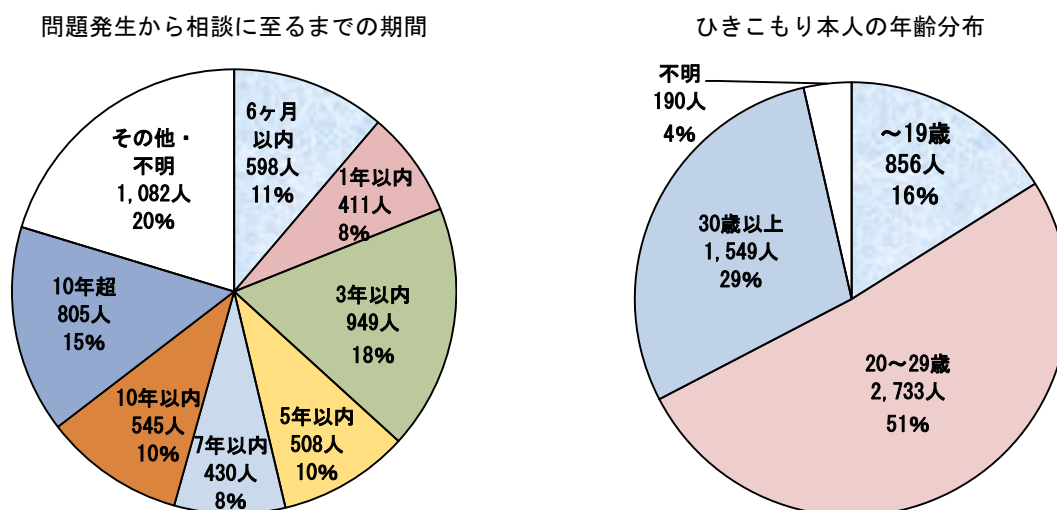
また、問題発生から相談に至るまでの期間は、1～3年が18%と最も多くなっていますが、5年、10年という年月を経て相談に至っている相談者も少なくありません。

一方、相談実績(平成30年度)では、ひきこもりに関する相談は326件で、相談全体(2,976件)の約11.0%を占めています。

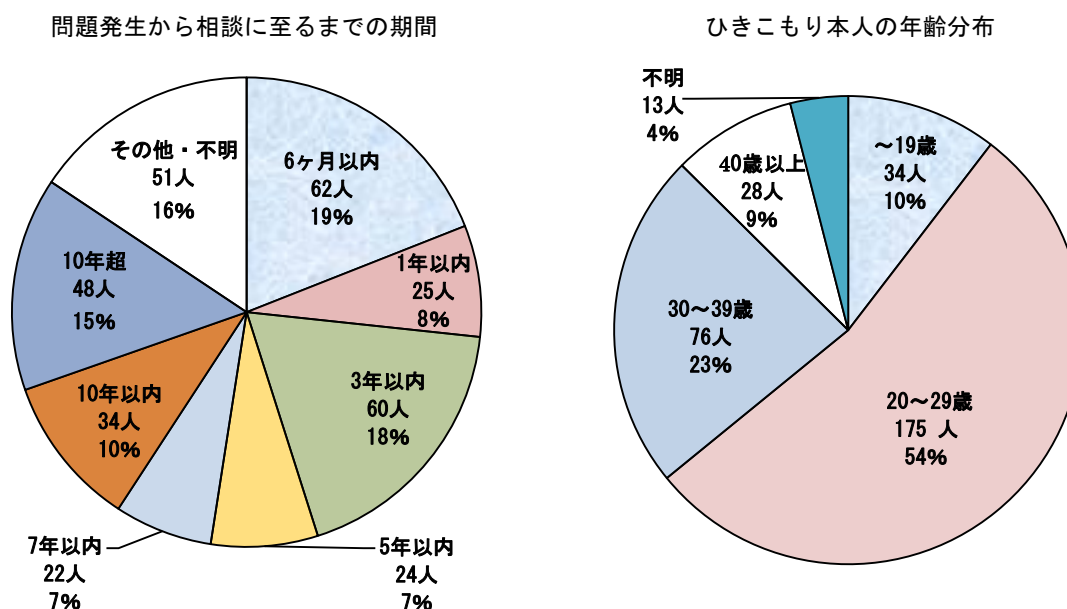
その内訳をみると、年齢構成では、20歳代は54%、30歳代は23%、40歳以上は9%となっています。

また、問題発生から相談に至るまでの期間は、6ヶ月以内が相談全体の19%(62件)と最も多く、相談実績(平成16～30年度)と比較し8%も乖離しています。

<図2-4-5 相談実績(平成16～30年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県)>



<図2-4-6 相談実績(平成30年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県)>



出典：県立青少年センター青少年サポート課資料

(注) この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

また、相談実績(平成16～30年度)の30歳以上の区分には、40歳以上の者も含まれています。

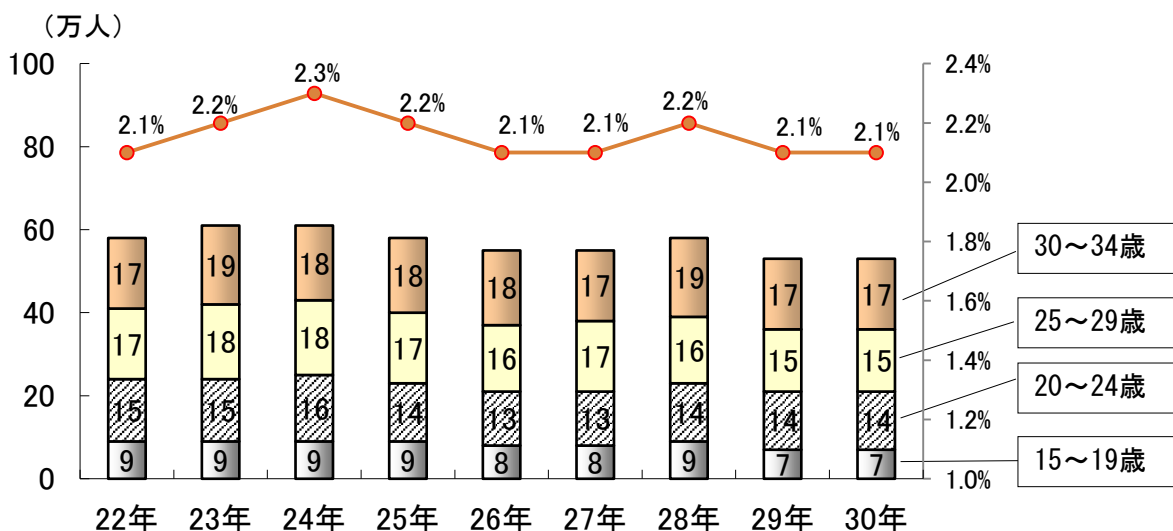
5 若年無業者

全国の若年無業者（いわゆる「ニート」）の数は、平成30年は約53万人であり、若年人口2,545万人の約2.1%にあたります。年齢階級別にみると、30～34歳が17万人と最も多く、ついで25～29歳が15万人となっています。

（備考）「ニート（NEET）」とは

「就学、就労をせず、職業訓練も受けない」を意味する英語の頭文字（Not in Education, Employment or Training）をとったもの。厚生労働省では、総務省が行っている労働力調査における、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）をいわゆる「ニート」として定義しています。

<図2-5-1 年齢階級別若年無業者の推移（全国）>



出典：労働力調査（基本集計）（総務省統計局）

6 子どもの貧困

厚生労働省の調査によると、子どもの貧困率（貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合）は、13.9%となっています。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち「大人が一人」の世帯員では50.8%となっています。

<図2-6-1 子どもの貧困率（全国）>

| | 昭和 60年 | 63 | 平成 3年 | 6 | 9 | 12 | 15 | 18 | 21 | 24 | 27 |
|------------|-----------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | （単位：％） | | | | | | | | | | |
| 相対的貧困率 | 12.0 | 13.2 | 13.5 | 13.8 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 | 15.6 |
| 子どもの貧困率 | 10.9 | 12.9 | 12.8 | 12.2 | 13.4 | 14.4 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 | 13.9 |
| 子どもがいる現役世帯 | 10.3 | 11.9 | 11.7 | 11.3 | 12.2 | 13.0 | 12.5 | 12.2 | 14.6 | 15.1 | 12.9 |
| 大人が一人 | 54.5 | 51.4 | 50.1 | 53.5 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 | 54.6 | 50.8 |
| 大人が二人以上 | 9.6 | 11.1 | 10.8 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 | 12.4 | 10.7 |
| | （単位：万円） | | | | | | | | | | |
| 中央値（a） | 216 | 227 | 270 | 289 | 297 | 274 | 260 | 254 | 250 | 244 | 245 |
| 貧困線（a/2） | 108 | 114 | 135 | 144 | 149 | 137 | 130 | 127 | 125 | 122 | 122 |

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

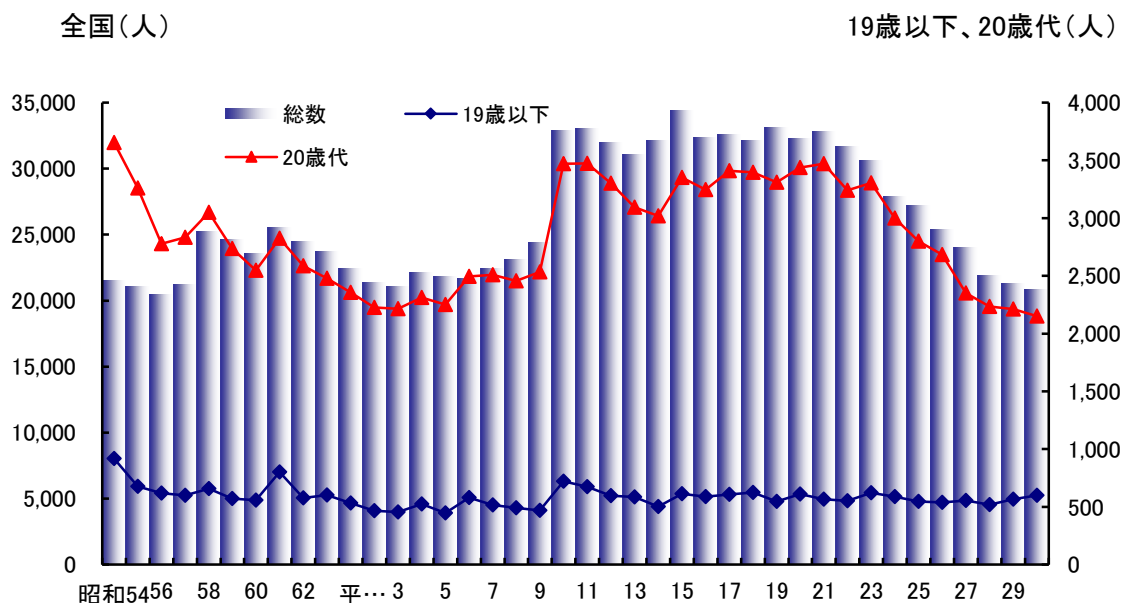
出典：平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）

7 自殺

警察庁の調べによると、平成30年中における全国の自殺者数は2万840人（前年に比べ481人減少）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数は、それぞれ599人、2,152人で、その合計は全体の約13.2%を占めています。

平成30年中に警察で取り扱った県内の自殺者数は1,136人（前年に比べ140人減少）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数はそれぞれ27人、129人でその合計は全体の約13.7%を占めています。

<図2-7-1 若者の自殺者数の推移（全国）>



出典：平成30年中における自殺の状況（警察庁）

<表2-7-1 19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県）>

（単位：人）

| | | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自殺者数 | 19歳以下 | 26 | 29 | 33 | 32 | 27 |
| | 20歳代 | 168 | 136 | 150 | 141 | 129 |

出典：警察本部人身安全対策課資料

第3 青少年をはぐくむ環境

1 情報化の急激な進展と青少年への影響

(1) 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率

平成30年11月、内閣府が全国の青少年（満10歳～満17歳）5,000人とその保護者5,000人、及び低年齢層（0歳から満9歳。以下同じ。）の保護者3,000人を対象に実態調査を行ったところ、次の結果が出ています。（以下、(6)までは同調査結果による。）

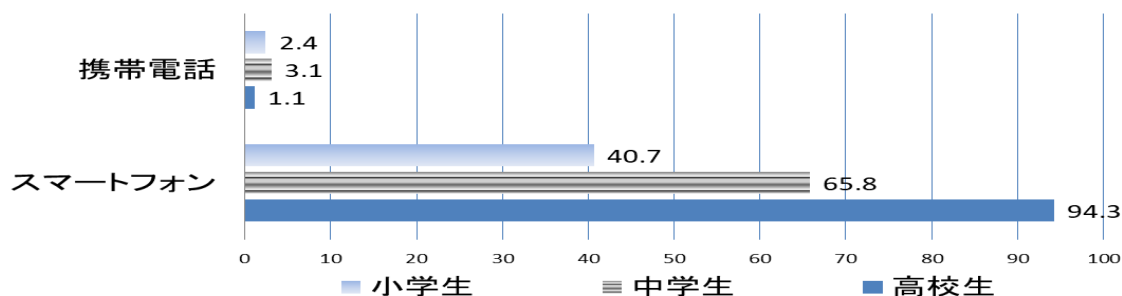
インターネット利用率（WEBサービスやアプリケーション）では、携帯電話では、小学生（満10歳以上。以下同じ。）は2.4%、中学生は3.1%、高校生は1.1%、スマートフォンでは、小学生は40.7%、中学生は65.8%、高校生は94.3%となっています。

また、機器の専用率では、携帯電話では、小学生は70.0%、中学生は74.3%、高校生は90.0%、スマートフォンでは、小学生は35.9%、中学生は78.0%、高校生は99.4%が自分専用の機器を利用しています。

<図3-1-1 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率（全国）>

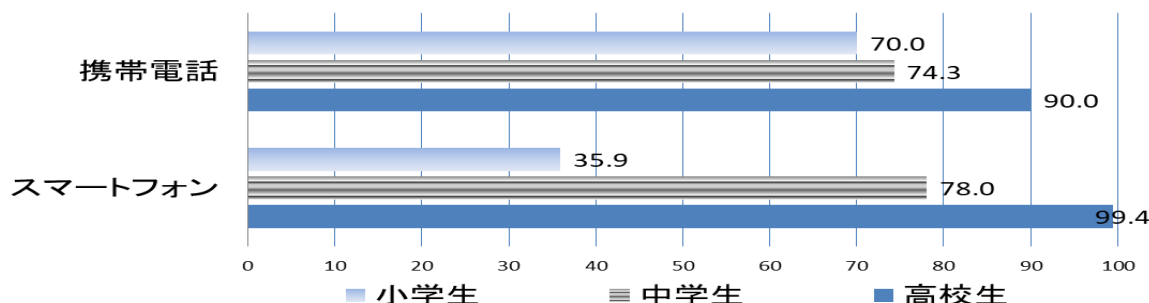
【携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率】

(%)



【携帯電話とスマートフォンの機器の専用率】

(%)

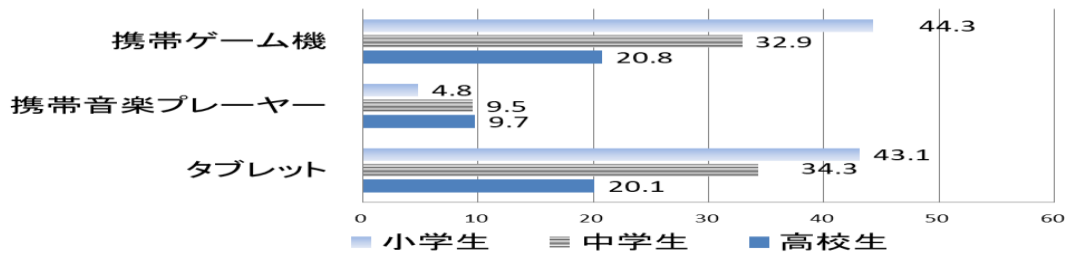


出典：平成30年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(2) その他のインターネット接続機器のインターネット利用率

携帯ゲーム機のインターネット利用率は、小学生は44.3%、中学生は32.9%、高校生は20.8%、携帯音楽プレーヤーのインターネット利用率は、小学生は4.8%、中学生は9.5%、高校生は9.7%、タブレットのインターネット利用率は、小学生は43.1%、中学生は34.3%、高校生は20.1%となっています。

＜図3-1-2 その他のインターネット接続機器のインターネット利用率（全国）＞
【インターネット利用率】 (％)

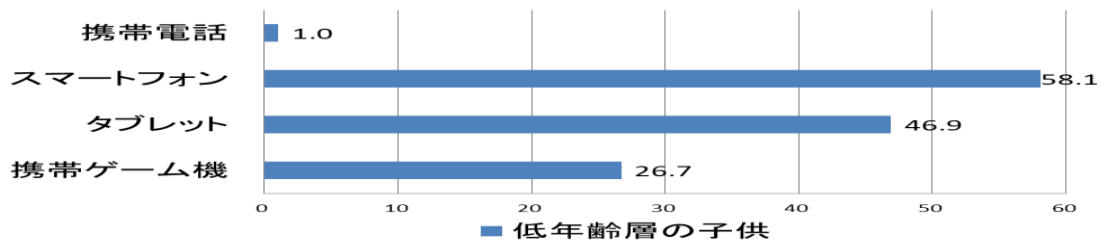


出典：平成30年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(3) 低年齢層の子どものインターネット利用率

低年齢層の子どものインターネット利用率は、携帯電話は1.0%、スマートフォンは58.1%、タブレットは46.9%、携帯ゲーム機は26.7%となっています。

＜図3-1-3 低年齢層の子どものインターネット利用率（全国）＞
【低年齢層のインターネット利用率】 (％)



(4) 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率

保護者に、子どもが「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のそれぞれについて、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるように、保護者としてどのような取組をしているか聞いたところ、「フィルタリングを使っている」保護者は、携帯電話では、小学生は16.7%、中学生は9.8%、高校生は15.0%、スマートフォンでは、小学生は22.5%、中学生は40.4%、高校生は40.2%となっています。

＜図3-1-4 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率（全国）＞

・携帯電話のフィルタリング利用率 (％)



・スマートフォンのフィルタリング利用率 (％)

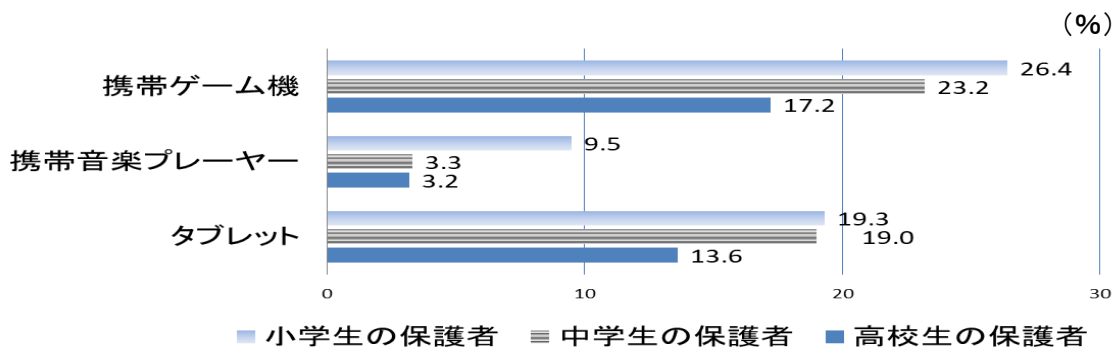


出典：平成30年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(5) その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率

保護者に、子どもが「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のそれぞれについて、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるように、保護者としてどのような取組をしているか聞いたところ、「フィルタリングを使っている」保護者は、携帯ゲーム機では、小学生は26.4%、中学生は23.2%、高校生は17.2%、携帯音楽プレーヤーでは、小学生は9.5%、中学生は3.3%、高校生は3.2%、タブレットでは、小学生は19.3%、中学生は19.0%、高校生は13.6%となっています。

<図3-1-5 その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率(全国)>

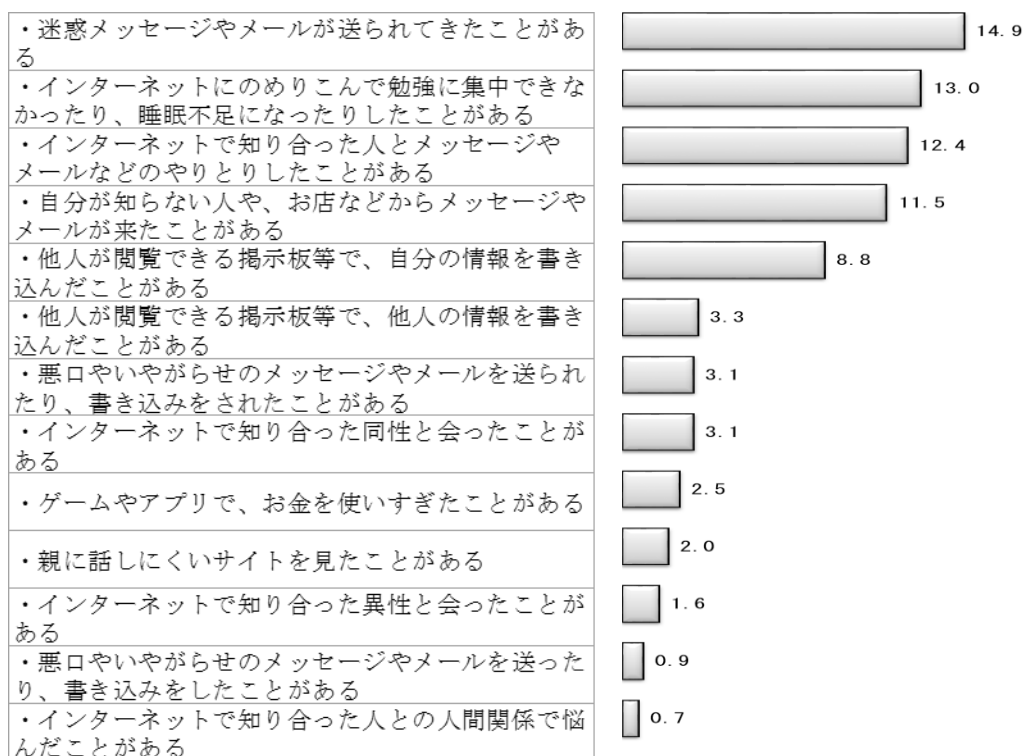


出典：平成30年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

(6) インターネット上のトラブル等の経験

インターネットを使っている青少年に、インターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験を聞いたところ、メッセージやメールに関するものが多くなっています。

<図3-1-6 インターネット上の経験(全国)>



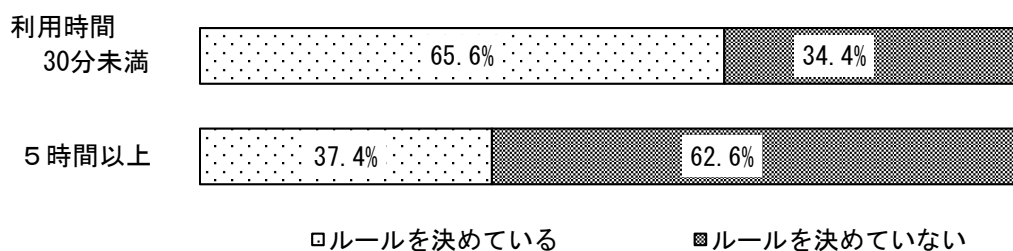
出典：平成30年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

(7) 生活面への影響

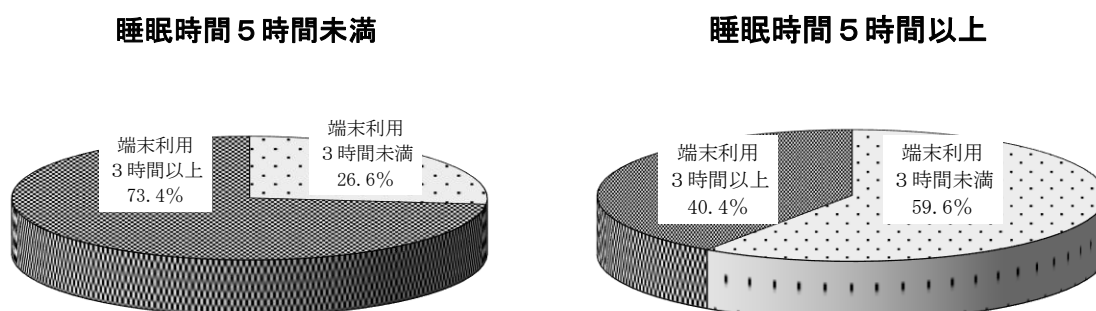
平成26年7月、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市が県内の小・中・高等学校の児童生徒を対象に行った調査では、インターネットを5時間以上利用する子どもは、利用のルールを決めていない割合が62.6%と高くなっています。

また、睡眠時間5時間未満の子どものうち、73.4%がインターネットを1日3時間以上利用しています。また、朝食を食べない子どものうち、69.7%が1日3時間以上の利用となっており、インターネットを長時間利用する子どもに生活面への影響が見られます。

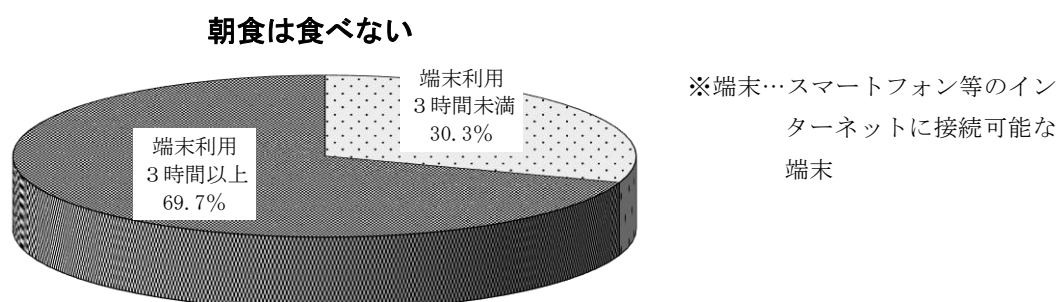
<図3-1-7 インターネットの利用ルール設定と利用時間の関係>



<図3-1-8 睡眠時間とインターネットの利用時間の関係>



<図3-1-9 朝食とインターネットの利用時間の関係>



調査対象：三政令市の小学校（5,6学年）、中学校（1～3学年）から各学年20学級抽出
 県立高等学校（1～3学年）から各学年28学級抽出

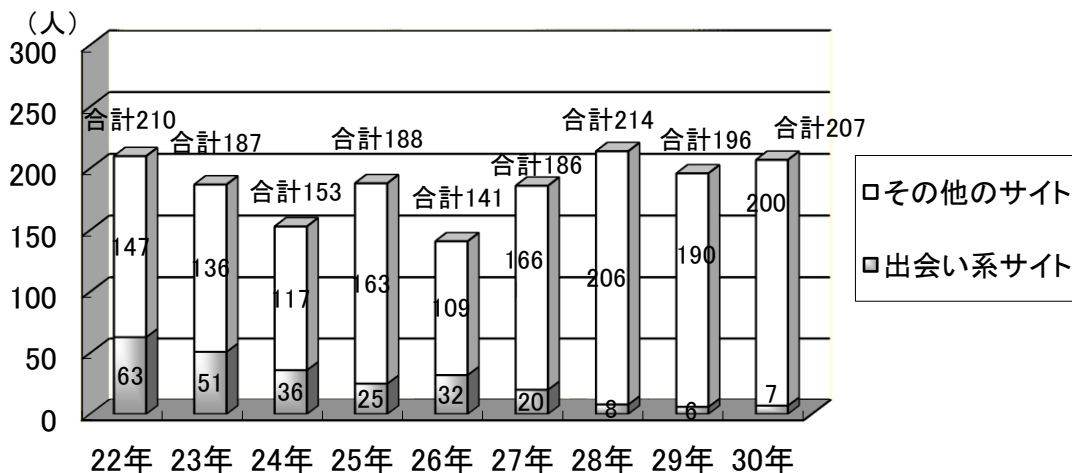
出典：子どもたちのネット利用に係る実態調査結果（平成26年10月、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市）

(8) 出会い系サイト等を巡る事件の被害状況

平成15年に出会い系サイト規制法が制定されたことにより、出会い系サイトを利用した犯罪被害（児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反等）は減少傾向にあります。

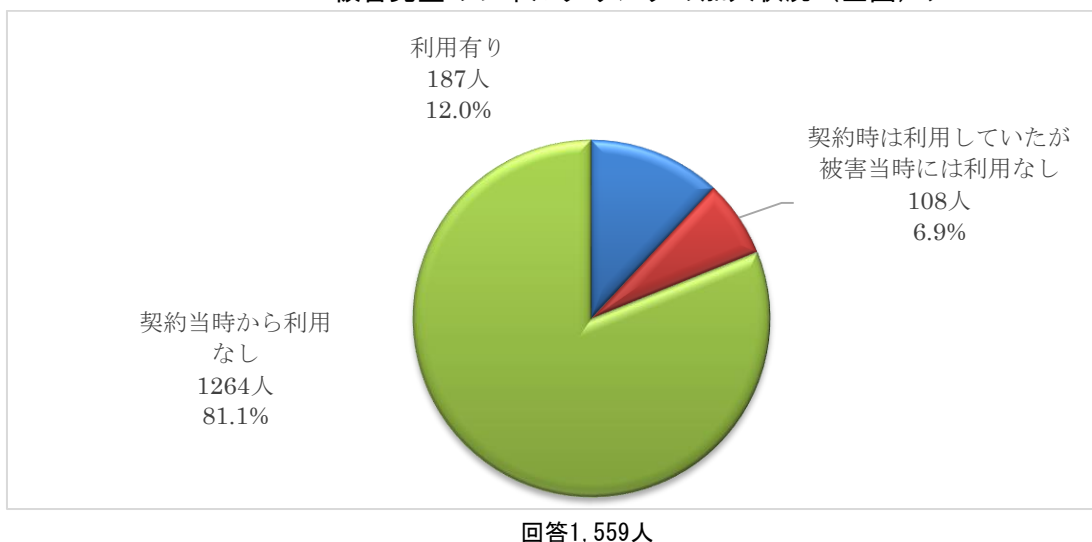
最近では、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイトの利用から被害にあった児童の占める割合は、近年増減を繰り返すも総じて増加傾向にあります。また、警察庁が、平成30年中に全国の警察で検挙したコミュニティサイトに起因する福祉犯等の被害児童を対象に調査したところ、約9割の児童が被害当時にフィルタリングを設定していなかったという結果が出ています。

<図3-1-10 出会い系サイト等を利用した事件の被害児童の推移（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<図3-1-11 コミュニティサイトに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの加入状況（全国）>



出典：平成30年における少年非行、児童虐待及び性被害の状況【平成30年】(警察庁)

2 青少年と地域社会

(1) 大人の意識

平成30年8月～9月、県が行った県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい」と回答した人が68.6%を占めています。一方で、「今後10年くらいの中に、地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている」と答えた人は14.4%、「今後10年くらいの中に、子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている」と答えた人は19.9%でした。

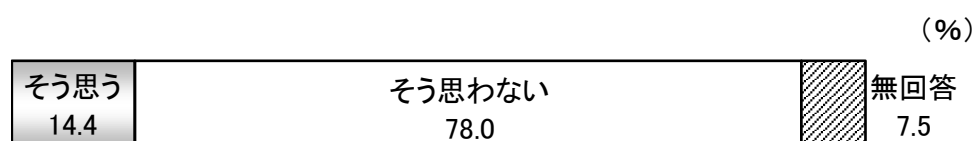
<図3-2-1 青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいと思いますか（神奈川県）>



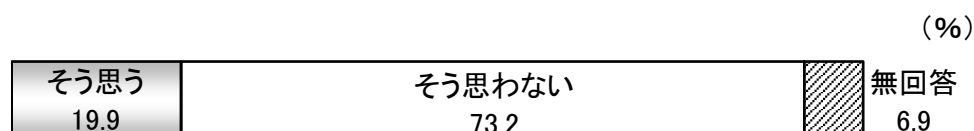
出典：平成30年度神奈川県「県民ニーズ調査」(情報公開広聴課)

<図3-2-2 今後10年くらいの中に、どうなっていくと思いますか（神奈川県）>

◇ 地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている



◇ 子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている



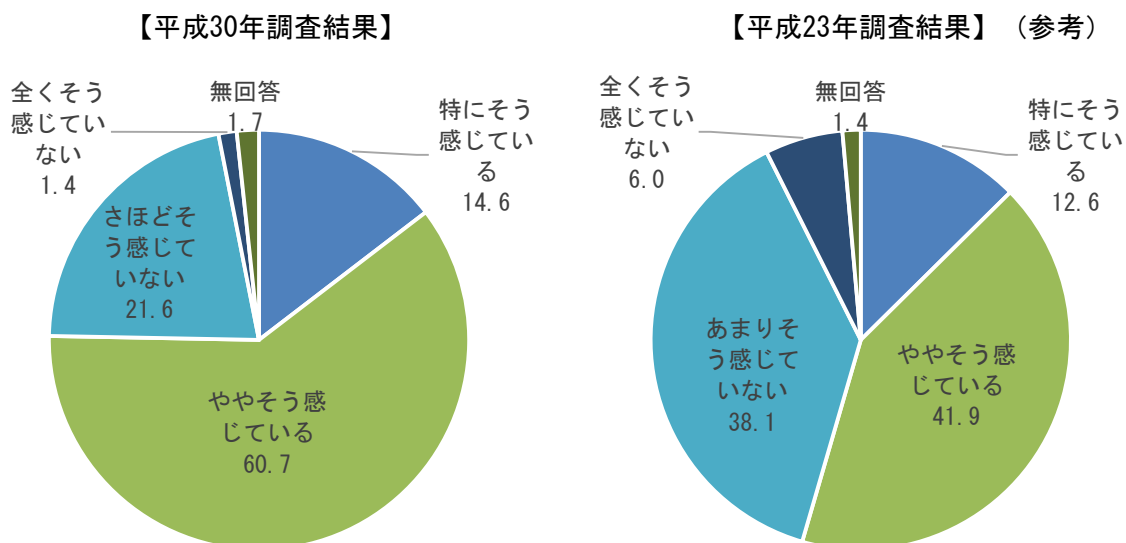
出典：平成30年度神奈川県「県民ニーズ調査」(情報公開広聴課)

(2) 保護者の意識

ア 家庭でのしつけ・教育

家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えていると感じるか、保護者に聞いた調査の結果、「ややそう感じている」の回答が60.7%と最も高く、「特にそう感じている」の回答は14.6%となっています。

＜図3-2-3 「家庭で子どもに十分しつけをしない・できない保護者が増えている」との声を知ることがありますが、あなたはどのように感じていますか（全国）＞

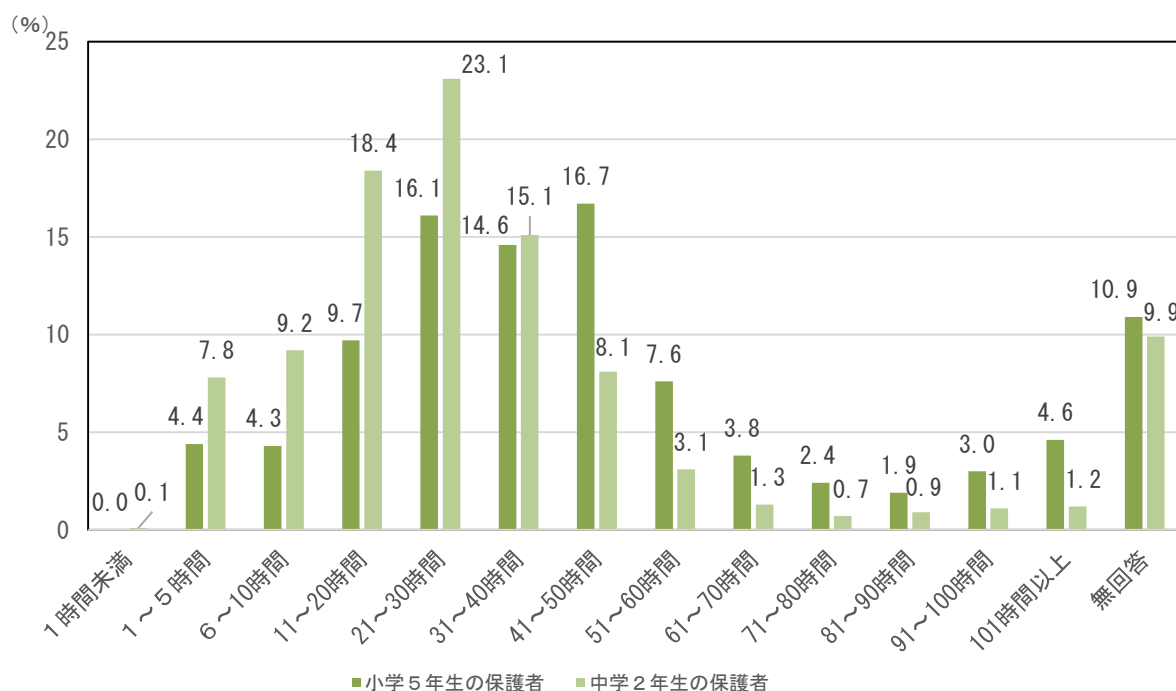


出典：平成30年度教育に関する保護者の意識調査報告書（公益社団法人日本PTA全国協議会）

イ 家庭でのコミュニケーション

子どもが別室で過ごす時間を除いて、家庭で一緒に過ごす時間を保護者に聞いた調査の結果、小学校・中学校の保護者とも21～30時間が一番高い割合となっています。

＜図3-2-4 あなたは、一週間のうちで子どもと過ごす時間はどれくらいですか（全国）＞



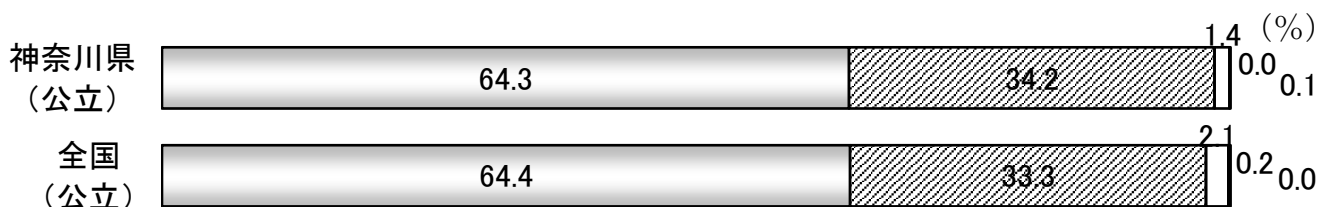
出典：平成30年度教育に関する保護者の意識調査報告書（公益社団法人日本PTA全国協議会）

(3) 地域と学校との関わり

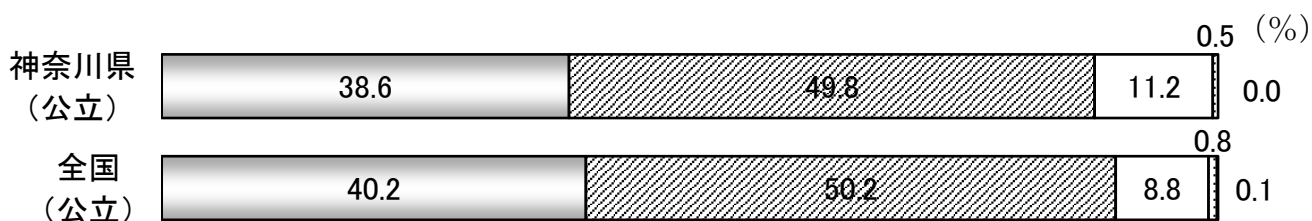
保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動によく参加している学校の割合は、小学校では64.3%、中学校では38.6%となっています。

＜図3-2-5 保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか（神奈川県）＞

【小学校】



【中学校】



□よく参加している □参加している □あまり参加していない □全く参加していない ■その他・無回答

出典：平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(4) 青少年団体

ア 子ども会

神奈川県内の子ども会の数は、1,931団体で、9万9,115人が会員として活動をしています。が、少子化、担い手不足、ライフスタイルの変化などあいまって、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

＜表3-2-1 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）＞

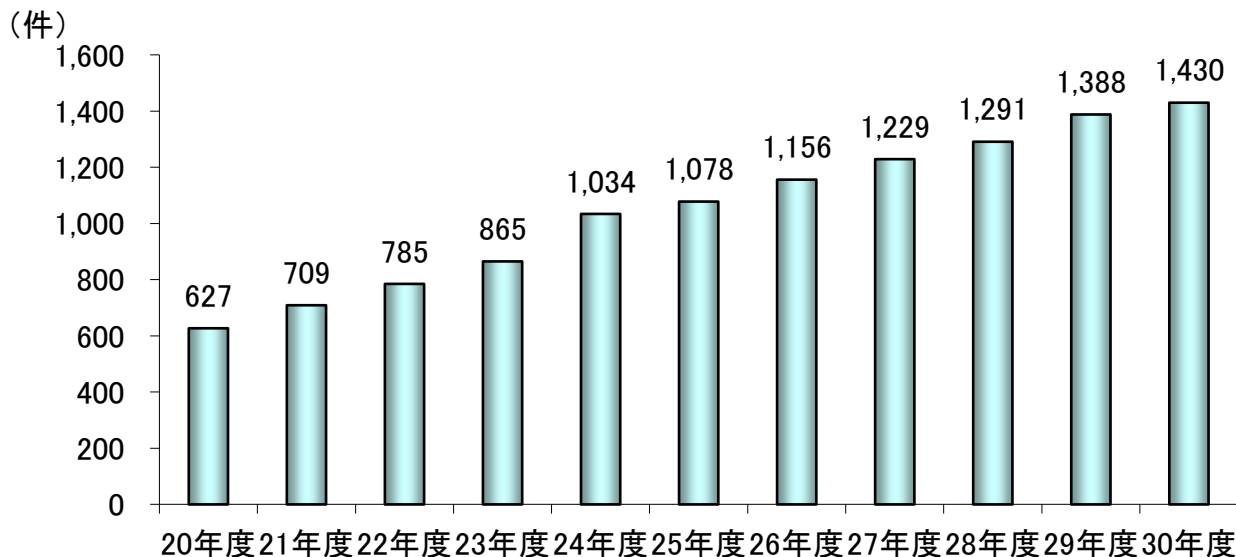
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 団体数（団体） | 2,541 | 2,393 | 2,390 | 2,172 | 2,128 | 1,931 |
| 指導者数（人） | 37,281 | 35,056 | 34,592 | 32,174 | 31,389 | 29,837 |
| 会員数（人） | 136,818 | 129,401 | 129,474 | 113,593 | 110,213 | 99,115 |

出典：平成30年度青少年関係団体の会員数等の調査（青少年課）

イ 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数

非行防止活動やいじめ相談、児童虐待防止、児童相談、放課後活動の実施、学童保育事業など、子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数は、年々増加しています。

<図3-2-6 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数の推移（神奈川県）>



(備考)平成23年度以前:神奈川県内にのみ事務所を持つ法人、平成24年度以降:神奈川県内に主たる事務所を持つ法人

出典:NPO協働推進課資料

第2章 青少年施策の展開

第1 かながわ青少年育成・支援指針の概要

「かながわ青少年育成・支援指針」において定めた3つの基本目標の達成に向け、青少年を取り巻く社会環境の変化や青少年の状況等を踏まえながら、総合的に施策を展開しています。

<施策の基本目標と方向>

基本目標1 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

青少年が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の中で成長する力を身に付け、豊かな人間性と社会性をはぐくむとともに、創造性やエネルギーを生かして、未来を切り拓き、社会の中で自立・参加・共生できるように支援します。

(施策の方向)

- 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援
- 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進
- 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成
- 社会的・経済的な自立の促進

<施策の基本目標と方向>

基本目標2 困難を有する青少年の社会的自立の支援

ひきこもり、ニート、いじめ、不登校、非行、暴力行為の問題の深刻化や、児童虐待の増加等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を充実し、青少年の社会的自立を支援します。

(施策の方向)

- 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実
- ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援
- 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進
- 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実
- 子どもの貧困問題への対応
- 被害防止・保護活動の推進

<施策の基本目標と方向>

基本目標3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

大人たちが青少年の成長と自立・参加・共生を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、地域の見守りと青少年の居場所づくりや、急激に進展する情報化社会への対応等を進め、民間事業者を含む社会全体で、青少年の成長と自立・参加・共生をはぐくむ環境づくりに取り組みます。

(施策の方向)

- 社会環境の健全化に向けた取組みの一層の推進
- 急激に進展する情報化社会への対応
- 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり

第2 平成30年度における青少年施策の実施状況（令和元年度新規事業を含む）

1 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

(1) 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援

ア 基本的な生活習慣と基本意識の形成

(ア) 食の安全・安心確保事業<健康医療局>

県内の小学校に在籍する小学6年生を対象に、食育のための食品安全リーフレットを配布し、将来にわたって食の安全に対する理解を深めています。

平成30年度は、小学校（936校）の6年生を対象に、86,818部配布しました。

(イ) かながわ産食材を活用した学校給食の推進<教育委員会>

県内の公立小中学校等に対して、県産食材の情報提供や調達支援等を行うことで、県産食材を活用した給食「かながわ産品学校給食デー」の推進を図っています。

(ウ) 食育推進事業<健康医療局>

未病を改善するための重要な柱である「食」について、県民一人ひとりが理解を深め、自ら健全な食生活を実践することで、誰もが元気に笑顔で長生きできる神奈川を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次神奈川県食育推進計画（食みらい かながわプラン2018）を策定しました。また、食への関心を啓発し、食の大切さについて理解を深めてもらうために「かながわ食育フェスタ」を開催し、行政や企業、学校、食生活改善推進員等が進める食育の取組や活動を紹介し、県民への食育の普及に取り組んでいます。

（平成30年度）

開催月 7月、来場者数4,329人

(エ) 学校における食育推進の取組<教育委員会>

神奈川県食育担当者会議等を運営するとともに、食育の指導のあり方や指導体制整備及び栄養教諭制度の活用等についての総合的・実践的な研修を行っています。

児童・生徒に対し食に関する知識の取得や正しい食事のあり方、望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うことを目標に、家庭・地域と連携し、学校の教育活動全体で食育の推進に取り組んでいます。

学校における食育の推進

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/csk/shokuiku.html>

(オ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）<教育委員会>

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

（平成30年度）

・発行月 平成31年3月 ・発行部数 43,000部

学習資料(家庭教育ハンドブックすこやか)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/sukoyaka.html>



イ 基礎学力の確実な習得と体力の向上

(ア) かながわ学力向上実践推進事業<教育委員会>

児童・生徒一人ひとりの学習意欲の向上や基礎学力の確実な習得に向け、推進地域研究委託やシンポジウムの開催などの取組を推進しました。また、推進地域研究委託を行った地域の小学校において、一人ひとりの児童の自学自習の習慣作り及び基礎的・基本的な知識や技能の定着に向けたPDC Aサイクルの確立を目指す、「子ども一人ひとりの学びづくり支援システム構築事業」を展開しています。

(イ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進<教育委員会>

子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、学校の体力向上の取組を指導支援する体力向上キャラバン隊や体力向上サポーターの派遣、トップアスリートによるスポーツ教室の開催、夏休みのラジオ体操の普及活動等を行い、子どもの時から「未病を改善する」基礎づくりを推進しています。

(ウ) 子どもの遊び・運動推進事業<スポーツ局>

3歳児健診や幼児が集まるイベント等に、総合型地域スポーツクラブや、県レクリエーション協会、体育センター等のスポーツ指導者を派遣し、運動遊びリーフレットを活用した遊び・運動を実践する場を提供しました。

(エ) 3033運動の推進<スポーツ局>

1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化する3033運動を推進することで、ライフステージ等に応じた運動やスポーツ活動の普及を図りました。

(平成30年度の活動状況)

3033運動キャンペーンイベント回数 43回

3033(サンマルサンサン)運動 — くらしに運動・スポーツの習慣を —

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/3/3033.html>

(オ) 県民スポーツ月間の取組<スポーツ局>

県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深め、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として10月を「県民スポーツ月間」と設定し、全県的な取組を行っています。平成30年度は、より多くの県民にスポーツに親しむきっかけとしたいだけのように、イベントを開催し参加を呼びかけました。

(平成30年度の活動状況)

県民スポーツ月間中央イベント参加者数 5,820人

県民スポーツ月間

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tz5/cnt/f6135/index.html>

(カ) 「かながわパラスポーツ」の推進<スポーツ局>

誰もが自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」を推進しています。

(平成30年度の実施状況)

「かながわパラスポーツフェスタ」を年3回開催、参加者合計約2,200人

(キ) 障がい者スポーツの普及推進<スポーツ局>

スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行っています。

(平成30年度の実施状況)

県障害者スポーツ大会の参加者 計1,224人

ウ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

(ア) マグネット・カルチャー推進事業<国際文化観光局>

マグネット・カルチャー（マグカル）事業の一環として、青少年センターを活用し、若者が自由に才能を発揮できるよう、演劇をはじめ、ダンス、音楽等の発表の場を提供しています。

また、若者を対象としたマグカル・パフォーミングアーツ・アカデミーを通年開講し、将来の舞台芸術を担うマグカル人材を輩出しています。



(イ) 高校国際教育支援事業<国際文化観光局>

国際的に共通の課題を認識し、その中で活躍できる人材、特に次代を担う高校生・大学生等を対象に国際人材の育成を図るため、（公財）かながわ国際交流財団が培ってきたノウハウを活用して開催するセミナー等について助成しています。

(ウ) 三県省道スポーツ交流事業<国際文化観光局>

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域（本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道）の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

男子サッカー、女子バスケットボール、男女卓球の競技で例年実施しており、平成30年度については中国・遼寧省で行われ、県選手団49名を派遣しました。

(エ) 内閣府青年国際交流事業<福祉子どもみらい局>

内閣府が主催する青年国際交流事業に本県の青少年を参加させることにより、青少年リーダーの育成を図っています。

平成30年度は、本県から21名が参加しました。

(オ) 青少年科学活動推進事業<福祉子どもみらい局>

青少年の科学活動を促進するため、科学情報の発信、子どもサイエンスフェスティバル等の科学活動啓発事業、ものづくりや科学体験教室、星空教室や自然観察会、青少年のためのロボフェスタ、プチロボで競走しよう等のロボット体験事業、カナラボや高校生実験講座による先端技術体験、地域における科学指導者の育成事業、教員及び教員志望学生対象の科学人材育成事業を実施しました。



子どもサイエンスフェスティバル



青少年のためのロボフェスタ2018



プチロボで競走しよう



カナラボ(サイボーグ義手)

(平成30年度の活動状況)

- 科学活動情報発信事業
 - インターネット科学館 <http://kanagawa-yc.jp/>
 ホームページアクセス人数 27,378人
 - 科学相談 相談1件、利用0件、貸出8件、利用人数9人
- 科学活動普及・啓発事業
 - 青少年科学活動啓発事業
 - 青少年のための科学の祭典2018神奈川大会 8月12日実施 参加人数 778人
 - 子どもサイエンスフェスティバル 4回実施 参加延人数2,922人
 - 青少年のためのロボフェスタ2018 2日間開催 参加延人数 553人
 - 星空教室 12回実施 参加延人数 666人
 - 科学講演会 1回実施 参加人数 38人
 - 日本学生科学賞神奈川県作品展 5日間開催 見学延人数 460人
 - 横浜市中学校生徒科学作品展 6日間開催 出展数221点 見学延人数 450人
 - 県高等学校総合文化祭 理科部研究発表大会 発表19団体 参加延人数 173人
 - 神奈川県工業高校生徒研究発表会 発表11団体 参加人数 950人
 - 青少年科学体験支援事業
 - 移動科学教室(おもしろ実験・科学工作教室) 10回実施 参加延人数 893人
 - 依頼団体科学教室 15回実施 参加延人数2,039人
 - ロボットプログラム 初級14回、中級7回、上級4回実施 参加延人数 555人
 - 自然観察会 4回実施 参加延人数 161人
 - 子ども科学講座 8回実施 参加延人数 267人
 - ものづくり子どもサイエンス事業
 - プチロボで競走しよう 13回実施 参加延人数 450人
 - ものづくり体験教室 9回実施 参加延人数 178人
- 科学技術系人材育成事業
 - 青少年科学人材育成事業
 - 小学生科学研究クラブ 6回実施 修了証9名 参加延人数 86人
 - 子ども科学探検隊 19回実施(3コース) 参加延人数 331人
 - 中高生サイエンスキャリアプログラム 17回実施 活動証明58名 参加延人数 206人
 - 高校生天文講座 11回実施 修了証7名 参加延人数 84人
 - 高校生科学ボランティア 50回実施 活動証明48名 参加延人数 122人
 - 高校生実験講座 1回実施 参加人数 20人
 - カナラボ 5回実施 参加延人数 120人
 - 科学体験指導者育成事業
 - 天文研究クラブ 6回実施 参加延人数 38人
 - おもしろ実験・科学工作指導者セミナー
2コース各7回実施 修了証9名 参加延人数 65人
 - 理科教育人材育成事業
 - 教員研修講座 4回実施 参加延人数 42人
 - 依頼型教員研修講座 2回実施 参加延人数 36人
 - 小学校理科教員養成講座 2回実施 参加延人数 18人
 - 現職教員社会体験研修 受入人数 4人
 - インターンシップ、ジョブシャドウイング 受入人数 25人
- 科学部移転記念イベント
 - 青少年のためのロボット体験会inあつぎ 1回実施 参加人数 113人

- (カ) 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業<福祉子どもみらい局>
グローバル人材の育成に向けて国際バカロレア認定取得に関心のある私立学校に対し、認定手続きについての情報提供や模擬ワークショップを行い、認定取得を支援します。
- (キ) 私立学校国際バカロレア推進事業<福祉子どもみらい局>
グローバル人材の育成に向けて、私立の国際バカロレア認定を目指す候補校に対し、認定資格取得に必要な経費の一部を補助しました。
- (ク) 私立学校グローバル教育推進事業【新規】<福祉子どもみらい局>
神奈川県友好交流地域である米国メリーランド州への語学研修や現地の大学生のインターンシップ受入れ等を実施する私立学校に対して補助していきます。
- (ケ) 英語資格検定試験活用促進支援事業<教育委員会>
グローバル人材の育成の一環として、生徒の主体的な英語学習を促し、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育成するために、検定料の一部を支援し、英語資格検定試験の活用を促進します。
- (コ) 神奈川県高校生留学促進事業<教育委員会>
神奈川県の高校生の留学を促進し、異文化理解を深めるとともに、外国語能力の向上を図ることで、グローバル人材の育成に資するよう、国際交流活動の拡大を図ります。
- (サ) アスリートの育成及び指導者への支援<スポーツ局>
東京2020オリンピック競技大会において、「神奈川育ちのオリンピック」40人の出場を目標に、有望アスリート及びその指導者に対して競技活動費等を支援し、オリンピック後も将来の神奈川のスポーツ振興に寄与することを目指しています。
(平成30年度の実施状況)
アスリート育成事業助成対象 選手80名 指導者7名 競技団体3団体
- (シ) パラリンピアン育成及び指導者への支援<スポーツ局>
東京2020パラリンピック競技大会において、「神奈川育ちのパラリンピアン」20人の出場を目標に、有望アスリート及びその指導者に対して競技活動費等を支援し、パラリンピック後も将来の神奈川のスポーツ振興に寄与することを目指します。あわせて、パラリンピック対象競技の普及、選手の発掘を目的とした競技イベントを開催します。
(平成30年度の実施状況)
・パラリンピアン育成事業助成対象 選手35名 指導者2名
・パラリンピック競技体験会「パラスポーツトライアル2018inかながわ」を年に2回開催、参加者合計247名(体験者数147名)

エ 命を大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実

- (ア) 「いのちの授業」普及啓発事業<教育委員会>
自分の『いのち』を大切にするとともに、他者を思いやる気持ちがはぐくまれるよう、学校及び地域の様々な場面において実践された「いのちの授業」に対して、表彰式を実施するとともに、優秀作品集の作成・配布やホームページによる発信等を行っています。
令和元年度は、「いのちの授業」ハンドブックや「いのちの授業」ハンドブックの概要版を活用し、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向け、学校のみならず、家庭や地域

における「いのちの授業」の推進を図っていきます。

(イ) 人権教育研究推進事業<教育委員会>

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図ります。

(平成30年度の実施状況) 研究委託 1市3校

(ウ) 人権教育推進事業<教育委員会>

人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

(平成30年度の取組)

| | |
|--------------------|---|
| 研修会等の実施 | 人権教育について理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会等を計18回開催し、このうち「子どもの人権」をテーマにした講演等を計4回実施しました。 |
| 啓発資料の作成 | 人権教育について理解を深めるため人権学習教材、セクハラ防止啓発リーフレット、人権啓発ポスター、人権相談窓口周知ポスター等の啓発資料を作成し、県立学校等へ配付しました。 |
| 資料の整備 | 様々な人権課題に関する知識の取得を推進するため、県立学校、社会教育施設等に人権関係冊子及び図書の配付を行いました。 |
| 研究校等の委託 (小・中学校) | 人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施しました。(研究校4校) |

これらの取組により、人権尊重の理念について正しい理解が深まりました。今後も、各種研修会で取り扱う人権課題について、参加者のニーズや今日的テーマを反映していくことが求められます。また、研究校等の成果の普及、啓発資料や学習教材の活用の、一層の促進を図ります。

(エ) 人権啓発事業(「こんな子いるよね」)<福祉子どもみらい局>

小学5年生向けの男女共同参画教育参考資料を作成・配付し、学校教育で活用できるよう支援しました。

(オ) 「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育推進事業<教育委員会>

「いのち」を大切に、夢や希望、感謝の心をもって生きることができる児童・生徒を育成するため、小・中学校において、授業や活動等を中心とした研究を推進しています。

(カ) いのちの大切さを学ぶ教室<警察本部>

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

平成30年度の開催状況は、中学校・高等学校合わせて計56回実施し、計12,470人の生徒が教室に参加しました。(中学校は40回8,311人、高等学校は16回4,159人が参加)

オ 心と体の健康に関する教育の充実

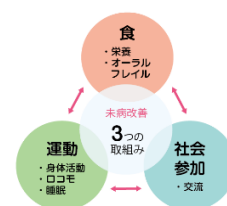
- (ア) 学校保健安全の観点からの指導（心と体の健康相談等研修講座）＜教育委員会＞
公立学校の教諭等を対象として、児童生徒の様々な心と体の問題に対応するための知識とスキルを身に付ける研修を行い、実践力の向上を図っています。

カ 子どもの未病対策の推進

- (ア) 子どもの未病対策推進事業＜健康医療局＞
子どもが未病改善の基本となる正しい生活習慣を身につけられるよう、就学前児童や小学生向けの効果的な普及啓発資料の配布や指導人材の育成支援を行っています。
- (イ) 子どもの未病対策応援プログラムの推進＜健康医療局＞
親や子どもが身近な場所で未病対策に取り組めるよう、企業や団体等のノウハウを活かした「子どもの未病対策応援プログラム」を、幼稚園・保育所等で実施できるよう県がコーディネートし、子どもの未病対策を支援しています。
(平成30年度)
実施数34回、参加人数1,957名
- (ウ) 高校における未病学習推進事業＜健康医療局＞
高校生の健康リテラシーを高めるため、未病改善の考え方、健康課題やセルフマネジメント等について学習するための教材を作成し、授業等で活用しています。
- (エ) 認知症未病改善推進強化事業＜健康医療局＞
高校生の認知症に対する正しい理解を効果的に促進するため、県立高校において、認知症VR体験学習を行いました。令和元年度は、対象に市立高校及び私立高校を追加して実施しています。
(平成30年度の実施状況)
・県立高校11校において、1,280名の生徒が実施

未病改善（3つの取組み）

心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化しており、この変化の過程を未病と言います。子どもの頃から「食・運動・社会参加」の3つをキーワードに、生活習慣の改善に取り組み、心身をより健康な状態に近づけていく未病改善の取組が重要です。



- (オ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進【再掲】＜教育委員会＞
子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、学校の体力向上の取組を指導支援する体力向上キャラバン隊や体力向上サポーターの派遣、トップアスリートによるスポーツ教室の開催、夏休みのラジオ体操の普及活動等を行い、子どもの時から「未病を改善する」基礎づくりを推進しています。

(2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進

ア 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びの機会の提供

(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業<福祉子どもみらい局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

イ 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進

(ア) 活動支援事業<政策局>

ボランティア活動を総合的に支援するかながわ県民活動サポートセンターにおいて、「活動と交流の場」を提供するほか、活動に対する相談、助言等を行っています。

(イ) 三県省道スポーツ交流事業【再掲】<国際文化観光局>

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域（本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道）の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

男子サッカー、女子バスケットボール、男女卓球の競技で例年実施しており、平成30年度については中国・遼寧省で行われ、県選手団49名を派遣しました。

(ウ) あーすフェスタかながわ開催事業<国際文化観光局>

多文化共生社会の実現に向けて、異なる国籍、文化を持つ多くの県民が集い、出会い、それぞれの文化や考え方をアピールするとともに、互いを理解する機会をつくるため、「あーすフェスタかながわ2018」を開催しました。

(エ) 地球市民かながわプラザの運営<国際文化観光局>

共に生きる平和な社会を築くために、多文化共生や異文化理解と地球規模の課題への認識を深め「地球市民」としての意識を培うための事業を展開しています。

平成30年度の利用者数は過去最高の461,004人を記録しました。

(オ) 高校国際教育支援事業【再掲】<国際文化観光局>

国際的に共通の課題を認識し、その中で活躍できる人材、特に次代を担う高校生・大学生等を対象に国際人材の育成を図るため、(公財)かながわ国際交流財団が培ってきたノウハウを活用して開催するセミナー等について助成しています。

(カ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進）<福祉子どもみらい局>

自然体験活動や奉仕体験活動などを行う私立高等学校等に対して補助しました。

(キ) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育の国際化）<福祉子どもみらい局>

英語教育の強化や国際交流の推進などを行う私立高等学校等に対して補助しました。

(ク) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(ケ) 地域活動人材育成の取組〈福祉子どもみらい局〉

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催します。

また、地域活動の活性化を図るために、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

(コ) 内閣府青年国際交流事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

内閣府が主催する青年国際交流事業に本県の青少年を参加させることにより、青少年リーダーの育成を図っています。

平成30年度は、本県から21名が参加しました。

(カ) 小・中・高校生等の森林学習等の支援〈環境農政局〉

かながわトラストみどり財団の行う森林づくりボランティア活動を支援しています。森林づくりの理解を促進するために下草刈り、枝打ち、間伐などの作業体験を実施しています。

平成30年度は、計26校へのボランティア活動を支援し、延べ2,729名が参加しました。

(シ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業〈教育委員会〉

各校が企画する地域貢献活動を支援しています。また、高校生のボランティア活動への意欲を高めるためボランティアポスターを作製し、各校に配付するなど啓発活動を行い、関係機関等との連携を図りながら、高校生のボランティア活動を支援しています。

(ス) 体験活動・ボランティア活動支援事業〈教育委員会〉

体験活動・ボランティア活動に関する情報収集・提供、相談等を実施するとともに、NPO、関係団体等との連携を図ります。

(セ) 国際・英語教育活動〈教育委員会〉

英語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図るため、県内の高校生等を対象にスピーチコンテストを実施しています。

(ソ) 高校生国際交流支援事業〈教育委員会〉

神奈川県友好交流地域である米国メリーランド州及び「高校生の相互交流推進に関する協定」を締結している台湾新北市に県内の高校生等を教育特使として派遣しています。

ウ 体験学習の支援、文化芸術、スポーツ活動の支援

(ア) 食の安全・安心確保事業<健康医療局>

子どもたちに、食の安全・安心に関する知識や理解を深めてもらうため、体験を取り入れた食の安全・安心に関する講座を開催しています。

平成30年度は、「食品工場の食の安全・安心の取組み」をテーマに開催しました。

(イ) 県立学校公開講座事業（親子ものづくり体験教室）<教育委員会>

地域で子どもを育む事業として、工業に関連する学科等を設置している県立高等学校において、親子で一緒に行うものづくり体験を夏季休業期間中に実施しました。

（平成30年度の実施状況）

9校実施

(ウ) （地独）神奈川県立産業技術総合研究所における理解増進事業の連携・協力<政策局>

将来の科学技術やものづくりを担う人材の育成促進のため、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所が行う、研究者・技術者による小中学校への出前講座「なるほど！体験出前教室」や、実験や施設見学などを交えたイベント「青少年科学技術フェスティバル」等に対して連携・協力しました。

（平成30年度の活動状況）

| | |
|-------------------|--------|
| ・「なるほど！体験出前教室」 | 103校実施 |
| ・「理科実験室」 | 3回 |
| ・「青少年科学技術フェスティバル」 | 1回 |

(エ) 科学技術理解増進事業<政策局>

夏休み期間中に県内の科学館、試験研究機関、大学、企業等で開催される科学関連の行事をとりまとめ、「かながわサイエンスサマー」として紹介することにより、青少年への科学技術の普及啓発を図りました。

（平成30年度の活動状況）

| | |
|-------|-------|
| ・参加機関 | 122機関 |
| ・参加人数 | 約38万人 |

(オ) 科学技術人材共同参画事業（大学発・政策提案）<政策局>

子どもから高齢者までの様々な年齢層を対象とした科学教室を開催し、参加者の科学技術に対する興味・関心を喚起しました。

（平成30年度の活動状況）

| | |
|-------|-----------|
| ・開催会場 | 4会場 |
| ・参加人数 | 131組 370名 |

(カ) かながわ発・中高生のためのサイエンスフェアの開催<政策局>

県内中高生の理工系分野への進学を促進することにより、本県における科学技術と産業活力の向上に向けた人材のすそ野の拡大をめざすイベントを県内理工系大学等との連携により実施しました。

平成30年度は、16大学3団体が参加し、科学や理工系の実演・体験ブースを出展しました。中高生を中心に約2,200人が来場し、来場者アンケートでは約98%の人が「大変満足できた」又は「だいたい満足できた」と回答しました。

かながわ発・中高生のためのサイエンスフェアホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/cnt/f6031/>

(キ) 水源地域を学ぶ体験学習の機会拡大事業<政策局>

神奈川県に暮らす小学生等が、「水」や「環境」の学習の一環として水源地域を訪れ、水源地域の森林で行われる水源環境保全に関する取組の見学や作業体験を通じて、森林が果たす役割の重要性を理解し、将来にわたってかながわの森林と水を守る意識の涵養を図ることができるよう、「かながわの水源環境保全・再生施策」と連携し、水源地域を学ぶ体験学習事業を行っています。

平成30年度は、山北町内において、間伐等の森林保全作業やのこぎり引き体験、間伐材を活用した工作等を行う児童向け体験学習を3回、教員向け現地研修会を1回実施しました。

(ク) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(ケ) 青少年科学活動推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年の科学活動を促進するため、科学情報の発信、子どもサイエンスフェスティバル等の科学活動啓発事業、ものづくりや科学体験教室、星空教室や自然観察会、青少年のためのロボフェスタ、プチロボで競走しよう等のロボット体験事業、カナラボや高校生実験講座による先端技術体験、地域における科学指導者の育成事業、教員及び教員志望学生対象の科学人材育成事業を実施しました。

(コ) 環境・エネルギー学校派遣事業<環境農政局>

環境・エネルギー等に関して豊富な知識・経験を有する方を講師として小・中学校、高校等の学校に派遣し、児童又は生徒を対象に体験型の授業を実施することにより、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育成しています。

平成30年度の実施状況は、97校で授業を実施し、8,186人の児童・生徒が参加しました。

(カ) マグネット・カルチャー推進事業【再掲】<国際文化観光局>

マグネット・カルチャー（マグカル）事業の一環として、青少年センターを活用し、若者が自由に才能を発揮できるよう、演劇をはじめ、ダンス、音楽等の発表の場を提供しています。

また、若者を対象としたマグカル・パフォーミングアーツ・アカデミーを通年開講し、将来の舞台芸術を担うマグカル人材を輩出しています。

(シ) 伝統芸能等普及振興事業<国際文化観光局>

青少年を対象として、地域に受け継がれている貴重な伝統芸能・民俗芸能に対する理解を深めるため、「歌舞伎鑑賞教室」等を開催するとともに、県立高校等における相模人形芝居学校交流ワークショップや、小中学生を対象とした、日本舞踊や能楽のワークショップを実施しています。

(ス) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助事業<国際文化観光局>

青少年が、身近な場で優れた音楽を鑑賞できる機会を提供するとともに、プロ・オーケストラの実演指導等を通じて、青少年が自らの手で楽器や音楽に身近に触れる機会を提供するため、神奈川フィルが行う演奏会と音楽鑑賞教室事業を支援し、子どもたちの豊かな情操の育成を図っています。

(セ) 青少年舞台芸術活動推進事業<国際文化観光局>

青少年の舞台芸術活動の促進を図るため、優れた演劇や舞踊の鑑賞機会の提供、演劇・舞踊の講習会・発表会等の創造活動事業を実施しています。

令和元年度は、かながわの青少年の豊かな人間性を育むために、青少年自らが取り組む舞台芸術創造活動を推進するため、青少年センターで実施する演劇講習会等の講師陣の充実を図るほか、映像や舞台美術など新しい分野の講座等を行います。

(ソ) 県立ふれあいの村指定管理事業<教育委員会>

子どもたちが自然や人とのふれあい活動を行う場として、足柄及び愛川ふれあいの村の管理・運営を指定管理者に委託しました。

(タ) 文化芸術による子供育成総合事業<教育委員会> 文化庁事業

小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家の派遣により、子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を実施しました。

このことにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげます。

(平成30年度の実施状況)

- ・巡回公演事業 25校
- ・芸術家の派遣事業 47校 47件
- ・子供 夢・アート・アカデミー 5校

(チ) 県民スポーツ月間の取組【再掲】<スポーツ局>

県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深め、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として10月を「県民スポーツ月間」と設定し、全県的な取組を行っています。平成30年度は、より多くの県民にスポーツに親しむきっかけとしていただけるよう、イベントを開催し参加を呼びかけました。

(平成30年度の活動状況)

県民スポーツ月間中央イベント参加者数 5,820人

県民スポーツ月間

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tz5/cnt/f6135/index.html>

(ツ) スポーツ大会の支援<スポーツ局>

生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、本県のレクリエーションスポーツの推進に大きく寄与するイベントに対し助成しました。

(テ) 「かながわパラスポーツ」の推進【再掲】<スポーツ局>

誰もが自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」を推進しています。

(平成30年度の実施状況)

「かながわパラスポーツフェスタ2018」を年3回開催、参加者合計約2,200人

(ト) 障がい者スポーツの普及推進【再掲】<スポーツ局>

スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行いました。

(平成30年度の実施状況)

県障害者スポーツ大会の参加者 計1,224人

(ナ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進<スポーツ局>

総合型地域スポーツクラブやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進しました。

(ニ) セーリング競技の機運醸成【新規】<スポーツ局>

セーリング文化の浸透を図るため、小学生向けのセーリング訪問教室や、船上からのレース観戦、海上体験会など、セーリングの魅力を実感できる取組を実施しています。

(ヌ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進）

【再掲】<福祉子どもみらい局>

自然体験活動や奉仕体験活動などを行う私立高等学校等に対して補助しました。

(ネ) とともに生きる社会推進事業【新規】<福祉子どもみらい局>

9月から11月にかけて、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を広めるためのイベント「みんなあつまれ」を、市町村の協力を得ながら、県内4箇所で開催し、地域のイベントと連携して実施し、パラスポーツ選手と一緒に参加して楽しめるパラスポーツプログラムや障がいのあるアート作家などと一緒に体験できるワークショップ等を実施しました。

エ 県・市町村・青少年団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進

(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業<福祉子どもみらい局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。



子どもの遊びを体験
(バナナ鬼)



演劇手法を使ったワークショップ (ペアで飛行機を表現)



子ども会大会
(ジュニア・リーダー活動発表)



プロジェクト・ワールド (鳥編) (シマフクロウ作り)

(平成30年度の活動状況)

- 地域において中心的な存在となる青少年支援・指導者の研修
 - ・青少年指導員セミナー 1 事業170人
 - ・体験学習プログラムセミナー 1 事業188人
 - ・自然体験活動指導者セミナー 1 事業53人
 - ・ステップアップキャラバン 1 事業448人
 - 青少年行政関係職員等の研修
 - ・リードアップセミナー 1 事業48人
 - ・フォローアップセミナー 1 事業33人
 - ・子ども施設の指導員セミナーⅠ・Ⅱ 1 事業287人
 - グループ活動や青少年に関わる活動をしている若者のスキルアップを図る研修
 - ・ユースリーダーズセミナー 1 事業38人
 - ・グループビルドセミナー 1 事業86人
 - ・イベントボランティアセミナー 1 事業118人
 - 青少年問題対策事業
 - ・チェンジライフキャンプ 1 事業22人
 - 青少年育成のための実践的調査研究
 - ・指導法の研究冊子等の作成「伝承あそびing」
- 発行部数：1,500部
- 連携・調整
青少年指導者養成協議会
 - ・総会 1 回
 - ・常任委員会 3 回
 - ・専門部会 4 回
 - ・青少年支援・指導者育成事業担当者会議 5 回

(イ) 地域活動人材育成の取組【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催します。

また、地域活動の活性化を図るために、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

(平成30年度の活動状況)

- ・青少年センター子どもフェスティバル 1 事業 一般参加者767人
出演団体、関係者301人
- ・元気な子ども・若者の地域活動調査事業 1 事業61人
- ・地域活性化事業(市町村・団体協働事業) 1 事業266人

(3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

ア 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底

(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、平成30年度は、291店に立入調査を実施しました。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12516.html>

(イ) 未成年者等喫煙防止対策事業<健康医療局>

たばこの健康影響に関する正しい知識の普及を図るため、小学生向けリーフレットを作成し、県内小学6年生全員に配布するとともに、中高生向けリーフレット及び大学生向けチラシを作成し、キャンペーン等で配布しています。

(ウ) 高校生等への喫煙防止教育の実施<健康医療局>

健康に深刻な影響を与えるたばこについて、県立高校等の生徒に対し、適切な意志決定や行動ができるよう、保健福祉事務所等の医師や保健師等が講演等を行い、喫煙防止教育を推進しています。

(エ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進<教育委員会>

児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の習得と「喫煙、飲酒、薬物の乱用は絶対に許さない」という意識の高揚及び喫煙、飲酒、薬物乱用を勧められた時に断る勇気の大切さ、自分自身を大切にする「こころの醸成」を図ることを基本方針とし、指導資料・教材等による指導・啓発や薬物乱用防止教室の開催など児童・生徒に対する指導の充実、研修講座の開催による指導など教員に対する指導・研修の充実、街頭での啓発キャンペーンの実施など、学校・家庭・地域との連携の推進の3つの柱を立て、児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進しています。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/hka/yakuran.html>

イ 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底

(ア) 薬物乱用防止対策<福祉子どもみらい局・健康医療局>

青少年の薬物乱用防止に関する取組を推進するため、「神奈川県薬物濫用防止条例」の適切な運用を図るとともに、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、各種啓発活動を行っています。

学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、街頭キャンペーンでのリーフレット等の配布、ツイッターによる情報発信をしています。

また、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、薬物関係の図書を有害図書類等に指定しています。

ツイッターアカウント [@Kana_yaku](#)

危険ドラッグ乱用防止啓発映像「危険ドラッグの恐怖」

(外国語字幕対応言語 : 英語 中国語 韓国語 スペイン語 ポルトガル語 ベトナム語 タイ語)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/cnt/ki drug.html>

薬物乱用防止ビデオ「壊れる生命－薬物体験者たちの証言－」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/cnt/koware.html>

薬物乱用防止について <http://www.pref.kanagawa.jp/menu/2/5/27/index.html>

有害図書類の指定 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12522.html>

○ 薬物乱用防止教室等の開催状況（平成30年度）

| | | |
|--------------|-----------|---------|
| 薬物乱用防止教室開催回数 | | 302回 |
| 回数 | 小学校 | 120回 |
| | 中学校 | 91回 |
| | 高等学校 | 64回 |
| | その他の学校* | 15回 |
| | その他 | 12回 |
| 薬物乱用防止教室参加人員 | | 64,104人 |
| 参加人員 | 小学生 | 11,971人 |
| | 中学生 | 21,950人 |
| | 高校生 | 23,849人 |
| | その他の学校*学生 | 4,506人 |
| | 保護者等 | 1,828人 |

※義務教育学校、中等教育学校、大学含む

○ 薬物乱用防止街頭キャンペーン

覚醒剤、危険ドラッグなどの薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、街頭キャンペーンを実施しました。

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン

日時：平成30年7月9日 場所：横浜駅東口 新都市プラザ 啓発者数：2,000人

- ・「成人の日」街頭キャンペーン

日時：平成31年1月14日 場所：新横浜駅前 啓発者数：2,000人

(イ) 私学団体補助（薬物乱用防止研修）＜福祉子どもみらい局＞

各私学団体が実施する薬物乱用防止研修へ補助しました。

(ウ) 私立学校への啓発事業＜福祉子どもみらい局＞

私立学校に対して、薬物乱用防止に関する情報提供を行いました。

(エ) 薬物乱用防止教室の開催＜警察本部＞

薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデ

オ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催しています。

ウ 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成

- (ア) エイズ予防啓発事業（青少年エイズ・性感染症予防講演会）＜健康医療局＞
県域の中学校や高等学校等からの派遣依頼に基づき、保健福祉事務所等の医師や保健師等を派遣し、エイズを含む性感染症の基礎知識や予防方法、H I V検査を受けることの大切さなどの普及啓発を行っています。

（平成 30 年度青少年エイズ・性感染症予防講演会の開催状況）

- ・実施校数：77 校（中学校 60 校、高等学校 15 校、特別支援学校 2 校）
- ・受講者：11,793 名（中学校 8,854 名、高等学校 2,856 名、特別支援学校 83 名）

エイズ・感染症予防事業

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/cnt/f6943/p22641.html>

- (イ) 思春期保健事業＜健康医療局＞
思春期以降の男女を対象に、身体や性などに関する健康教育及び相談を行っています。
- (ウ) 学校保健安全の観点からの指導（性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について）＜教育委員会＞
性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について研修し、実践的指導力の向上を図っています。

エ その他被害防止に関する教育の推進

- (ア) 総合防災センター機能強化事業（若者防災講座）＜くらし安全防災局＞
若者（中学生・高校生）を対象に、災害疑似体験やA E Dの操作体験等の実技訓練によって、防災に関する基礎的な知識や技術の習得を目指す講座を開催しました。
平成30年度は、計2回開催（30人参加）しました。
- (イ) 少年少女消防教育＜くらし安全防災局＞
県内の少年少女（小学3年生～中学生）を対象に、防火防災に関する知識を身につけさせるとともに、地域や家庭において火災の予防を行える少年少女を育成しています。
平成30年度は、計6回開催（188人参加）しました。
- (ウ) 防犯人材育成事業＜くらし安全防災局＞
「セーフティかながわユースカレッジ」、「防犯指導者養成セミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成しました。
平成30年度の開催状況は、「セーフティかながわユースカレッジ（研修会）」計2回開催（103人参加）、「防犯指導者養成セミナー」計6回開催（215人参加）、「公開型講座」計1回開催（約200人参加）しました。
- (エ) 人権啓発事業（中学生向けデートDV防止啓発冊子作成）＜福祉子どもみらい局＞
県内の中学2年生を対象とした啓発冊子の作成・配布により、デートDV防止を啓発し

ました。

(オ) 人権啓発事業（デートDV防止啓発事業）＜福祉子どもみらい局＞

デートDV防止啓発として、大学生等を対象としたデートDV防止啓発講座や高校生を対象としたデートDV予防啓発冊子の作成・配布を行いました。

（平成30年度の実施状況）

デートDV防止啓発講座 4回（1,002人参加）

(カ) 消費者教育推進事業（学校における消費者教育の推進）＜くらし安全防災局＞

学校における消費者教育を円滑に実施するための連携・協力機関として、学校における消費者教育推進協議会を設置するとともに、中学生向け、高校生向けの資料、教員用解説書及び各種啓発教材等の作成・配布や消費者教育教員研修を実施しています。

また、消費生活課作成の消費者教育サポートサイト「つながる・かながわ消費者教育」内に、主に小学生を対象としたキッズページ「学ぼう！知ろう！身近なキケン」及び中高生向けページ「こんなにある！身近な消費生活トラブル」を開設し、消費者被害の未然防止のための情報発信を実施しています。

学ぼう！知ろう！身近なキケン

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/edu/kids/index.html>

中高生向けページ こんなにある！身近な消費生活トラブル

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/edu/soudanjirei/for_teenagers.html

(キ) 消費者教育啓発学習事業（消費生活出前講座）＜くらし安全防災局＞

消費者意識の高揚や悪質商法の被害未然防止等のため、地域や学校に出向いて各種出前講座を実施しています。

（平成30年度消費生活出前講座（学校向け）の実施状況）

- ・実施回数：8校（中学校2回、高等学校2回、大学1回、養護学校等3回）
- ・受講者数：1,149名（中学校219名、高等学校737名、大学85名、養護学校等108名）

(ク) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）＜くらし安全防災局＞

インターネット被害未然防止のため、体験型の講座を実施しています。

（平成30年度インターネット被害未然防止講座（学校向け）の実施状況）

- ・実施回数：24回（中学校・高等学校13回、専門学校等11回）
- ・受講者数：5,106名（中学校・高等学校4,004名、専門学校等1,102名）

(4) 社会的・経済的な自立の促進

ア 社会参画、シチズンシップ教育の推進

(ア) 神奈川県環境インターンシップ<環境農政局>

大学生や大学院生を対象に、インターンシップ研修生として、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業において、その業務を体験する機会を提供することにより、環境保全や環境問題の解決に必要な意欲及び実践的能力を有する人材を育成しています。

平成30年度の実施状況は、8の企業・団体に8大学、16人の学生が参加しました。

(イ) 特命子ども地域アクタープロジェクト<福祉子どもみらい局>

子どもの社会性を育むことや、地域における活動の企画や運営に子どもが意見を言ったり、大人と一緒に取り組む機会を増やすことを目的として、NPOや企業との協働により、まちづくりに積極的に関わろうとする子どもを特命子ども地域アクターとして養成し、まちづくり現場へ派遣するとともに、活動を広く知ってもらうための成果発表会を開催しました。

(ウ) かながわ子ども合衆国事業<福祉子どもみらい局>

地域の方々の協力のもと、子ども主体でつくる仮想のまち「キッズタウン」（労働体験や納税体験等を通して社会の仕組みを学ぶもの）を実施している県内の大学や団体と連携し、「かながわ子ども合衆国」（県内にキッズタウンを普及するための推進基盤）を構築しました。また、これから取り組もうとする団体を支援し、取組の全県的な普及を促進することで、子どもの社会性を育む機会づくりを一層推進しました。

(エ) 中学生の主張<福祉子どもみらい局>

広い視野と柔軟な発想や創造性をもとに、物事を論理的に考える力や自らの主張を正しく理解してもらう力を身につけるため独立行政法人国立青少年教育振興機構が主催する「少年の主張」事業に県内中学生を選考し、推薦しています。

(オ) シチズンシップ教育<教育委員会>

県立高等学校等において、キャリア教育の一環として、これからの社会を担う自立した社会人を育成することを目的に、積極的に社会参加するための能力と態度を育成するシチズンシップ教育を推進しています。

(カ) 少年の社会参加活動<警察本部>

関係機関や地域ボランティア等と連携し、少年が参加する環境美化活動や生産体験活動等の社会参加活動を推進して、地域社会の一員としての自覚と規範意識の醸成を図っています。

○ 少年の社会参加活動状況（平成30年）

| | | | |
|------------------|-----------------|--|--------|
| 活 | 動 回 数 | | 56回 |
| | 参 加 人 数 | | 5,178人 |
| | う ち 少 年 | | 3,213人 |
| 活 動 内 容 | 環 境 美 化 活 動 | | 12回 |
| | 参 加 人 員 | | 1,055人 |
| | う ち 少 年 | | 554人 |
| | 生 産 体 験 | | 6回 |
| | 参 加 人 員 | | 607人 |
| | う ち 少 年 | | 506人 |
| | 街 頭 キ ャ ン ペ ー ン | | 14回 |
| | 参 加 人 員 | | 1,322人 |
| | う ち 少 年 | | 696人 |
| | そ の 他 の 活 動 | | 23回 |
| | 参 加 人 員 | | 2,141人 |
| | う ち 少 年 | | 1,445人 |

イ ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成

(ア) ライフキャリア教育支援事業<福祉子どもみらい局>

若年層（大学生・高校生）を対象とした啓発冊子のほか、視聴覚教材やロールモデル事業集の作成等により、男女共同参画の視点を踏まえたライフキャリア教育の普及拡大を図りました。

令和元年度は、中学生向け教育プログラムの企画や教材の作成も行います。

(イ) 恋カナ！プロジェクト<福祉子どもみらい局>

全国的に未婚率が高まる中、結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、かながわの魅力を活かした結婚支援の取組を実施し、結婚に向けた機運を醸成しています。

ウ キャリア教育の推進と職業能力開発

(ア) 高校生学習活動コンソーシアム事業<教育委員会>

県立高校と教育機関・研究機関・企業がコンソーシアムを形成し、高校生向けの学習プログラムの提供やインターンシップの充実を図ります。

(イ) 女性の活躍応援団支援事業（かながわりケジョ・エンカレッジプログラム）<福祉子どもみらい局>

女子中学生、高校生の理系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援し、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するため、県内の中学校、高等学校等において、「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等及びNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから、女性技術者・研究者を講師として派遣する出前講座を実施しました。

（平成30年度の実施状況）

回数：6回 参加数：1,503人（男子生徒も含む）

(ウ) 学校と社会の架け橋プロジェクト<福祉子どもみらい局>

県内7つの地域若者サポートステーションの運営を受託しているNPO法人及び株式会社が県立高校等と連携し、生徒を対象とする出張相談などによるニート予防に取り組みました。

(エ) 仕事のまなび場事業<福祉子どもみらい局>
 専門学校における職業教育に関連した体験学習プログラムを活用し、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図りました。

(オ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進）
【再掲】 <福祉子どもみらい局>
 多様な職業体験等、職業教育の推進に取り組む私立高等学校等に対して補助しました。

(カ) 大学生等就職促進委託訓練事業<産業労働局>
 積極的に就職活動を行っているものの、コミュニケーション能力等の社会的スキルの不足により、卒業年次の10月時点で内定を得ることができていない大学生等を対象に、民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施する取組を行いました。

(平成30年度の実施状況)

「かながわ就活塾」

- ・実施コース数：1コース
- ・受講者数：6名

(キ) 専門課程訓練事業<産業労働局>

産業技術短期大学校において、主として高等学校の新規学卒者を対象に、実践技術者を育成するための専門高度な訓練を実施しました。

(平成30年度の実施状況)

- ・実施コース数：5コース
- ・受講者数：353名

(ク) 普通課程訓練推進事業<産業労働局>

総合職業技術校において、主として新規学卒者等を対象に、職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しました。

(平成30年度の実施状況)

| 実施校 | コース数 | 入校者数 |
|-----------|-------|------|
| 東部総合職業技術校 | 7コース | 138名 |
| 西部総合職業技術校 | 7コース | 131名 |
| 計 | 14コース | 269名 |

(ケ) 人材育成支援センター事業<産業労働局>

人材育成支援センターにおいて、職業能力開発に関するモデルカリキュラムの開発を行うなど、人材育成に係る総合的な支援を民間教育機関等と連携して実施しました。

(平成30年度の実施状況)

- ・職業訓練カリキュラム開発分科会 12回開催
- ・産業人材育成フォーラム 2回開催

(コ) 企業コラボ型訓練事業<産業労働局>

若年者を対象に製造業の次世代を担う後継者を育成するため、総合職業技術校での訓練と企業実習を組み合わせた訓練を実施しました。

(平成30年度の実施状況)

| 実施校 | コース数 | 入校者数 |
|-----------|------|------|
| 東部総合職業技術校 | 1コース | 19名 |
| 西部総合職業技術校 | 1コース | 13名 |
| 計 | 2コース | 32名 |

- (サ) 職業能力開発推進事業（かなテクカレッジ活用キャリア教育等推進事業）＜産業労働局＞
総合職業技術校において、近隣の中学校及び高等学校と連携・協力し、キャリア教育の中で、総合職業技術校を活用した「ものづくり体験」を実施しました。

（平成30年度の実施状況）

| 実施校 | コース数 | 受講者数 |
|-----------|-------|--------|
| 東部総合職業技術校 | 12コース | 1,147名 |
| 西部総合職業技術校 | 13コース | 988名 |
| 計 | 25コース | 2,135名 |

エ 若者の就労支援の強化

- (ア) 漁業就業支援事業＜環境農政局＞

漁業就業者数が減少する中、漁業就業セミナー、漁業体験研修、就業相談会及び漁業現場見学会を行い、新規に漁業への就業を希望する方への支援を実施しています。

（平成30年度の実績）

| 項目 | 実施回数 | 参加人数 |
|----------|------|------|
| 漁業就業セミナー | 3回 | 90名 |
| 漁業体験研修 | 7回 | 22名 |
| 就業相談会 | 2回 | 35名 |
| 漁業現場見学会 | 1回 | 4名 |

- (イ) 就農支援活動事業（新規就農啓発事業）＜環境農政局＞

次代の農業の担い手を育成するため、就農を希望する高校生・大学生等を対象に、就農意欲の醸成や円滑な就農に向けた支援を行っています。

平成30年度は、新規就農啓発イベント（アカデミーまつり 2回、新・農業人フェア 1回、学校説明会 4回）を開催・出展し、249人の参加がありました。

- (ウ) オープンカレッジ＜環境農政局＞

将来農業を志し、かながわ農業アカデミーでの勉強を希望する方に、かながわ農業アカデミーの紹介や、農作業実習等の体験授業を実施しています。

平成30年度は2回開催し、36人の参加がありました。

- (エ) 若年者就業支援＜産業労働局＞

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」において、キャリアカウンセリング、就職活動支援セミナーや就職情報・職業訓練情報の提供を行うとともに若者の雇用・育成等に積極的な中小企業・小規模企業と正規雇用を目指す若者とのマッチングのための面接会等を実施します。

平成30年度の「かながわ若者就職支援センター」の利用者は、延べ13,187人でした。

「かながわ若者就職支援センター」ホームページ

<https://www.kanagawa-wakamono.jp/>

- (オ) 労働相談等事業（若年者労働教育支援）＜産業労働局＞

若者に向けたいわゆる「ブラック企業」対策として、「労働相談強化期間」を設け、「過重労働・若者の使い捨て撲滅相談」やセミナーを実施しています。

労働相談では、かながわ労働センター及び同支所において弁護士、心理カウンセラー等による特別労働相談会を10日開催し、29件の相談を受けたほか、県内20ヶ所の駅頭など

で街頭労働相談会を開催し、1,687件の相談に応じました。

また、若者向け労働法セミナーを4回開催し、計249人の参加がありました。

2 困難を有する青少年の社会的自立の支援

(1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実

ア かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援

(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業<福祉子どもみらい局>

子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、従来よりひきこもり、不登校、非行など青少年の幅広い悩みの相談に対応していた青少年センターの相談機能を強化し、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置づけ、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しています。

イ 少年相談活動の充実

(ア) 少年相談活動<警察本部>

警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、指導・助言を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行っています。

ウ 医療、福祉、教育等の専門職による適切な相談・支援体制の充実

(ア) 性的マイノリティ（LGBT等）交流相談事業<福祉子どもみらい局>

NPOと協働しながら、藤沢市にて青少年を対象とした交流会を開催しました。令和元年度は藤沢市に加え厚木市と小田原市でも交流会を実施します。また、臨床心理士など専門相談員を学校や県内公共施設等に派遣して相談事業を実施しています。

(イ) 子ども人権相談室推進事業（国庫事業）<福祉子どもみらい局>

子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、施設職員を対象に人権擁護研修、基幹的職員研修を行っています。また、いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行っています。

(ウ) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）<福祉子どもみらい局>

自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障害に関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しています。

平成30年度は、研修を12回実施し、836人の参加がありました。

(エ) こころの健康づくり専門相談事業<健康医療局>

こころの電話相談及びピア相談（精神障害のある当事者が行う相談）を実施しています。

(オ) 精神保健福祉普及相談事業<健康医療局>

精神障害者の病状悪化の防止、障害者の自立及び社会復帰を図るため、各保健福祉事務所において、地域住民のこころの健康に関する相談指導等を行っています。

- (カ) 特定(依存症)電話相談<健康医療局>
アルコールや薬物などの依存症に関する電話相談を実施しています。
- (キ) SNSを活用したいじめ相談体制の構築【新規】<教育委員会>
中学生・高校生が日ごろ使い慣れている無料通信アプリ「LINE」を活用して、いじめの相談ができる「SNSいじめ相談@かながわ」を試行的に実施しました。
(平成30年度の実施状況)
- ・ 実施日時：平成30年9月10日(月)から9月23日(日)まで毎日17時から21時まで
 - ・ 対象生徒：県内の学校から抽出した101校の生徒約 58,000人
県立(高校36校・中等教育学校1校・特別支援学校8校)、市町村立(中学校43校・義務教育学校1校・高校2校)、私立(中学校4校・高校5校・中等教育学校1校)
- (ク) スクールカウンセラー配置活用事業<教育委員会>
不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置しています。
また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行っています。
- (ケ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業<教育委員会>
社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行っています。
- (コ) 教育相談事業<教育委員会>
一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しています。

エ 各相談機関・民間団体間の連携促進

- (ア) かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、従来よりひきこもり、不登校、非行など青少年の幅広い悩みの相談に対応していた青少年センターの相談機能を強化し、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置づけ、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しています。
- (イ) ひきこもり等相談関係事業<福祉子どもみらい局>
青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。
- (ウ) 教育相談事業<教育委員会>
神奈川県における教育相談の充実を図るため、教育相談機関連絡会議を開き、市町村の教育相談機関の連携を推進し、児童・生徒への支援を進めています。

(2) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援

ア ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族への支援

(ア) 地域若者サポートステーションの設置運営 <福祉子どもみらい局・産業労働局>

平成24年4月に神奈川県西部地域若者サポートステーションを小田原市、平成26年4月に神奈川県央地域若者サポートステーションを厚木市に設置しました。

キャリアカウンセラーや臨床心理士等を配置し、専門家の診断や助言をトータルに受けられる体制を備えた面接相談により、一人ひとりにあった就労に向けたプログラムを作成して、ニート等の若者の職業的自立を支援しています。

また、市町村やハローワーク、若者支援機関等とのネットワーク構築及び維持のため、会議への参加や連携活動を行いました。

平成30年度の新規登録者は421名、就職者数は169名でした。

地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーションは、厚生労働省が認定した
全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社等が実施しています。
ぜひ、一度ご相談ください。



- ・対象年齢：15歳～39歳
- ・料金：無料 ※ 初回のご利用には予約が必要です。

神奈川県地域若者サポートステーション

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p471988.html>

(国と県が協働で運営する地域若者サポートステーション)

- 神奈川県西部地域若者サポートステーション
 - ・ 所在地：小田原市城山1-6-32 Sビル2階（JR・小田急「小田原駅」から徒歩約3分）
 - ・ 電話番号：0465-32-4115
 - ・ 事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省認定、神奈川県委託]
- 神奈川県央地域若者サポートステーション
 - ・ 所在地：厚木市中町2-12-15 アミューあつぎ7階「あつぎ市民交流プラザ」内（小田急「本厚木駅」から徒歩約5分）
 - ・ 電話番号：046-297-3067
 - ・ 事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省認定、神奈川県委託]

(イ) 学校と社会の架け橋プロジェクト【再掲】<福祉子どもみらい局>

県内6つの地域若者サポートステーションの運営を受託しているNPO法人及び株式会社が県立高校等と連携し、生徒を対象とする出張相談などによるニート予防に取り組みました。

(ウ) ひきこもり支援サイト運営<福祉子どもみらい局>

県では、ひきこもり支援サイトを運営し、ひきこもりの状態にあり社会と接する機会が

ない若者が、県やNPOが実施する相談事業や体験活動等の情報を入手し、社会に関心を持つきっかけとなるような場を提供しています。

平成30年度は、アクセス数108,973件、投稿数881件、投稿記事数は15件でした。

(エ) ひきこもり等相談関係事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(オ) ひきこもり等青少年自立支援事業〈福祉子どもみらい局〉

NPOと協働で作成した「自立支援プログラム」において必要性が指摘されている、仲間とともに安心して参加できるコミュニケーションの練習となるような取組をNPOと協働で実施し、ひきこもり等青少年の社会的自立を支援しています。

(カ) ふれあい心の友訪問援助事業〈福祉子どもみらい局〉

ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図っています。

(キ) あすなるサポートステーションでの児童への支援事業〈福祉子どもみらい局〉

児童養護施設退所児童等の自立支援及び安定就労を実現するため、支援拠点となる「あすなるサポートステーション」を設置し、児童に対する相談支援や施設職員に対する研修事業などを実施しています。

イ 発達障害等のある青少年とその家族への支援

(ア) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障害に関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しています。

平成30年度は、研修を12回実施し、836人の参加がありました。

(イ) 高校通級実践事業〈教育委員会〉

高校に進学する生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、発達障害等のある生徒が、大半の時間は通常の学級で他の生徒とともに学び、必要に応じて別の教室で障害に応じた特別の指導（自立活動）を受ける「通級による指導」に取り組んでいます。

高校に在籍する生徒のうち、発達障害等の障害に応じた特別の指導を行う必要がある者に対して、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部について、特別の指導の場で障害に応じた特別の指導（自立活動）を受ける「通級による指導」に取り組んでいます。

ウ ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族に対するNPO等民間団体への支援

(ア) ひきこもり等相談関係事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(イ) フリースペース等事業補助<福祉子どもみらい局>

ひきこもり等の青少年やその家族に対する支援活動を促進するために、フリースペース等を運営するNPOが実施する相談事業を対象に助成しています。

エ NPO等との協働による自立支援

(ア) ひきこもり等青少年自立支援事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

NPOと協働で作成した「自立支援プログラム」において必要性が指摘されている、仲間とともに安心して参加できるコミュニケーションの練習となるような取組をNPOと協働で実施し、ひきこもり等青少年の社会的自立を支援しています。

(イ) 性的マイノリティ（LGBT等）研修事業<福祉子どもみらい局>

NPOと協働して、県内の企業や児童養護施設、宿泊施設に対し性的マイノリティ（LGBT等）の理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを進めました。

令和元年度は、生徒向けに性的マイノリティ講演会の開催希望のある私立学校に専門の講師を派遣します。

(ウ) 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業<福祉子どもみらい局・健康医療局・産業労働局>

NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対し性的マイノリティ（LGBT等）の理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを進めています。また、性的マイノリティの方向けの就労相談をNPOと協働で実施しています。

(エ) 精神疾患や発達障がいの狭間にいる若者の就学・就労を目指した自立支援<福祉子どもみらい局・教育委員会>

精神疾患や発達障がいの狭間にあり、福祉や医療の視点から支援が必要な若者で、今まで支援対象になっていない層を対象に、就学・就労を目指す自立支援プログラムをNPOと協働で実施しています。

平成30年度は、6月に「かながわプレジョブスクール」を開設し、コミュニケーションプログラムや職場体験、キャリアカウンセリング等の自立支援プログラムを通じて、11名が進路決定しました。

(3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

ア 非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成

(ア) 交通安全県民運動事業<くらし安全防災局>

交通安全運動の中で、中・高校生を対象に暴走族の反社会性や危険性を訴える活動を行いました。

(イ) 薬物乱用防止対策【再掲】<健康医療局>

青少年の薬物乱用防止に関する取組を推進するため、「神奈川県薬物濫用防止条例」の適切な運用を図るとともに、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、各種啓発活動を行っています。

学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、街頭キャンペーンでのリーフレット等の配布、ツイッターによる情報発信をしています。

(ウ) 少年柔道・剣道活動の推進<警察本部>

小・中学生等を対象に、警察官等が柔道・剣道を指導して、社会との連帯感やルールを学ばせるとともに、克己心や規範意識を醸成して、非行防止と健全育成を図っています。

※ 第30回神奈川県警察少年柔剣道大会を開催

開催日：平成30年9月8日（土）

開催場所：横浜文化体育館

内容：柔剣道大会、警察官による選手に対する指導稽古、非行防止教室 など

(エ) 非行防止教室の開催<警察本部>

警察本部作製の非行防止用啓発機材（紙芝居、クイズ、かるた等）を活用した非行防止教室や、高校生が講師になり、幼児や小・中学生と一緒に社会のルールや決まりを学ぶ「高校生による非行防止教室」を開催しています。

年齢や発達段階に応じた非行防止用の教材を活用し、子どもたちの規範意識の醸成と定着を図っています。また、研修を受けた少年補導員やスクールサポーターを講師としたサイバー教室も行っています。

○ 非行防止教室等の開催状況（平成30年）

| | | |
|---------------------|-----------------|----------|
| 非 行 防 止 教 室 開 催 回 数 | | 1,557回 |
| 回 数 | 小 学 校 | 875回 |
| | 中 学 校 | 375回 |
| | 高 等 学 校 | 63回 |
| | そ の 他 の 学 校 | 51回 |
| | そ の 他 | 193回 |
| 非 行 防 止 教 室 参 加 人 員 | | 254,376人 |
| 参 加 人 員 | 小 学 校 | 113,061人 |
| | 中 学 校 | 60,659人 |
| | 高 校 生 | 21,504人 |
| | そ の 他 の 学 校 学 生 | 8,429人 |
| | 保 護 者 等 | 50,723人 |

| | | |
|--------------|----------|---------|
| 薬物乱用防止教室開催回数 | | 344回 |
| 回数 | 小学校 | 144回 |
| | 中学校 | 125回 |
| | 高校生 | 53回 |
| | その他の学校 | 2回 |
| | その他 | 20回 |
| 薬物乱用防止教室参加人員 | | 64,963人 |
| 参加人員 | 小学校 | 13,541人 |
| | 中学校 | 29,745人 |
| | 高校生 | 17,509人 |
| | その他の学校学生 | 35人 |
| | 保護者等 | 4,133人 |
| 薬物乱用広報車派遣回数 | | 37回 |
| | 啓発人員 | 4,430人 |

(オ) 薬物乱用防止教室の開催【再掲】＜警察本部＞

薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催しています。

(カ) いのちの大切さを学ぶ教室【再掲】＜警察本部＞

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とそのご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

平成30年度の開催状況は、中学校・高等学校合わせて計56回実施し、計12,470人の生徒が教室に参加しました。（中学校は40回8,311人、高等学校は16回4,159人が参加）

イ 地域連携による非行防止対策の充実

(ア) 非行・被害防止サミット＜警察本部＞

学校全体で規範意識の醸成を図ることを目的として、児童・生徒が自主的に非行や犯罪被害防止等について考え、調査や活動を行い、その成果を発表する「非行・被害防止サミット」を推進しています。

(イ) 少年サポートチーム活動＜警察本部＞

非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携してチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行っています。

(ウ) スクールサポーターの活動<警察本部>

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行っています。

(エ) 少年補導員の活動<警察本部>

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

「少年補導員の活動紹介」

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesdlb000.htm>

○ 少年補導員の活動状況（平成30年）

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--------|---|---|--------|---|---|---|---|---|------|
| 活 | 動 | 回 | 数 | 2,997回 | | | | | | | | | |
| | 街 | 頭 | 補 | 導 | 活 | 動 | 2,514回 | | | | | | |
| | 環 | 境 | 浄 | 化 | 及 | び | 社 | 会 | 参 | 加 | 活 | 動 | 483回 |

ウ 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止

(ア) サイバー補導の推進<警察本部>

少年が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、警察官が書き込みを行った少年と実際に会って注意、指導等を行い、インターネット利用に起因する福祉犯罪の被害から少年を守り、その健全育成を図っています。

(イ) 街頭補導活動<警察本部>

少年警察ボランティア、学校関係者等と連携した計画的な街頭補導活動を行い、非行や被害に至る前の段階で少年に助言・指導することにより、少年の健全な育成を図っています。

(ウ) 少年補導員の活動【再掲】<警察本部>

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

エ 少年サポートチーム、地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援

(ア) 更生保護事業への支援<福祉子どもみらい局>

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設の活動に対して支援を行っています。

(イ) 少年サポートチーム活動【再掲】<警察本部>

非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携してチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行っています。

(ウ) 大学生少年サポーターの活動<警察本部>

兄、姉的な存在である大学生が、非行や不良行為等の問題を抱える少年に対して、学習支援や居場所づくり等の立ち直り支援を行ったり、非行防止教室や少年の規範意識醸成に係る街頭キャンペーン、その他少年の健全育成に資する活動を行っています。

(4) 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実

ア 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組への支援

- (ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒対策）＜福祉子どもみらい局＞
不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受け入れ体制を整備している私立高等学校に対して補助しました。
- (イ) 私学団体補助（いじめ・暴力行為防止関連研修）＜福祉子どもみらい局＞
各私学団体が実施するいじめ・暴力行為防止関連研修へ補助しました。
- (ウ) SNSを活用したいじめ相談体制の構築【新規】【再掲】＜教育委員会＞
中学生・高校生が日ごろ使い慣れている無料通信アプリ「LINE」を活用して、いじめの相談ができる「SNSいじめ相談@かながわ」を試行的に実施しました。
(平成30年度の実施状況)
- ・ 実施日時：平成30年9月10日（月）から9月23日（日）まで毎日17時から21時まで
 - ・ 対象生徒：県内の学校から抽出した101校の生徒約 58,000人
県立（高校36校・中等教育学校1校・特別支援学校8校）、市町村立（中学校43校・義務教育学校1校・高校2校）、私立（中学校4校・高校5校・中等教育学校1校）
- (エ) いじめ問題対策推進＜教育委員会＞
いじめ防止対策推進法の施行を受け、関係機関相互の連携調整を行う連絡協議会及びいじめ防止に係る調査研究や県立学校におけるいじめの重大事態に係る調査等を実施する調査会を設置しています。
また、いじめの重大事態に係る調査に、第三者が適切に参加できる体制を整備しています。
- (オ) 支えあう学校づくり協働推進事業＜教育委員会＞
不登校・いじめ・暴力行為などの未然防止に向けた総合的な連携を推進するため、学校・家庭・地域関係機関が連携して学校を支え、魅力ある学校づくりを進めています。
- (カ) NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業＜教育委員会＞
不登校児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、NPO等と連携し、不登校相談会や進路情報説明会等、各種事業を実施しています。
- (キ) 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導＜警察本部＞
児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校協会、県私立中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直り支援を行っています。
- (ク) 少年サポートチーム活動【再掲】＜警察本部＞
非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携してチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行っています。

イ 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応

(ア) ふれあい心の友訪問援助事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図っています。

(イ) 少年補導員の活動【再掲】〈警察本部〉

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実

(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育相談体制の整備）〈福祉子どもみらい局〉

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等を行う私立高等学校等に対して補助しました。

(イ) スクールカウンセラー配置活用事業【再掲】〈教育委員会〉

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置しています。

また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行っています。

(ウ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業【再掲】〈教育委員会〉

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行っています。

(エ) 教育相談事業【再掲】〈教育委員会〉

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しています。

(5) 子どもの貧困問題への対応

ア 就学や学資の援助等の教育支援

- (ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付<福祉子どもみらい局>
配偶者がなく、現に児童を扶養している方等に対して、無利子又は低利で修学資金等の各種資金の貸付を行います。
- (イ) 私立高等学校等生徒学費補助<福祉子どもみらい局>
学費負担の公私間格差を是正するため、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が37万8,500円未満の世帯（＝年収目安：約750万円未満）の入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。
- (ウ) 私立学校生徒学費緊急支援補助<福祉子どもみらい局>
保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。
- (エ) 被災児童生徒就学支援補助<福祉子どもみらい局>
東日本大震災等により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料等を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。
- (オ) 外国人学校生徒等学費補助<福祉子どもみらい局>
外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助しました。
- (カ) 高校生等奨学給付金制度<福祉子どもみらい局・教育委員会>
高校生等を扶養する、生活保護世帯又は都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しました。
- (キ) 高等学校等就学支援金制度<福祉子どもみらい局・教育委員会>
都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円未満の世帯（＝年収目安：約910万円未満）の高校生等に対して、授業料の負担を軽減するため、就学支援金を支給しました。
- (ク) 小中学校等就学支援金制度<福祉子どもみらい局>
私立小中学校等に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、私立小中学生等のある年収400万円程度未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。
- (ケ) 高等学校奨学金制度<教育委員会>
学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等に対して、奨学金を貸し付けています。
- (コ) 地域未来塾推進事業費補助<教育委員会>
学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

イ 相談や交流機会の提供等の生活支援

(ア) 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業<福祉子どもみらい局>

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しています。

① 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもの健全に育成される環境を整備することを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を、子ども支援員として保健福祉事務所に配置しています。

② 子どもの学習支援や居場所づくり事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施しています。

③ 子どもの健全育成プログラム改定版の策定

生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に即した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所が組織的に支援することができるよう策定した「子どもの健全育成プログラム」を、関係機関等と連携・協働しながら改定し、普及啓発に努めています。

(イ) かながわ子ども支援協議会の設置・開催<福祉子どもみらい局>

子どもの貧困対策に関する有識者等の意見を聴取し、神奈川県の子どもの貧困対策に反映させるため、有識者等を構成員とした「かながわ子ども支援協議会」を設置し、子どもの貧困対策に係る議論を行っています。

(ウ) ポータルサイト「カナ・カモミール」の運営<福祉子どもみらい局>

総合的な支援情報の提供を行うひとり親の方のためのポータルサイト「カナ・カモミール」を運営し、子どもの貧困対策のより一層の推進を図っています。

(エ) ひとり親家庭夜間休日相談の実施<福祉子どもみらい局>

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の相談を市町村等が対応していない平日夜間及び土日休日に受けるとともに、課題を整理した上で、具体の支援に結びつける電話相談窓口を運営しました。また、若年層など、より幅広い層からの相談を受けるため、SNSを活用した相談窓口を試行的に開設しました。

(オ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業補助<福祉子どもみらい局>

ひとり親家庭等の青少年が安心して安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の終了後に市町村が実施する、学習支援や調理実習・食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのモデル的な取組に対して補助しました。

(カ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業<福祉子どもみらい局>

県が市町村と連携しモデル的に実施する、ひとり親家庭等の子ども・青少年が安心して安全に過ごすことができる居場所づくりの取組を、関係機関との連携等により適切に進めるとともに、その成果を広く普及し、市町村や民間等による新たな取組を促進しました。

ウ 職業訓練等の保護者に対する就労支援

(ア) 高等職業訓練促進給付金等支給<福祉子どもみらい局>

母子家庭の母等を対象に、経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、給付金を支給しました。

(平成30年度の実施状況)

支給対象者：15名

(イ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助<福祉子どもみらい局>

県が適当と認める社会福祉法人等が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成しています。

(平成30年度の実施状況) 入学準備金貸付：26件、就職準備金貸付：4件

(ウ) 短期課程訓練推進事業<産業労働局>

総合職業技術校において、主として離転職者等を対象に、再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しました。

(平成30年度の実施状況)

| 実施校 | コース数 | 入校者数 |
|-----------|-------|------|
| 東部総合職業技術校 | 8コース | 318名 |
| 西部総合職業技術校 | 7コース | 267名 |
| 計 | 15コース | 585名 |

(エ) 離職者等委託訓練事業<産業労働局>

離転職者の再就職を促進するため、ITを活用した業務に役立つ実務知識・技能を習得する訓練等を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。

(平成30年度の実施状況)

・実施コース数：91コース

・受講者数：1,580名

(オ) 介護福祉士養成委託訓練事業<産業労働局>

求職者が介護福祉士として再就職することを促進するため、介護福祉士を養成する職業訓練を厚生労働省指定の介護福祉士養成施設に委託して実施しました。

(平成30年度の実施状況)

・実施コース数：8コース

・受講者数：34名

(カ) 保育士養成委託訓練事業<産業労働局>

求職者が保育士として再就職することを促進するため、保育士を養成する職業訓練を指定保育士養成施設に委託して実施しました。

(平成30年度の実施状況)

・実施コース数：5コース

・受講者数：72名

(キ) 技術校生等就職促進事業<産業労働局>

求人開拓推進員を産業技術短期大学校、総合職業技術校に配置し、訓練受講者及び訓練修了後1年未満の者を対象に、求人開拓、就職相談、無料職業紹介を行いました。

(平成30年度の実施状況)

・求人開拓に係る訪問企業数：876件

・技術校生等に対する就職相談件数：2,371件

(ク) 職業訓練手当支給<産業労働局>

障がい者等で公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設等に入校した場合の訓練期間中に手当を支給します。

平成30年度は、119名に職業訓練手当の支給を行いました。

(ケ) 障害者就職促進委託訓練事業<産業労働局>

国立県営の神奈川障害者職業能力開発校が委託元校となり、求職中の障がい者に向け、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用した短期課程の訓練を実施し、障がい者の就職の促進を図りました。

(平成30年度の実施状況)

- ・実施コース数：35コース
- ・受講者数：170名

(コ) 障害者職業能力開発事業<産業労働局>

国立県営の神奈川障害者職業能力開発校において、障がい者に対する職業能力開発事業及び施設の維持、管理、運営を行いました。

(平成30年度の実施状況)

- ・実施コース数：9コース
- ・受講者数：96名

エ 各種手当の支給等の経済的支援

(ア) 児童扶養手当<福祉子どもみらい局>

父母の離婚・死亡等により父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図っています。

(6) 被害防止・保護活動の推進

ア 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実

(ア) 人権教育研究推進事業【再掲】〈教育委員会〉

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図ります。

(平成30年度の実施状況) 研究委託 1市3校

(イ) 人権教育推進事業【再掲】〈教育委員会〉

人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

(平成30年度の取組)

| | |
|-------------------|---|
| 研修会等の実施 | 人権教育について理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会等を計18回開催し、このうち「子どもの人権」をテーマにした講演等を計4回実施しました。 |
| 啓発資料の作成 | 人権教育について理解を深めるため人権学習教材、セクハラ防止啓発リーフレット、人権啓発ポスター、人権相談窓口周知ポスター等の啓発資料を作成し、県立学校等へ配付しました。 |
| 資料の整備 | 様々な人権課題に関する知識の取得を推進するため、県立学校、社会教育施設等に人権関係冊子及び図書の配付を行いました。 |
| 研究校の委託 (小・中学校) | 人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施しました。(研究校4校) |

これらの取組により、人権尊重の理念について正しい理解が深まりました。今後も、各種研修会で取り扱う人権課題について、参加者のニーズや今日的テーマを反映していくことが求められます。また、研究校等の成果の普及、啓発資料や学習教材の活用の、一層の促進を図ります。

(ウ) 地域子育て支援人材育成事業〈福祉子どもみらい局〉

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業従事者などを対象とした資質向上のための研修及び情報交換を実施しています。

また、県立保健福祉大学実践教育センターと共同して、地域の子育て支援に関わる母子保健・児童福祉・医療機関の関係者を対象とした子ども虐待予防研修を実施しています。

(エ) 虐待防止対策推進事業〈福祉子どもみらい局〉

複雑かつ深刻化する相談について、医学、法律等、専門的見地から助言を得ることにより効果的に子どもや保護者へ支援を行っています。

また、児童虐待等の問題に対して適切に対応し、児童相談所と関係機関との連携を強化するための広報・啓発活動を行い、地域全体としての関心を高め、未然防止を図っています。

(オ) 児童相談所一時保護所への心理職員の配置<福祉子どもみらい局>
一時保護所に保護した児童の不安を解消し、心のケアを図っています。

(カ) 子ども安全110番の設置<警察本部>

児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行っています。

(キ) 児童虐待対策班の設置<警察本部>

警察本部及び警察署に児童虐待対策班を設置し、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を行っています。また、児童相談所や医療機関等関係機関相互の連携による適切な対応を図っています。

イ 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進

(ア) 児童ポルノは絶対に許されないという広報啓発活動の推進<警察本部>

児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護を図るとともに、社会全体に対して、児童ポルノは絶対に許されないという気運を醸成するための広報啓発活動を推進しています。

ウ 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進

(ア) 被害少年の保護活動<警察本部>

相談活動、補導活動等を通じて、被害少年の発見保護に努めるとともに、少年相談員や被害少年サポーターによる、被害少年に対する継続的な立ち直り支援活動を行っています。

エ 自殺対策の取組

(ア) こころといのちのサポート事業<健康医療局>

総合的な自殺対策を推進するため、自殺の背景にある様々な社会的な要因について、多角的に検討を行うとともに、各分野の関係機関・団体との連携を図っています。

(イ) かながわ自殺対策推進センター事業<健康医療局>

自殺対策を推進するため、精神保健福祉センター内に設置している「かながわ自殺対策推進センター」において、自殺対策情報を広く県民や関係機関に提供しています。

(ウ) こころといのちを守る対策推進事業<健康医療局>

自殺対策の強化を図るため、他の年代に比べて自殺者の減少が少ない若年者対策や、自殺未遂者支援等の各種事業を総合的に実施しています。

(エ) こころ・つなげよう電話相談事業<健康医療局>

自殺予防のため、フリーダイヤルによる「こころの電話相談」を実施しています。

オ 犯罪被害者等への支援

(ア) 犯罪被害者等理解促進事業<くらし安全防災局>

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性などについての普及啓発を行いました。平成30年度に犯罪被害者等理解促進講座を計9回開催(522人参加)、その他の普及啓

発事業を計5回（211人参加）実施しました。また、犯罪被害者等支援キャンペーンを5か所で実施しました。

(イ) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業<くらし安全防災局>

性犯罪・性暴力の被害者が、必要なときに必要な支援をワンストップで受けることができるよう、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を設置し、24時間・365日で相談に対応し、医療機関受診の公費負担等の支援を行っています。平成30年度の相談実績は、1,346件、支援実績は、214件となっています。

(ウ) 犯罪被害者サポートステーション運営<くらし安全防災局>

犯罪被害者等への総合的な支援体制として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営しました。平成30年度の相談実績は、1,007件となっています。

(エ) 犯罪被害者等支援<くらし安全防災局>

法律相談やカウンセリングなど、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を提供しました。

平成30年度の支援実績は、1,058件となっています。そのうち、弁護士による法律相談は、182件、臨床心理士等によるカウンセリングは、133件などとなっています。

(オ) 犯罪被害者等支援事業補助<くらし安全防災局>

犯罪被害者等の負担軽減のため、検察庁、裁判所等に対する付添い支援を行う民間支援団体に対して、経費の一部を補助しました。

3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

(1) 社会環境の健全化に向けた取組の一層の推進

ア 青少年保護育成条例の取組の推進（青少年保護育成条例に基づく取組）

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年を有害な環境や性的な被害から守るため、「神奈川県青少年保護育成条例」に定められた各規定の実効性を確保するための調査・指導や啓発活動等の取組を推進しています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員（権限を移譲した市町においては、その首長等が指定した職員）が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、平成30年度は、書店等627店に立入調査を実施しました。

神奈川県青少年保護育成条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p26719.html>

深夜外出は保護者同伴でも原則禁止です！

深夜（夜11時～朝4時）の外出は、青少年の生活習慣の乱れや健康への影響が心配されます。青少年だけで外出させないことはもちろん、保護者同伴でも外出しないようにしてください。（青少年課）



イ 青少年喫煙飲酒防止条例の取組の推進（青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組）

(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、平成30年度は、291店に立入調査を実施しました。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12516.html>



酒・たばこ購入時の年齢確認にご協力を

未成年者が、酒・たばこを容易に手に入れない社会環境づくりのため、青少年喫煙飲酒防止条例では、酒・たばこ販売店に、証明書による年齢確認を義務付けています。（青少年課）

ウ 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年に有害な図書、家庭用ゲームソフト等の有害図書類の区分陳列の適正化、有害図書類等を収納する自動販売機に対する規制等、有害環境の健全化に向けた取組を推進しています。

エ 業界による自主規制の徹底

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

業界の自主的取組に係る広報等の実施、「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進しています。

(イ) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

業界の自主的取組に係る広報等の実施、「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進しています。

オ 新たに出現する多様な業態への対応

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

女子高生等を商品化したいわゆる「JKビジネス」等の被害から青少年を守るため、青少年や保護者に対し、「JKビジネス」の危険性について啓発するとともに、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づく調査・指導等の取組を推進しています。

(2) 急激に進展する情報化社会への対応

ア スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組

(ア) サイバー防犯ボランティアによる啓発活動<警察本部>

サイバー防犯ボランティアの皆さんが、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ることを目的として、県内各地で警察官等と連携し児童・生徒や保護者等を対象としたサイバー教室等による啓発活動を行っています。中でも児童・生徒と年齢の近い兄弟的な立場である中・高校生、大学生による啓発活動は、双方に多くの効果が認められることから、こうした学生等のサイバー防犯ボランティアの育成とその活動を支援しています。

サイバー防犯ボランティアによるサイバー教室実施状況(平成30年)

| | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 保護者 | その他 | 合計 |
|--------------------------|-------------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| ボランティア全体の 実施回数(対象人数) | 121回 (18,526人) | 27回 (5,413人) | 0回 (0人) | 23回 (4,079人) | 24回 (4,417人) | 195回 (32,435人) |
| うち、大学生等による 実施回数(対象人数) | 19回 (2,389人) | 7回 (1,471人) | 0回 (0人) | 5回 (598人) | 3回 (2,141人) | 34回 (6,599人) |



サイバー防犯ボランティアの活動について

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd7027.htm>

(イ) 消費者教育啓発学習事業(インターネット被害未然防止講座)【再掲】<くらし安全防災局>

インターネット被害未然防止のため、体験型の講座を実施しています。

(平成30年度インターネット被害未然防止講座(学校向け)の実施状況)

- ・実施回数：24回(中学校・高等学校13回、専門学校等11回)
- ・受講者数：5,106名(中学校・高等学校4,004名、専門学校等1,102名)

(ウ) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング設定の徹底及びインターネット接続制限・監督機能の活用を促進するため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づく調査・指導等の取組や周知啓発活動を行っています。

平成30年度は、小学校1年生、中学校1年生の保護者を対象に、神奈川県青少年保護育成条例のチラシを学校の三者面談等を活用して配布し、そのチラシの中で、インターネットの適切な利用について啓発しました。

また、小学校6年生(新中学校1年生)の保護者を対象に、スマートフォンの特性や危険性に重点をおいたリーフレットを作成し、学校の新入生説明会等の場を活用して配布しました。

(平成30年度のチラシ及びリーフレットの作成部数)

- ・小学校1年生の保護者向けチラシ 115,000枚
- ・中学校1年生の保護者向けチラシ 103,000枚
- ・新中学校1年生の保護者向けリーフレット 103,000枚

青少年のインターネットの利用

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p756581.html>

(エ) 携帯電話教室<教育委員会>

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

平成30年度は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校635校で携帯電話教室を開催しました。

イ 情報モラル・メディアリテラシーに関する教育やメディア技術を活用した学習の機会づくり

(ア) メディアリテラシー講座（中高生向け）<福祉子どもみらい局>

人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から主体的に読み解き、評価する能力の向上を図るため、出前講座を実施しました。

(平成30年度の開催状況) 回数：6回 参加人数：1,284名

(イ) 情報モラルの育成<教育委員会>

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいて情報モラルの育成を図っています。

(ウ) 携帯電話教室【再掲】<教育委員会>

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

平成30年度は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校635校で携帯電話教室を開催しました。

ウ ネットいじめへの対応

(ア) 情報モラルの育成【再掲】<教育委員会>

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいて情報モラルの育成を図っています。

(イ) 携帯電話教室【再掲】<教育委員会>

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

平成30年度は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校635校で携帯電話教室を開催しました。

(ウ) サイバー教室の開催等<警察本部>

児童・生徒を対象とした「サイバー教室」の開催等により、インターネットの危険性に係る啓発活動を推進しています。

平成30年中、サイバー教室を1,086回（参加人数18万5,716人）開催しました。

エ 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組の推進

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

首都圏の自治体や関係業界による協議の場の設置や民間事業者との協働による周知啓発活動などの取組を推進しています。

オ インターネット上の有害情報対策の推進

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

携帯ゲーム機やスマートフォン等からのインターネット接続に対応するため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、有害情報の閲覧防止に向けた保護者・青少年等への啓発活動等を推進しています。

(イ) インターネット利用による少年サポート活動<警察本部>

インターネット利用による少年サポート活動の指定員として指定された少年補導員が、サイバーパトロールを行い、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会が開設運営するインターネットサイトを利用して、メールでの声かけ・補導活動や少年相談活動を行っています。

(3) 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり

ア 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進

(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携〈福祉子どもみらい局〉

青少年の健全育成を進める県民大会を開催するなど、規範意識の向上、青少年の育成・支援に対する責任の自覚等、大人自身の意識改革に向けた啓発活動を推進しています。

(イ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(ウ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）【再掲】〈教育委員会〉

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

(エ) 子ども支援フォーラム〈福祉子どもみらい局〉

子どもの貧困についての理解を深め、県民全体で子どもの貧困など困難な環境にある子どもたちをはじめとした、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図るため、県内市町村と共催して、県民フォーラムを開催しています。

イ 家庭・地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）【再掲】〈教育委員会〉

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

(イ) 生涯学習推進事業〈教育委員会〉

生涯学習・社会教育関係職員等の生涯学習指導者を対象として、PTA活動の推進や子どもの読書活動の推進など、様々な課題に対応するための人材を育成するコース別研修を実施しました。

また、子どもの健全育成を図るなど優良な実績を上げているPTAを表彰し、広報することで活動の活性化を図りました。

ウ 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進

(ア) 特命子ども地域アクタープロジェクト【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

子どもの社会性を育むことや、地域における活動の企画や運営に子どもが意見を言ったり、大人と一緒に取り組む機会を増やすことを目的として、NPOや企業との協働により、まちづくりに積極的に関わろうとする子どもを特命子ども地域アクターとして養成し、ま

ちづくり現場へ派遣するとともに、活動を広く知ってもらうための成果発表会を開催しました。

(イ) 社会環境健全化を進める県民運動との連携<福祉子どもみらい局>

「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」を実施主体とするキャンペーン等、民間事業者・NPO・関係機関による協働の取組を推進しています。

(ウ) 地域学校協働活動推進事業（県立学校）<教育委員会>

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びや成長を支え、防災体験、花壇等の学校環境整備、まちづくり・福祉学習、日本語学習支援等、幅広い地域住民等の参画によって様々な活動を県立学校（高校2校）において実施しました。

(エ) 地域学校協働活動推進事業費補助<教育委員会>

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、地域の活性化を図る「地域学校協働活動推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

(オ) 地域貢献活動・ボランティア活動・手話教育推進事業【再掲】<教育委員会>

高校生のボランティア活動への意欲を高めるための強化月間や、手話を学ぶ取組を充実させるための強化月間を設定するとともに、各校が企画する地域貢献活動を支援します。また、関係機関等との連携を図りながら、高校生のボランティア活動を支援しています。

(カ) スポーツ大会の支援【再掲】<スポーツ局>

生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、本県のレクリエーションスポーツの推進に大きく寄与するイベントに対し助成しました。

(キ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進【再掲】<スポーツ局>

総合型地域スポーツクラブやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進しました。

(ク) 総合型地域スポーツクラブのネットワークの構築<スポーツ局>

総合型地域スポーツクラブの創設や運営を支援するための連絡協議会を開催するほか、広域スポーツセンターとしてのホームページ等の充実を図ることで、総合型地域スポーツクラブ間の全県的なネットワークを構築・促進しました。

エ 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり

(ア) 放課後児童健全育成事業費補助<福祉子どもみらい局>

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブを実施する市町村に対して補助します。

(イ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業補助【再掲】<福祉子どもみらい局>

ひとり親家庭等の青少年が安心して安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の終了後に市町村が実施する、学習支援や調理実習・食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのモデル的な取組に対して補助しました。

- (ウ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉
県が市町村と連携しモデル的に実施する、ひとり親家庭等の子ども・青少年が安心して安全に過ごすことができる居場所づくりの取組を、関係機関との連携等により適切に進めるとともに、その成果を広く普及し、市町村や民間等による新たな取組を促進しました。
- (エ) フリースペース等事業補助【再掲】〈福祉子どもみらい局〉
ひきこもり等の青少年やその家族に対する支援活動を促進するために、フリースペース等を運営するNPO等が実施する相談事業を対象に助成しています。
- (オ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉
青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。
また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。
- (カ) 地域活動人材育成の取組【再掲】〈福祉子どもみらい局〉
地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催します。
また、地域活動の活性化を図るため、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。
- (キ) 民生委員児童委員活動費補助〈福祉子どもみらい局〉
民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などの活動に対し、支援を行っています。
- (ク) 民生委員児童委員研修事業〈福祉子どもみらい局〉
民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図るための研修を、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修など体系的に実施し、委員の資質向上を図っています。
- (ケ) 地域未来塾推進事業費補助【再掲】〈教育委員会〉
学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。
- (コ) 放課後子ども教室推進事業費補助〈教育委員会〉
放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動等の取組を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。
- (カ) 放課後子ども教室推進等事業運営〈教育委員会〉
総合的な放課後対策のあり方を検討するとともに、コーディネーターや協働活動サポーター、土曜教育支援員、学校運営協議会委員等の資質向上や情報交換等を図る研修を実施することにより、県域内の放課後子ども教室推進等事業、学校・家庭・地域が連携協力し

て行う事業の推進を図りました。

(シ) 土曜日の教育活動支援事業費補助<教育委員会>

多彩な経験や技能を持つ外部人材や企業等の参画により、土曜日等に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する「土曜日の教育活動支援事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

(ス) 少年補導員の活動【再掲】<警察本部>

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

(セ) スクールサポーターの活動【再掲】<警察本部>

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行っています。

オ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり

(ア) 安全・安心まちづくり県民運動推進事業<くらし安全防災局>

犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみの運動として推進するため、安全・安心キャンペーン等を実施しました。

平成30年度は、7月20日（金）に夏休み安全・安心キャンペーン、10月12日（金）に安全・安心まちづくり旬間出陣式、12月21日（金）に年末年始安全・安心キャンペーンを行いました。

(イ) 防犯人材育成事業【再掲】<くらし安全防災局>

「セーフティかながわユースカレッジ」、「防犯指導者養成セミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成しました。

平成30年度の開催状況は、「セーフティかながわユースカレッジ（研修会）」計2回開催（103人参加）、「防犯指導者養成セミナー」計6回開催（215人参加）、「公開型講座」1回開催（約200人参加）しました。

(ウ) 地域防犯力強化支援事業（安全・安心まちづくりに向けた地域防犯力の強化を支援）
<くらし安全防災局>

地域の防犯力をさらに高めるため、防犯カメラの設置促進及び他の地域のモデルとなる効果的な取組を行う地域の活動を支援しました。

平成30年度は、防犯カメラ296台を設置支援し、2つの地域の活動を支援しました。

(エ) 私立学校への啓発事業<福祉子どもみらい局>

私立学校に対して、児童・生徒等の安全確保に関する情報提供を行いました。

(オ) 受動喫煙防止対策等促進事業<健康医療局>

公共的施設における受動喫煙防止条例に基づき受動喫煙から未成年者を保護するとともに、受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発を行っています。

(カ) 暴力団排除条例に基づく取組の推進<警察本部>

少年を暴力団からの悪影響や被害から守るため、「神奈川県暴力団排除条例」では、学校、図書館、都市公園などの施設から一定の距離的範囲内や、都市計画法における住居系の用途地域内において暴力団事務所の開設等を禁止し、また、暴力団員が少年を暴力団事務所に立ち入らせることや、少年に有害な行為をする等の目的で面会や電話連絡をすることなど一定の行為を禁止しており、これらの規定を適正に運用し、暴力団のいないまちづくりを推進していきます。

神奈川県暴力団排除条例

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesc8040.htm>

(キ) スクールサポーターの活動【再掲】<警察本部>

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行っています。

(ク) 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業<警察本部>

県警察では、ボランティア活動に興味のある学生等に対して、防犯活動の紹介や活動の場を提供するなど、防犯ボランティア活動を始めるきっかけ作りに取り組み、大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進を図っています。

現在、高校・大学において、防犯ボランティア団体が結成され、多くの学生が様々な防犯ボランティア活動をしています。



(ケ) ピーガールくん子ども安全メールの運用<警察本部>

配信を希望し、パソコンや携帯電話等のメールアドレスを登録した学校関係者、防犯ボランティア、保護者等に対し、県警察において把握した子どもの安全に関する情報（声掛け、痴漢、凶悪事件の発生等7種類の情報）を文字情報と地図情報で配信しています。

平成30年度は、866件の情報を配信しました。

ピーガルくん子ども安全メール

- 携帯電話やスマートフォンからのアクセス
https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_m/regist.aspx
- パソコンからのアクセス
https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_p/touroku.aspx

ピーガルくん子ども安全メールコード



カ 青少年育成団体、青少年指導員等の活動の支援

- (ア) 民生委員児童委員活動費補助【再掲】〈福祉子どもみらい局〉
民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などの活動に対し、支援を行っています。
- (イ) 民生委員児童委員研修事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉
民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図るための研修を、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修など体系的に実施し、委員の資質向上を図っています。
- (ウ) 地域活動人材育成の取組【再掲】〈福祉子どもみらい局〉
地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催します。
また、地域活動の活性化を図るため、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。
- 青少年指導員活動への支援
県では、青少年指導員活動を促進するため、次のような支援を行っています。
 - ・ 神奈川県青少年指導員連絡協議会の設置
青少年指導員組織相互の連絡協調を図りながら、関係機関及び団体との連携を密にし、地域における青少年指導員活動を推進するため、各市町村の青少年指導員組織の代表者で構成する「神奈川県青少年指導員連絡協議会」を設置し、情報交換、協議等を行っています。また、機関紙「つばさ」を年2回（各6,800部）発行し、各地域の青少年指導員の活動状況の紹介や、青少年健全育成に関する情報提供を行うなど、青少年指導員活動の充実に努めています。
 - ・ 神奈川県青少年指導員大会の開催
県内の青少年指導員が一堂に会し、日ごろの活動成果の発表や講演会などを通じてその時々課題を共有し、相互理解と連携を深め、青少年指導員活動のより活発な展開を図ることを目的として、昭和43年から毎年開催しています。
なお、平成3年からは、青少年指導員表彰式を併せて実施しています。
平成30年度（第51回）は「子どもたちの未来の応援団 ～私たち青少年指導員に求められること～」をテーマに開催し、568人の参加がありました。

(エ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画の促進、社会的自立への支援を進めることに地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者を育成するため、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、市町村・青少年関係団体と連携して取組を進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(オ) 更生保護事業への支援【再掲】<福祉子どもみらい局>

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設の活動に対して支援を行っています。

(カ) スポーツ指導者等の養成及びスポーツ情報の提供<スポーツ局>

県民の多様なスポーツニーズに対応するため、スポーツ指導者等の養成及び資質の向上を目的とした講座を開くとともに、スポーツ指導者や公立スポーツ施設などの情報提供を行い、県民のスポーツ活動を支援しました。

(キ) 総合型地域スポーツクラブ等人材の育成<スポーツ局>

総合型地域スポーツクラブ等の運営に必要なマネジメントに関する研修及び地域のスポーツクラブ等に携わるスポーツ指導者・スタッフに必要となる知識・指導法等の研修を行い指導力の向上を図りました。

(平成30年度の活動状況)

- ・スポーツ指導者スキルアップ講座実施回数・参加者 4回・延べ112人
- ・スポーツクラブマネジメント講座実施回数・参加者 4回・延べ117人

平成30年度 総合型地域スポーツクラブ等人材育成事業

- ・スポーツ指導者スキルアップ講座

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/2/skillup/history.html>

- ・スポーツクラブマネジメント講座

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/2/management/history.html>

(ク) 障がい者スポーツの普及推進【再掲】<スポーツ局>

スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行っています。

(平成30年度の実施状況)

県障害者スポーツ大会の参加者 計1,224人

(ケ) 青少年行政総合推進（青少年育成表彰事業）<福祉子どもみらい局>

青少年の育成に貢献する個人・団体への表彰を行っています。

<基本目標ごとの数値目標の達成状況>

基本目標 I すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

| 項目 | | 内容 | | | | |
|------------------------|------------|--|--------|--------|--------|--|
| 思考力・判断力・表現力が向上した高校生の割合 | | 生徒が主体的に考えたり、発表し合うなどの学習活動を通して、思考力・判断力・表現力を高めることができたかを問う設問に対して、肯定的に回答した生徒の割合 | | | | |
| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | |
| 目標 | — | 53% | 59% | 64% | 70% | |
| 実績 | 47.4%(推計値) | 54.1% | 51.0% | 49.7% | 49.9% | |

※「魅力と特色ある県立高校づくりについてのアンケート」（高校教育課調査）

| 項目 | | 内容 | | | | |
|------------------------|--------|----------------------------------|--------|--------|--------|--|
| 外で遊んだり、運動やスポーツをする小学生の率 | | 小学生が週3回以上外で遊んだり、運動やスポーツを実施したりする率 | | | | |
| | 2013年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | |
| 目標 | — | 41% | 44% | 47% | 50% | |
| 実績 | 37.5% | 38.8% | 44.8% | 43.7% | 44.4% | |

※「神奈川県児童生徒体力・運動能力調査」（スポーツ課作成（保健体育課調査））

| 項目 | | 内容 | | | | |
|----------------------------|----------|--------------------------------------|----------|----------|----------|--|
| 子ども・青少年向け文化芸術の鑑賞・体験事業の参加者数 | | 子ども・青少年を対象とした県が関与する文化芸術の鑑賞・体験事業の参加者数 | | | | |
| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | |
| 目標 | — | 162,000人 | 168,000人 | 174,000人 | 180,000人 | |
| 実績 | 154,173人 | 176,432人 | 179,754人 | 181,278人 | 152,366人 | |

※文化課調査

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年の社会的自立の支援

| 項目 | 内容 | | | | |
|-----------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 就職が決定したニートの若者の数 | 国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数 | | | | |
| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
| 目標 | — | 220人 | 240人 | 260人 | 280人 |
| 実績 | 196人 | 229人 | 251人 | 182人 | 169人 |

※「国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数」（青少年課調査）

| 項目 | 内容 | | | | | |
|--------------------------|--|---------|---------|---------|--------|--------|
| いじめ認知件数に占めるいじめが解消した件数の割合 | いじめ認知件数のうち、年度内に「いじめが解消している」件数の割合（国の調査項目である「解消しているもの」「解消に向けて取組中」「その他」の3項目中、「解消しているもの」の割合） | | | | | |
| | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
| 目標 | — | — | 97.4% ※ | 97.6% ※ | — | — |
| 実績 | 97.0% ※ | 98.3% ※ | 98.6% ※ | 96.9% ※ | 78.5% | — |

※文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

神奈川県児童・生徒の問題行動等調査（子ども教育支援課・学校支援課）

※2016年度までの項目は、「いじめが改善した割合」であり、目標及び実績は、「いじめ認知件数のうち、年度内に『いじめの状況が解消した』と『一定の解消が図られたが継続支援中』を合わせた件数を示す割合」を示している。

| 項目 | 内容 | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 深刻な児童虐待の割合 | 児童相談所が受け付けた児童虐待相談のうち、深刻な虐待のおそれがあり一時保護を必要とした子どもの割合 | | | | |
| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
| 目標 | — | 12.5% | 12.0% | 11.5% | 11.0% |
| 実績 | 12.9% | 13.6% | 13.4% | 11.8% | 11.2% |

※子ども家庭課調査

基本目標Ⅲ 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

| 項 目 | | 内 容 | | | | |
|--------------------|--------|-------------------------|--------|--------|--------|--|
| 県民への青少年の深夜外出規制の周知度 | | 青少年保護育成条例における深夜外出に係る周知度 | | | | |
| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | |
| 目標 | — | 40% | 42% | 44% | 46% | |
| 実績 | 37.7% | 46.8% | 45.7% | 45.7% | 50.3% | |

※「青少年を取巻く問題と保護者の意識に関するWEB調査」（青少年課）

| 項 目 | | 内 容 | | | | |
|-------------------------|--------|--|--------|--------|--------|--------|
| I C T活用指導力がある県立高校の教員の割合 | | 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、生徒のI C T活用を指導する能力を問う設問に対して、肯定的に回答した県立高校の教員の割合 | | | | |
| | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
| 目標 | — | — | 65% | 70% | 75% | 80% |
| 実績 | 59.4% | 58.6% | 60.4% | 72.7% | 83.1% | — |

※文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（高校教育課）

| 項 目 | | 内 容 | | | | |
|------------------|--------|-------------------------|--------|--------|--------|--|
| 防犯ボランティアの育成数（累計） | | 地域で活動する防犯ボランティアの育成数（累計） | | | | |
| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | |
| 目標 | — | 1,250人 | 1,500人 | 1,750人 | 2,000人 | |
| 実績 | 1,064人 | 1,281人 | 1,608人 | 2,017人 | 2,240人 | |

※くらし安全交通課調査

第3 子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開

平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と併せて、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を大きな柱とし、都道府県及び市町村に対し、子ども・若者計画等の作成、子ども・若者総合相談センター並びに子ども・若者支援地域協議会の設置の3つの努力義務について定めています。また、平成28年2月に改定された同法に基づく国の基本方針「子ども・若者育成支援推進大綱」においては、すべての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、子ども・若者の成長のための社会環境の整備、子ども・若者の成長を支える担い手の養成、そして創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援という5つの施策を基本方向に掲げるなど、青少年施策に対する国の新たな基本方針が示されたところで

す。県では、平成24年4月に同法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」を設置し、一次相談窓口機能を強化したほか、平成25年5月に「神奈川県子ども・若者支援連携会議」を設置し、相談支援を必要とする子ども・若者や家族に対して、効果的な相談支援が行えるよう、国・県・市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を更に促進し、切れ目のない総合的な支援を目指しています。

また、平成28年3月に子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者計画に位置づけられる「かながわ青少年育成・支援指針」を改定するとともに、「かながわグランドデザイン第3期実施計画」の実現に向けた青少年施策を展開しています。

インターネット上の有害情報の氾濫について

～スマートフォン等へのフィルタリング設定の必要性～

現在、多くの青少年が携帯電話・スマートフォンを所持しており、スマートフォン等により、インターネットを利用することは当たり前の世の中になっていますが、インターネットは便利な反面、青少年の有害な情報へのアクセス、有害な情報を介した犯罪被害の発生等の弊害も生じています。

○ 青少年のスマートフォン等には必ずフィルタリングの設定を



青少年が使用するスマートフォン等を購入する場合、お店でフィルタリングを設定する必要があります。やむを得ずお店での設定を行わない場合は、保護者が責任をもって設定する旨を記載した書面を提出した上で、保護者が必ず設定してください。

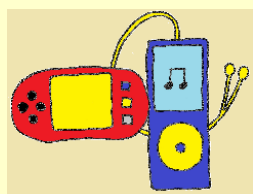
近年は、お子さんの成長に合わせ、見たいサイトを閲覧可能にするカスタマイズ機能の備わったものが多数あるので、それらを効果的に活用し、お子さんにせがまれても、安易にフィルタリングを解除しないようにしてください。

○ 青少年向け携帯電話等推奨制度について

平成23年11月から、首都圏の9つの都・県・市が連携して「青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末等」を推奨する制度を実施しています。この制度は青少年が携帯電話を持つことを勧めるものではありませんが、持たせる必要がある場合の目安・参考としていただくために設けたもので、「おおむね小学生程度」には、インターネット接続ができないもの、「おおむね中学生以上」には、ウェブサイトを利用する場合に、フィルタリング機能を有していること等の基準を定めています。また、本推奨制度を周知するため、マークを作成しています。



○ 携帯ゲーム機や音楽プレーヤーにもフィルタリングの設定を



携帯ゲーム機や音楽プレーヤーなど、スマートフォン以外にもインターネットに接続できる機器はたくさんあります。青少年を有害情報から守るためには、これらの機器についても、フィルタリングの設定が必要です。

(注) フィルタリングが設定できない機種や、フィルタリングが有料の場合があります。

○ 携帯電話やインターネットのルールなどについて家庭で話し合しましょう

有害情報に接しないようにするとともに、青少年自身にインターネットを適切に活用する能力を身に付けさせることが大切です。保護者の皆さんもインターネットに関する理解を深め、日頃から家庭でインターネットのルールや青少年のネットトラブルの防止について、家族で話し合う機会を設けましょう。

(問合せ先 青少年課)

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課企画グループ（電話 045-210-3840）

- 手紙で 〒231-8588 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課（所在地は省略できます。）
※県の施設、市町村の窓口などにある「わたしの提案（神奈川県への提言）」の専用封筒もご利用いただけます。
この封筒をご利用の際には、封筒の宛先欄に「福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課」と明記してください。

■ ファクシミリで 045-210-8841

■ インターネットで 青少年課のホームページのお問い合わせフォームをご利用いただけます。